

平成21年第4回定例会

市 議 会 会 議 録

平成21年11月30日（開会）

平成21年12月18日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十一年第四回定例会会議録

(平成二十一年十二月)

垂水市議会

第 4 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (11 月 30 日) (月 曜)

1. 開 会	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案第 88 号～議案第 99 号 一括上程	8
委員長報告、質疑、討論、表決 (認定)	
1. 議案第 101 号～議案第 104 号 一括上程	10
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
議案第 101 号～議案第 104 号 (原案可決)	
1. 議案第 105 号～議案第 107 号 一括上程	15
説明、質疑	
議案第 105 号 総務文教委員会付託	
議案第 106 号、議案第 107 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 108 号～議案第 111 号 一括上程	26
説明、質疑	
議案第 108 号、議案第 109 号 総務文教委員会付託	
議案第 110 号、議案第 111 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 112 号 上程	27
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 113 号～議案第 119 号 一括上程	31
説明、質疑	
議案第 113 号、議案第 114 号 総務文教委員会付託	
議案第 115 号～議案第 119 号 産業厚生委員会付託	
1. 陳情第 20 号、陳情第 21 号 一括上程	33
陳情第 20 号 総務文教委員会付託	
陳情第 21 号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	34
1. 散 会	34

第 2 号 (12 月 8 日) (火 曜 日)

1. 開 議	36
1. 一般質問	36
大菌藤幸議員	36

地域運営校（コミュニティースクール）への取組みは 給食センター民間委託の必要性があるのか。	
池之上 誠議員	42
学童保育について	
猿ヶ城開発について	
尾脇雅弥議員	51
各課経営方針について	
事業仕分けについて	
水産業の振興について	
猿ヶ城開発について	
小・中学校図書室運営について	
北方貞明議員	62
市政全般について	
川畑三郎議員	73
農業政策について	
福祉事業について	
国道拡幅について	
森 正勝議員	78
空店舗対策（再活用）について	
漁業緊急保証について	
池山節夫議員	82
活性化について	
健康たるみず21について	
学校問題について	
1. 日程報告	92
1. 散 会	92

第3号（12月9日）（水曜日）

1. 開 議	94
1. 一般質問	94
堀添國尚議員	94
中央中学校への教師の配置の状況について	
交通安全対策について	
環境対策について	
持留良一議員	98
財政改革の到達から今後の財政運営の方向について	
国保の一部負担（国民健康保険法第44条）の減免制度の改善・拡充について	

保育行政について
 入札制度改善の必要性と方向について
 教育の保障と経済的支援策について「経済的な貧困から教育の格差をなくす対策を」
 (子どもの貧困の克服対策)
 保健・福祉・医療連携システムについて(健康づくりや医療費削減のためにも抜本的
 対策が必要な時期にきている)

篠原静則議員..... 110

毎月20日の交通安全立哨について
 中央運動公園の整備について

1. 日程報告..... 118

1. 散 会..... 118

第4号(12月18日)(金曜日)

1. 開 議..... 120

 発言の申し出..... 120

1. 議案第105号～議案第119号、陳情第20号、陳情第21号 一括上程..... 120

 委員長報告、質疑、討論、表決
 議案第105号～議案第119号(原案可決)
 陳情第20号、陳情第21号(継続審査)

1. 意見書案第21号、意見書案第22号 一括上程..... 124

 説明、質疑、表決
 意見書案第21号、意見書案第22号(原案可決)

1. 陳情第22号 上程..... 125

 陳情第22号 総務文教委員付託

1. 閉 会..... 126

平成21年第4回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
11・30	月	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
12・1	火	休 会	
12・2	水	〃	(質問通告期限：正午)
12・3	木	〃	
12・4	金	〃	
12・5	土	〃	
12・6	日	〃	
12・7	月	〃	
12・8	火	本会議	一般質問
12・9	水	本会議	一般質問
12・10	木	休 会	
12・11	金	〃 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
12・12	土	〃	
12・13	日	〃	
12・14	月	〃 委員会	総務文教委員会 (議案審査)
12・15	火	〃	
12・16	水	〃 委員会	議会運営委員会
12・17	木	〃	
12・18	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 議案第 88号 平成20年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について
 議案第 89号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 90号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議案第 91号 平成20年度垂水市後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第 92号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 93号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 94号 平成20年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 95号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 96号 平成20年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 97号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 98号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第 99号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第101号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第102号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第103号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第104号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第105号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案
- 議案第106号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例案
- 議案第107号 垂水市猿ヶ城活性化施設条例案
- 議案第108号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第109号 字の区域変更について
- 議案第110号 垂水市道路線の廃止について
- 議案第111号 垂水市道路線の認定について
- 議案第112号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案
- 議案第113号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- 議案第114号 平成21年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案
- 議案第115号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第116号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第117号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第118号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第119号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案
- 意見書案第21号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書案
- 意見書案第22号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書案

陳情

- 陳情第20号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情
- 陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について
- 陳情第22号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について

平成 21 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 21 年 11 月 30 日

本会議第1号(11月30日)(月曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年11月30日午前10時開会

△開 会

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第4回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（川尻達志）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川尻達志）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において池山節夫議員、感王寺耕造議員を指名します。

△会期の決定

○議長（川尻達志）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月24日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から12月18日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川尻達志）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成21年8月分、9月分及び10月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）おはようございます。

9月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

まず、10月30日、柘原出身で、大阪市在住で大東エンジニアリング株式会社を営されておられます柳田辰男様より、ふるさと納税といたしまして1,000万円の大口の寄附をいただきました。

このほかにも大勢の方々からいただいております。今年度は11月26日現在、垂水市へ直接の寄附申し込みは、件数で96件、寄附申し込み金額は1,519万7,000円となっております。

また、県経由の寄附申し込みが10月末現在で、件数で9件、寄附申し込み金額は25万5,000円で、このうち6割の15万3,000円が垂水市へ交付されますので、合計1,535万円の寄附申し込み金額となっております。

財政の厳しい中にありまして非常にありがたいことで、ふるさと応援基金に積み立て、今後、有効に活用させていただきたいと思っております。

次に、歴史的な政権交代により発足しました民主党政権でございますが、今後の陳情につきましては、原則中央省庁では受け付けず、今後は民主党県連へ要望していくことになるようでございます。

また、来年度予算編成に向け、政府の行政刷新会議のワーキンググループが仕分け作業を実施し、廃止を含めまして、見直し、継続と表決を出しているようございますが、今後、その結果が予算編成にどのように反映されるのか、また地方交付税の動向などを十分注視しながら、本市も来年度予算編成をしていきたいと考えております。

次に、9月議会後の火災について報告します。建物火災2件、その他火災6件、車両火災1

件の火災が発生しております。

建物火災は、9月23日中央町において、ぼや火災、9月29日下本城において、天ぷらなべのかけ忘れによります住家1棟全焼した火災が発生しております。

その他火災は、9月5日上市木におきまして、たき火中枯草に延焼した火災ほか6件が発生しております。

車両火災は、11月10日牛根二川におきまして、大型トレーラー後部荷台及びタイヤ6本が焼損した火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

10月1日から2日にかけては、鹿児島県過疎地域自立促進協議会の「新たな過疎対策法の制定に関する要望活動」のため上京し、県選出国會議員へ要望してまいりました。

また、土地、建物の寄贈をいただきました坪井氏へのお礼と、昨年ふるさと納税で多額の寄附をいただいております光通信の重田氏へ紺綬褒章を届け、重ねて今後の協力についてもお願いをしてまいりました。

10月14日から16日にかけては、九州市長会に出席するために大分県日田市に出張いたしました。

本年度第2回目の九州市長会では、会務報告後、各県から提出された行財政関係の「都市財政の拡充強化について」ほか、合計20議案について審議し、このうち「都市財政の拡充強化について」ほか5件を全国市長会への提出議案とすることといたしました。

また、「新内閣発足に当たっての緊急決議案」が全会一致で可決し、同じく全国市長会へ提出することとなりました。

10月27日から28日にかけては、企業立地懇話会へ出席のため大阪市へ出張いたしました。

11月3日から4日にかけては、全国過疎地域自立促進連盟の理事会、総会などへ出席す

るため上京いたしました。

また、地元選出国會議員等も訪問し、新たな過疎対策法の制定に関する要望活動を行ってまいりました。

11月16日から17日にかけては、大隅総合開発期成会の中央要望のため上京いたしました。

また、日本総研の社長と面談し、今後のお願いをしてまいりました。

11月28日から29日にかけては、関西垂水会に執行部から副市長、市民相談サービス課長、ふるさと納税担当の職員、議会からは副議長を含め3名、その他商工会長、観光協会長等が出席いたしました。今回は、垂水市からの11名の出席者を加えまして、約130名の参加がありました。

総会では、本市の現況報告やふるさと納税へのお礼、今後の引き続きの協力依頼など、引き続き開催されました懇談会では多くの方々と歓談し、意見交換をさせていただきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、市長報告を終わります。

次に、各常任委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

産業厚生委員長。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

それでは、産業厚生委員会の所管調査報告をいたします。

去る11月4日から6日まで、香川県小豆島町、同じく三木町に産業厚生委員会7名、随員1名、計8名で所管事項調査に行ってまいりましたので、その結果を報告いたします。

産業厚生委員会では、事前に視察地の研修、また本市の現状、課題等を担当課と打ち合わせの上で今回の所管事項調査に臨みました。

初めに、小豆島町について報告いたします。

小豆島町では、オリーブ栽培の取り組み状況と課題について研修してまいりました。

小豆島町は人口1万6,900人、面積95.62平方キロメートルで、平成18年3月に2町合併による新しい町の小豆島町であります。

小豆島町の代名詞と言えばオリーブは、明治41年、当時の農商務省の政策により、鹿児島県、三重県、香川県を指定し、試作したのが始まりであります。瀬戸内海気候でオリーブ栽培に適した小豆島だけが経済栽培に成功して以来、今日まで百年の歴史を刻んでおります。

昭和40年代からつい近年まで、オリーブ栽培面積、収穫量ともに、農産物自由化、害虫駆除剤の規制、ミカン作奨励などのさまざまな要因で衰退する状況下にあったようです。

しかしながら、平成15年にオリーブ振興特区の認定を受け、会社法人等の貸し付け農地での営農が認められ、現在では9社が特定法人となっており、貸し付け面積も155.951平方メートルと増加してきているとのことでした。

企業参入による遊休農地の解消、加工原材料の安定確保、栽培農家の増加・普及、加工販売促進、増殖による景観形成及び環境美化も図られており、現在、道の駅、オリーブ公園を初めとし、着々と官民一体となった事業の進展が見てとれました。

今後とも、オリーブ発祥の地として「小豆島ブランド」を確立するために、住民に格安で植樹できるようにオリーブ苗代の助成等を行っており、栽培面積の拡大、収穫量の確保を進め、農業、加工・販売業、観光業などを連携させる体制が構築され、オリーブ産業を発展させ、地域の活性化につながる取り組みも行われていました。

本市においても、昨年度よりオリーブの試験栽培に取り組んでおりますが、気候条件の違いを指摘されたことを受けとめ、本市の気候とう

まくつき合える品種の選定が重要だと感じたところであります。

次に、三木町についてですが、三木町では、緊急通報装置給付事業の取り組み状況と課題について研修してまいりました。

三木町は、人口2万8,800人、面積75.78平方キロメートルで、県都高松市に隣接しながらも平成の合併をしなかった町です。

香川大学農学部などが町内にあり、また高松市のベッドタウンとして若い年齢層の人口も増加し続け、近年、ユニークな専門課程を持つ新設高校ができた活気のある町であるように思いました。

老後を安心して安全に暮らせるまちづくりのために、ひとり暮らしの老人に対し、緊急通報装置を給付する事業で、65歳以上の対象者約600人であり、設置費用は所得に応じた自己負担はあるものの、非課税世帯は無料、運用委託料を含めて実質町の全額負担となっています。

また、緊急時確認のために本人指定の協力員3名必要となるようですが、地域で見守ることにになり、共助のまちづくりにもつながっているようでした。

年々設置台数も50台ほど伸びており、それに伴う財政支出も230万円ぐらいでありました。

調査項目とは若干違いますが、南海沖地震の活断層の上に位置する三木町では防災の面にも力を入れており、その中の取り組みとして、防災ラジオの事例を紹介されました。1個1,500円の負担で購入してもらおうのですが、普及率65%、朝・昼・晩の3回定時放送を行っております。

本市の防災無線、FMラジオと比べて、より確実性のある防災設備だと思われ、安全・安心なまちづくりのために、福祉防災等にかかる町の支出は大きな割合を占めておりました。

合併しなくても、「小さくてキラリ輝くまち」づくりのために、町長の政策方針と連動した行政運営が印象に残りました。

本市においても、さまざまな制約がある緊急通報装置等給付事業であります。住んでよかったと思えるまちづくりのために、三木町スタイルを参考にし、取り組むべき事業であることを痛感いたしました。

最後に、オリーブ百年の歴史と今後の発展に地域全体で取り組む小豆島町の活力、また、安全・安心なまちづくりのために福祉防災に財政投資をする三木町、市政と町政の違いはありますが、2町の元気な取り組みに触れ、ぜひ垂水市にもと感じたところでありました。

今回の調査は垂水市にとって参考になる事例が非常に多かったことを報告し、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（川尻達志）総務文教委員長。

〔総務文教委員長田平輝也議員登壇〕

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

私ども総務文教委員会の7名及び随行員の職員1名は、去る11月11日から13日まで、愛知県の大府市と一宮市において所管事項調査を実施いたしましたので、その報告をいたします。

最初に、大府市についてですが、人口は約8万5,000人で、今も名古屋市のベッドタウンとして人口が年々増加しているとのことでございます。

主な産業といたしましては、工業では、自動車関連の企業を中心に金属や機械などがあり、また農業も生産が盛んであるそうです。

そのため、財政力指数が1.30、実質公債費率が3.0%であり、地方交付税の不交付団体となっております。

大府市では、学校給食が知多半島で唯一の全小・中学校単独の自校方式でありまして、その成果と問題点、そして運営体制などについて研修いたしました。

大府市には、小学校8校・中学校4校がありますが、児童生徒数が年々ふえ、小学校の新築

が計画されておりました。

まず、給食の自校方式のメリットとしまして、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに給食を提供できる。それと、学校ごとにきめ細かな調理や管理が可能である。それと、給食の運搬が不要で、各校の給食時間に合わせた調理が可能などが挙げられました。

逆に、デメリットとしましては、必要経費が多くかかる。それと、各校に給食室を設置するため、光熱費、施設の維持管理費や人件費が割高になるなどございました。

大府市の12校全体の一日の給食数は8,212食であります。給食に当たる職員は、12校全体で正規職員が各学校へ2名ずつの24名、ほかに5時間勤務の臨時職員が43名の体制であるそうです。その中で大府小学校では、正規職員2名、臨時職員9名の11名体制で毎日1,043食をつくっていらっしゃるそうです。

給食費については、一食当たり、21年度より値上がりをしてまして小学生が220円、中学生が250円とのことございました。

また、年間の人件費は、正規職員24名で年間9,800万円、臨時職員全員で43名で2,940万円となっていたようでございます。

これらを、まず大府市だからこそできる自校方式ではと考えました。

また、食育推進の取り組みについては、学校のみでの教育活動だけではなかなか効果が得られないために、学校・家庭・地域が連携して初めて推進が図られる。そのために、家庭へ毎月「ランチニュース」を発行し、給食試食会、地域の生産者と接する機会、地域産物の活用などを行っているとのことでありました。

安全で健康な食べ物を選べる能力が大切だと感じました。

次に、消防広域化についてですが、一宮市の消防本部で消防広域化の現状と課題について研修いたしました。

一宮市は、平成17年4月に、一宮市に、旧尾西市、旧木曾川町が編入合併しまして、それまでの各消防本部を改称し、消防署にして、1消防本部、3消防署、10出張所体制であります。

合併して、現在人口が38万人、消防職員369名、団員560名であります。

まず、消防広域化体制の効果といたしまして、合併により消防隊の編成強化がなされた結果、出動態勢の強化が図られ、二次出動隊以降が充実し、被害の軽減が図られたとのことでございます。

また、各消防署から早期に現場到着の効果があつたとのことでございました。

合併後の課題としましては、職員一人一人のレベルアップを図り、各隊の連携強化を図るためのその環境づくりが大変重要であつたということ、また、人口の多いところの消防署の職員は出動数が多く、訓練されているが、人口の少ないところの消防職員は出動が少ないため、なれるまで大変時間がかつたとのことでございました。

本市も、広域合併を控えておりますが、消防職員や団員の計画的な教育、研修が大事ではないかと感じております。

以上で、総務文教委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（川尻達志）以上で、諸般の報告を終わります。

△議案第88号～議案第99号一括上程

○議長（川尻達志）日程第4、議案第88号から日程第15、議案第99号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第88号 平成20年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成20年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成20年度垂水市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成20年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成20年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成20年度垂水市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第95号 平成20年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第96号 平成20年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第97号 平成20年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第98号 平成20年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第99号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（川尻達志）ここで、決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長。

[決算審査特別委員長森 正勝議員]

○決算審査特別委員長（森 正勝）おはようございます。

去る9月18日、平成21年第3回定例会において決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査となつておりました平成20年度の垂水市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、交通災害共済特別会計、地方卸売市場特別会計、介護保険特別会計、老人保健施設特別会計、と畜場特別会計、潮彩町排水処理施設特別会計、漁業集落排水処理施設特別会計及び簡易水道事業特別会計の各歳入歳出決算について、11月9日及び10

日の2日間決算特別委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

まず、審査に当たっては、決算の性質にかんがみ、予算が議決の趣旨、目的に沿って適正に執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうか、また前年度要望事項の処理にどのように努力されたかなどに重点を置き、審査いたしました。

なお、計数については、監査委員の審査を十分尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、各関係課長の説明を受けながら、予算執行の実績、効果等を確認し、その適否について審査いたしました。

最初に、一般会計について報告します。

まず、財政課より、平成20年度の主要な施策の成果説明がございました。

国、地方のいずれにおいても極めて厳しい経済財政状況の中、本市も例外なく苦しい財政運営を強いられていること。歳入面においては、地方交付税が前年度に比べ増加しているが、その分、他の歳入のマイナス部分をカバーしていること。また、歳出面においては、財政改革プログラムに基づき、無駄を省き、効率的・計画的な予算執行に努めた結果、一般会計における決算額の実質収支は1億2,918万8,000円の黒字であること。また、特別会計においても、健全財政に努めた結果、すべての会計において黒字であることが報告されました。

それでは、主な質疑について申し上げます。

最初に、総務課所管の施政方針に対する成果等についての質問があり、前年度と同様に災害犠牲者ゼロということで取り組み、防災会議において、対策本部のあり方、文言修正、問題点等を検討し、地域防災計画書の見直しを行った。また、自主防災組織の促進に努め、組織率が75%にアップしたと回答がございました。

また、行財政改革により職員を減らしている中での非常勤職員の待遇改善についての質問に

対し、他市の状況を見ながら、いい方向に検討していかねばと考えるとの回答がありました。

次に、財政課所管において、入札の改善を含め、入札制度のあり方を具体的課題としてどのように考えているのかとの質問に対し、本年9月より最低制限価格を設けたこと、また入札調査価格は5億円以上の工事について実施していくようにしており、一定の工事、修繕等において、品質のほうは確保できているのではないかと回答がありました。

次に、企画課所管において、昨年度の要望事項であった「キララメッセの有効活用」に関する報告がありました。

また、自治体のIT化の推進の今後の対応についての質問に対し、個人情報の漏えいによる危険性があり、セキュリティー対策に力を入れていきたいとの回答がありました。

次に、保健福祉課の所管において、がん検診等の検診率を高めるためにどのような対策に取り組んだのかとの質問に対し、40歳以上のがん検診の対象者、20歳以上の女性の検診の対象者に問診票を配布し、受診を高める努力をしてきたが、検診率が低いため、今後は健康教育活動、推進役のボランティアの育成など、「健康たるみず21」の策定とあわせて取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、土木課所管において、住宅使用料の長期高額滞納者の徴収対策について努力するよう監査委員より意見が付されていた点について、垂水市市営住宅等家賃滞納整理要領に基づき、課内滞納対策会議を実施し、督促状、催告書の発送や戸別訪問等の実施、また保証人への家賃納付協力依頼書の送付を行い、今後は滞納対策マニュアル等の整備を図っていくとの説明がございました。

最後に、教育委員会所管において、19年度の要望事項について、20年度は各学校へ出向き内容の把握を行い、予算要求をした結果、財政事

情により件数的には満足していないが、国の生活対策臨時交付金事業等もあり、例年より多くの整備ができた。また、20年度から、懸案事項であった校舎、体育館等の耐震化に取り組んでおり、児童生徒、学校関係者の安全確保の面から最優先課題としているとの説明がありました。

次に、特別会計決算について主なものを報告いたします。

国民健康保険特別会計に関し、歳入の確保及び歳出の抑制についての質問に対し、徴収率が19年度より落ちており、反省点があるが、税務課と連携を強くして、お互い協議、確認しながら徴収対策に取り組んでいきたい。

また、特定健診について、夜間に運動教室や電話、訪問等で保健指導を行ってきたが、今後も、早期発見・早期治療を中心に、人間ドックのコースの細分化やジェネリック医薬品の利用など、あらゆる手を使い医療費削減に取り組んでいきたいとの回答がありました。

以上のような審議を行った結果、前年度要望事項においては、おおむね要望に沿った努力がなされており、本委員会としては、一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算ともに適正であると認め、次の要望を付して認定することに意見の一致を見ました。

要望事項を申し上げます。

一、市営住宅使用料の歳入の確保を図っていただきたい。

一、非常勤職員の待遇改善を図っていただきたい。

一、元市職員の給食費横領金及び元市長の退職金の返還に対して積極的に督促していただきたい。

一、と畜場は新設民営化の方向へ進めてもらいたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

各議案に対する委員長の報告は、認定であります。

各議案を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第99号までの議案12件は委員長の報告のとおり決定しました。

△議案第101号～議案第104号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第16、議案第101号から日程第19、議案第104号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第101号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第102号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第103号 鹿児島縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島縣市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第104号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○総務課長（今井文弘）おはようございます。

議案第101号、垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

人事院勧告が本年8月11日に出され、同月25日に閣議決定されましたが、その中で、国の指定職員の期末手当の支給割合を削減することとしております。

今回提出しております議案は、この人事院勧告の指定職員の改正に基づき、議員、市長、副市長及び教育長の支給月数を年間0.25月削減しようとするものでございます。

なお、今回の議案の上程は、人事院勧告に伴うもので関連があることから、3条例を一括上程させていただきました。

改正内容について御説明いたします。

まず、第1条ですが、垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の1条関係をごらんください。

第5条第2項中、期末手当の6月支給分について「100分の160」を「100分の145」に改正し、12月支給分について「100分の175」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

第2条ですが、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の2条関係をごらんください。

先ほどと同じく、第2条第5項中、期末手当の6月支給分について「100分の160」を「100分の145」に改正し、12月支給分について「100分の175」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

第3条ですが、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正でございます。

新旧対照表の3条関係をごらんください。

これも議員の方々の取り扱いと同じく、第2条第5項中、期末手当の6月支給分について「100分の160」を「100分の145」に改正し、12月支給

分について「100分の175」を「100分の165」に改正しようとするものでございます。

なお、年間の期末手当の支給月数は3.35月から3.1月になり、0.25月の削減となりますが、本年6月の期末手当で既に暫定的措置として0.15月の削減をしていることから、12月の期末手当の支給割合は1.65となり、今回、0.1月の削減となるものでございます。

次に、附則につきまして、この条例の施行日を12月の期末手当の支給の基準日と同日とし、12月1日とするものでございます。

続きまして、議案第102号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

先ほどの議案101号と同じく、人事院勧告等に基づく減額改正でございます。

なお、今回提出しております議案は、国及び鹿児島県の勧告に基づき、職員の行政職給料表の減額見直しと期末・勤勉手当の支給月数を削減しようとするものでございます。

改正内容について御説明いたします。

第1条関係は、垂水市職員の給与に関する条例で、昭和30年に制定された本則を一部改正するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第16条は、期末手当の支給率を規定している部分で第2項中、職員分の6月の支給率を「100分の140」から「100分の125」へ、12月の支給率を「100分の160」から「100分の150」へ改正しようとするもので、第3項は再任用職員に係る読み替え規定でございまして、6月の支給率を「100分の75」から「100分の65」へ改正しようとするものでございます。

第17条は、勤勉手当の支給率を規定している部分で、第2項第1号中、職員分の6月及び12月の支給率を「100分の75」から「100分の70」へ改正しようとするもので、同条第2号は再任用職員の6月と12月の支給率を「100分の35」に

改正しようとするものでございます。

議案に戻りまして、附則の22項と23項でございますが、これは再任用職員に係る本年12月の期末・勤勉手当の特例的な取り扱いの改正であり、本市には対象者がありませんが、人勧に基づき、支給率を改正しようとするものでございます。

次に、別表第1、給料表の改正ですが、初任給や若年層の給与の引き下げは適当でないとして、1級から3級までの一部の給料月額については引き下げを行わないこととして、見直しが行われております。

これまで説明いたしました第1条関係の改正につきまして、実質的な影響を簡単に御説明いたしますと、今回の改正により職員の期末・勤勉手当の支給率は、現在年間4.5月が4.15月になり、年0.35月を削減しようとするもので、給料表の改定につきましては、1級から3級までの一部を除き、200円から1,200円の引き下げとなるものでございます。

人勧に伴う今回の職員給与への影響ですが、平均して2.4%の削減となりまして、年間の額にして1人当たり15万4,000円程度の減額になるものでございます。

次に、議案の3枚目の裏の第2条関係になりますが、平成17年の人勧に伴う給与構造改革に基づき、平成18年4月から減額した新たな給料表でこれまで運用しています。

この新たな給料表に切り替えるときに、当時の職員の給与額を補償するため、平成18年条例第13号の附則第7項で経過措置を規定しており、今回の人勧ではこの減給補償の部分も減額しようとするものでございます。

新旧対照表の最後のページをごらんください。

改正の内容といたしましては、給料の切り替えに伴う経過措置を規定している第7項で、補償の基準となる給料月額に100分の99.76を乗じて得た額を平成18年の切り替え当時に受けるべ

き給料月額としようとするものでございます。

議案のほうに戻りまして、次に附則について御説明いたします。

附則第1項は、条例の施行日を期末・勤勉手当の支給の基準日である12月1日としようとするものでございます。

附則第2項は、今回の人勧で職員の給料表と期末・勤勉手当の改正があったところですが、4月時点から民間給与との格差相当分を解消するため、減額の調整方法等を規定するものでございます。

附則第2項第1号は、本年4月から11月まで既に支給している給料や諸手当につきまして、0.24を乗じた額を12月の期末手当から減額しようとするものでございます。

第2項第2号は、本年6月に支給しました期末・勤勉手当につきまして、0.24を乗じた額を12月の期末手当から減額しようとするものでございます。

最後に、第3項ですが、細部についての規則への委任規定でございます。

引き続きまして、議案第103号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、本市が加入している鹿児島県市町村総合事務組合からの協議依頼に基づき、上程するものでございます。

鹿児島県市町村総合事務組合の規約の変更内容につきましては、平成22年3月23日から、始良郡加治木町、同郡始良町、同郡蒲生町、始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合を脱退させ、始良市を加入させるものとなっております。

鹿児島県市町村総合事務組合規約を改正するためには、同組合を組織する全部の自治体と総合事務組合との協議が必要になることから、本市においても、他の自治体同様に議会の議決を

求めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○市民課長（葛迫隆博） 議案第104号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、説明申し上げます。

提案理由ですが、市町村合併により始良市が設置されることに伴いまして、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、関係市町村との協議を初め、諸手続を必要とするため、地方自治法第291条の11の規定により、議決を求めるものでございます。

審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時45分休憩

午前11時10分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

○持留良一議員 102号議案について質疑をさせていただきますと思います。

他の議案については基本的には異議がないんですけれども、102号については異議があるという立場で質疑をさせていただきますと思います。

私たちはこの間、この4月、それ以前、去年の世界同時不況との関係も含めて、国、自治体、景気対策をさまざま取り組んできているというふうに思います。

その中で何よりも重要な点は、GDPの6割を占める個人消費をいかに刺激をし、活性化していくかということが地元の経済浮揚、そしてひいては垂水の税収にも大きく貢献するものだ

ということは、これはだれもが注目する中身だろうというふうに思うんですが、今回の場合は、ある意味では、そういう中で勧告を尊重されるという立場からこの提案をされたということなんですけれども、市の職員にとっても、教育ローンや家のローンとかさまざま抱えていらっしゃる方も多いかというふうに思います。また、地域経済にとっても、当然この減額によって与える影響というのは相当なものがあるというふうに思うんですが、そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、減額の総額はどのくらいの規模になるのか。そしてまた、地域経済及び民間企業等への影響をどのように、この間されてきている中で改めて、こういう景気対策がとられている中でどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○総務課長（今井文弘） それでは、御質問にお答えいたします。

議員言われますとおりに、今回、国の人勧、県の人勧に基づきまして、今回改正をさせていただくところでございますが、国にしましても、県にしましても、やはり民間との格差を是正するということから、民間の事業所を調査をいたしました結果、民間との支給割合が見合うようにというようなところでの今回改正であろうかと思っております。

そして、民間企業の給与水準を踏まえるとともに、本年の人事院勧告の内容、それから他市の動向等も踏まえまして、こういう改正とさせていただきますましたが、今お話があったとおりに、確かに職員にとっても、削減ということで大変なところもございまして、これはやむを得ないのかなというところでございます。

御質問にありました影響額につきましては、先ほどちょっと申し上げましたが、6月で2,483万円、それから12月、今回1,997万円程度、合わせまして4,480万円程度の減額ということになるかと考えております。

○持留良一議員 民間との格差の問題、見合うようにということでしたけれども、そうしますと、逆にどんどんどん今後、そういう今の経済状況の中だと民間も逆に、市の職員の皆さんのほうが下がったから下げるといふ、ある意味では悪循環に陥ってしまうというこういう現状にもあると思うんですね。

そこで、市長にお聞きをしたいんですけども、市長は、職員の皆さんの生活を守るという最大の責任者だと思うんですね。そうやってきたときに当然、地域の経済のことも頭に入れながら、問題も考えて対応しなきゃならないということなんですが、基本的には、労働組合とも基本的に合意されたということがあるというふうに思うんですが、しかし、実態として、そういう与える影響、また民間との問題等々含めて、また最終的には地域経済、市の税収等含めて、当然4,400万円という金額は相当な金額だというふうには思うんですが、市長自身はそのあたりを、勧告を尊重されるということですが、そういう地域経済に与える影響、職員の生活への影響、そして最終的には職員の生活を守る責任という立場から、この点についてどんなところを考え、もしくは考慮されたとか、そういう点があればですけども、そのあたりの点についてどのように判断されたのかお聞きしたいと思います。

○市長（水迫順一）世界同時不況で、今回の不況の場合は地域も一斉に不況になっておりまして、本市も例外ではないわけでごさいます、経済の観点から見ますと、非常にこのことはできるだけ避けたい部分であることは事実です。

だけど、やはり今、総務課長のほうから説明がありましたように、民間との格差が余りにも広がっていきますと、その他のいろんな問題が発生するということが事実でございますので、やはり官民一体となって地域おこしをしようという観点からも、やはり今回は他市と同じよう

にこの勧告を受けざるを得ないと、そのように思っております。

○持留良一議員 そうなってくると、今のとらえ方の問題、民間との云々ということだけにとられていらっしゃいますけれども、いわゆるこの間、財政改革という問題の点もあったというふうには思うんですね。だから、そういう点については今後、特別に対応しないと、要するに、こういう勧告があったから、今回そういう周辺の状況なんかも考えながら判断したというふうな受けとめ方でいいんでしょうか。

○市長（水迫順一）当然それも1点ございます。ですけど、まず要は地域経済が本当に早く回復して、民間がそういう状況が改善されるということが非常に大事でございます。ですから、それにはその努力は一方でしていかなくちゃいけない、そういうふうには思います。

地域経済に及ぼす影響が大きいということは、さっき申したとおりでございます。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

御異議がありますので、議案第102号を除き、各議案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第120号を除き、各議案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号は起立により採決いたしま

す。

議案第102号を原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

△議案第105号～議案第107号一括上程

○議長（川尻達志）日程第20、議案第105号から日程第22、議案第107号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第105号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第106号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例 案

議案第107号 垂水市猿ヶ城活性化施設条例 案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○企画課長（太崎 勤）議案第105号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

この産業開発促進条例は、市内に工場、ソフトウェア業に係る事業所等を新設し、又は増設する者に対し、過疎地域自立促進特別措置法の定めに基づき、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を行うことにより、本市の産業開発を促進し、もって雇用の増大及び経済的発展に寄与することを目的としたものでございますが、今回の一部改正は、この産業開発促進条例に基づく固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を受けることができる者に関する規定において、引用しております上位法の租税特別措置法及び同法省令の改正に伴い、同条例の条文整備を行うために改正しようとするものでございます。

なお、今回の改正により対象となります業種、償却資産の取得額は、改正前と変更はござい

せん。

具体的内容について、2枚目の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、第2条第7号は、租税特別措置法の規定の適用を受ける特別償却設備について規定しているものでございます。

具体的には、青色申告書を提出する個人及び法人が過疎地域自立促進特別措置法の規定による平成22年3月31日までの期間内に、市内で工場等の新設又は増設をし、その生産等設備でこれを構成する減価償却資産に対して、その取得価格に適用する特別償却設備の条件を規定しているものでございます。

次の第5条第1項第1号は、特別措置の対象とする要件として、生産等設備の新設又は増設の時期について、過疎地域自立促進特別措置法の規定による平成22年3月31日までの期間内に新設等された生産等設備であることを規定しているものでございます。

同項第2号は、生産等設備でこれを構成する固定資産の取得価格の合計額に関する要件を規定しており、租税特別措置法施行令に規定する額、又は過疎地域自立促進特別措置法が適用される場合等を定める省令に規定する額のいずれか高い額を超えるものと規定しているものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌）議案第106号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例案について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年3月に完成予定であります「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」の施設について、設置及び管理に関する条例を定めるために御審議いただくものでございます。

それでは、順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条に、設置する施設に関することを規定し、施設の名称は、市報でもお知らせしておりますとおり「猿ヶ城溪谷森の駅たすみず」といたしました。

第2条に、位置に関することを規定し、位置の表示は、代表地番として垂水市新御堂1344番地1（25～26ページの発言により訂正済み）といたしました。

第3条に、森の駅たるみずを構成する施設として、宿泊施設ほか3施設等を規定しております。

第4条に、開場時間及び受付時間に関することを規定して、施設は通年で利用できることし、受け付けに関しては、受付時間の制限を設けております。

また、第2項で、特に管理運営上必要がある場合の変更に関することを規定いたしております。

第5条に、利用の申請及び許可に関することを規定し、第6条に、利用許可の制限に関することを規定しており、該当する行為として、第1号から第5号までの各号を規定いたしました。

第7条に、使用料に関することを規定し、具体的な使用料は別表に記載しておりますので、後ほど別表にて御説明申し上げます。

第8条に、使用料の免除又は徴収の猶予に関することを規定し、第9条に、使用料の還付に関することを規定しております。

第10条に、行為の制限に関することを規定し、行為の制限に係る詳細な行為は、別に施行規則で定めることとしております。

第11条に、権利譲渡等の禁止に関することを規定しております。

第12条に、利用許可の取り消し等に関することを規定して、第1号から第4号に該当する項目をそれぞれ規定しております。

第13条に、利用者の原状回復の義務に関することを規定しており、第2項で、利用者が義務

を履行しなかった場合のことについての規定を設けております。

第14条に、損害賠償等の義務に関することを規定しております。

第15条に、免責等に関すること、第16条に、立入検査に関することを規定いたしております。

第17条に、指定管理者による管理の代行に関することを規定しており、第1項第1号から第4号において、業務の内容、範囲等に関することを、第2項で、指定管理者による管理の代行の場合の読み替えを、第3項に、指定管理者による開場期間及び受付時間の変更に関することを規定しております。

なお、今後の森の駅たるみずの管理については、現在進めております体験型観光の取り組みなどをスムーズに進めるために、1年をめどに直営での管理を予定しており、その後、指定管理者による管理に移行する計画であります。

次に、第18条で、指定管理者の指定手続等は、垂水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例によることを規定しております。

第19条に、管理基準に関することを規定しており、第1号及び第2号に、指定管理者が遵守すべき事項等を規定しております。

第20条に、指定管理者による管理の代行の場合に、利用料を徴収させ、指定管理者の収入として帰属させること、また、このことに関することを第2項及び第3項で規定いたしております。

第21条に、委任に関することを規定し、この条例の施行について必要な事項は、垂水市長が別に定めることを規定いたしております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行することとしております。

次に、さきの第7条で御説明しました使用料に関する別表でございますが、宿泊施設は、コテージ8棟とオートキャンプ場5区画、それに

テントサイトになります。

使用料は、別表に表示しておりますとおりでございまして、コテージとオートキャンプ場はそれぞれ、1棟1泊1万5,000円、1区画1泊3,500などとしており、この金額は、他の施設による事例などを参考に、収益性や利用のしやすさなどを考慮して検討したものであります。

なお、表の備考に、通常定員を超えた利用人数の場合の割り増し規定、5人未満の小人数による利用の場合でも利用しやすくなるために減額できることの規定、土曜日等の利用における割り増しのできる規定を設けております。

シャワー施設につきましては、コイン式のシャワーを設置し、その金額は1回につき200円とし、利用時間は、オートキャンプやテントでの宿泊者の利用などを考慮して午前6時から午後10時までとしております。

また、表下段の備考において、宿泊施設の利用時間と、オフ時期に想定される10月から翌年3月までの期間の使用料の減額規定を設けております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○農林課長（山口親志） 続きまして、議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案について、御説明申し上げます。

中山間総合整備事業KAM大隅西部で整備しました活性化施設が12月中に鹿児島県から引き渡しの予定がありますことから、施設利用のため、設置及び管理に関する条例を定めるために御審議いただくものでございます。

それでは、順を追って御説明申し上げます。

まず、第1条に、設置する施設に関するについて規定し、第2条で、位置に関するを規定し、位置の表示は、代表地番としまして垂水市新御堂1344番地の1としました。

第3条、第4条で、休館日と開館時間に関するを規定し、第5条に、利用申請及び許可

に関するを規定し、第6条に、利用許可の制限に関するを規定し、該当する行為としまして、第1号から第5号までの各号を規定しております。

第7条に、使用料に関するを規定し、具体的な使用料を別表に記載しておりますので、後ほど別表で御説明いたします。

第8条に、使用料の免除又は徴収の猶予に関するを規定し、第9条に、使用料の還付に関するを規定しております。

第10条に、行為の制限に関するを規定し、行為の制限に関する詳細な行為は、別に施行規則で定めることにしております。

第11条に、権利譲渡等の禁止に関するを規定し、第12条に、利用許可の取り消し等に関するを規定し、第1号から第4号、該当する項目をそれぞれ規定しております。

第13条に、利用者の原状回復の義務に関するを規定し、第2項で、利用者が義務を履行しなかった場合のことについての規定を設けております。

第14条に、損害賠償等の義務に関するを規定しまして、第15条に、免責事項に関すること、第16条に、立入検査等に関するを規定しております。

第17条に、指定管理者による管理の代行に関するを規定しまして、第1項第1号から第4号において、業務の内容、範囲等に関するを規定し、第2項で、指定管理者による管理代行の場合の読み替えを規定し、第3項に、指定管理者による開館時間の変更に関するを規定しております。

第18条で、指定管理者の指定手続等は、垂水市公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例によることを規定しております。

第19条に、管理の基準に関するを規定し、第1号及び第2号に、指定管理者が遵守すべき事項等を規定しております。

第20条に、指定管理者による管理代行の場合に、利用料を徴収させ、指定管理者の収入として帰属させること。また、このことに関連することを第2項及び第3項で指定しております。

第21条に、委任に関することとして、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年1月1日から施行し、経過措置としまして、平成22年1月1日から3月31日までの間の休館日を第3条に加えて規定しております。

次に、さきの第7条で御説明しました使用料に関する別表でございますが、別表第1で、施設使用料を農産加工室から工作室までを半日、一日単位で規定し、別表第2で、空調設備の使用料を1時間単位で規定しました。

この使用料の金額は、他の施設の使用料、利用者の電気料負担等を基本に、利用のしやすさ、収益性等を考慮し、検討いたしました。

また、商工観光課提案の猿ヶ城溪谷森の駅たるみずと関連し、交流の場として一体的活用を図って運営を行ってまいります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（川夙達志）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 先ほど言われたとおり、両方の施設を指定管理にしたい方向でのという最終的な方向性も示されたんですが、1点目にお聞きしたいのは、今までの道の駅、それから病院とか含めて、いろいろ施設の性格というのもやっぱり違ってくると思うんですよね。一般的に言われているのが提携型サービス施設、いわゆるプールとか駐車場とかそういうところを委託している、指定管理者にしているところと、あと社会的開発事業型施設、文化ホールとか図書館とかですね、なかなか指定管理になじまない点でいろいろ全国にも問題が出ているようなん

ですが、そういう大体2つの体系にされるというふうに聞いているんですけども、そうなってくると当然、指定の基準がいろいろと違ってくると思うんですよね。そのあたりというのはどんなふうに考慮されていくのかなと。

というのは、この2つの施設とも、ある意味では社会教育的な側面というのは非常に強いものがあると思うんですよね。そうやってきたときに、やはり今までみたいな形での利益を上げて運営をしていくというのとはちょっと性格が違ってくるんじゃないかなというふうに思うんですね。そうやってきたときに、じゃそのあたりの選定基準というのをどんなふうに設定しているのか、もしくはその必要性というのはいないのかという点が1点あります。

そうなってくると、先ほど、もうすぐ指定管理だということでしたけれども、要は指定管理基準というのは、そもそも指定管理者にするというのは経費の削減ということが最大の眼目になっているというふうに思うんですが、私たちはその実態もなかなかわかりません。試算、いわゆるどういう運営でこうだから指定管理にするんだという点というのは私たちには示されていないんですよね。道の駅のときにはそのことが十分試算も示されました。なるほどという点も結構ありました。そして、努力によって施設運営が4年後には黒字になるということも明らかにされました。であるならば指定管理が妥当ではないかなということもあったというふうに思います。しかし、今回はそういうのがないままぼんと、もう指定管理ですよという形で移行していくというふうになると思うんですが。

そこで質問したいんですけども、指定管理料というのはじゃどう考えるかというのがあるんですよね。利用料だけじゃ、とてもじゃないが、ここの運営というのは難しいだろうというのはだれもがこれは想像するし、前も課長がそういう答弁をされたんじゃないかなというふう

に思います。

そうやってきたとき、例えば道の駅は収入をもってそれを指定管理料にすると、病院の場合は地方交付税を指定管理料にするというふうなとらまえをしているんですけれども、この場合に、指定管理料というのはどんなふうに私たちは受け取っていいのか。そうしますと、やっぱり当然その結果、一般会計に与える影響、またいわゆるそこの関係で一般会計も持ち出さなきゃならないとなると、利用料だけで運営できないとなると、そういう問題が出てきますよね。そうやってきたとき、一般会計に与える影響も出てくるんですが、そのあたりをどのように指定管理料というのを考えとして考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

あと、確認なんですけれども、この間、指定管理制度が今、2つですかね、病院と道の駅とですよね。そうやってきたときに、私たちも本当にいろいろ気をもんでいる部分があるんですが、市長には報告がいろいろ来るわけなんですけれども、確認なんですけれども、監査として出納関係、事務監査を行うことができるのかということと、業務内容について監査はできないのかという点、それから事業報告書、ぜひこれは議会にも提出していただくように改善を図れないのかという点。

そして、先ほど指定管理料の問題を言いましたけど、もし指定管理にした事業者がもうとてもじゃないけど経営できないと、負債が莫大になってきたという場合に、その負債です。その負債の責任の所在はどこにあるのか。というのは、今回改めてこういう運営形態になっていくと、そのあたりが非常に懸念される問題なものですから、そのあたりの負債の所存というのはどんなふうに考えていけばいいのか、どうなっているのかですね、国の法律との関係でも。この点について質疑をします。

○商工観光課長（倉岡孝昌）まず、1点目の

指定管理料についてでございますけれども、指定管理料につきましては、通常範囲で運営管理をいたしました場合に出る費用、それと収益との差額が生じた場合に、その差額について通常であれば市が負担すべきものでありましょうし、それを指定管理料として考えることになろうと思っております。

このようなことを考えまして、1年間は直営でということをお先ほど申し上げましたけれども、運営形態というのをも1年間やってみまして、それによる利用形態というのを把握し、その上で指定管理ということで考えているところでございます。

2点目の出納監査等についてでございますけれども、他の事例で見ますと、指定管理についての報告というのをしているところもございしますので、そういうことは参考にしたいと思っております。

それと、負債を出した場合ということでございますけれども、この解釈についてちょっと検討は要するかと思いますけれども、基本的には、指定管理者が受託することによってございしますので、指定管理者の責任の範囲というふうには考えておりますけれども、ケース、ケースあると思いますので、そこは検討しなければならないことだというふうに思います。

以上でございます。

○持留良一議員 1つ抜けたんですけれども、その選定基準の問題。1年運営して直営でやっということでしたけれども、選定基準、先ほど言いましたとおり大体2つ大別をされるという中で、性格的にも、先ほど言いましたように社会教育的な非常に中身の持っているものだから、そうするとやっぱり相当経営的な面というのか、運営というのか、そのあたりというのは今までみたいな単純な問題ではないと思うんですよ。ただ単に収支だけにとらわれない面も出てくると思うんですよ。当然これはそういう部分

が出てくると思うんですよ。

そうやってきたときに、やっぱりそのあたりの運営として、ただ単にある民間の団体に任すだけでいいのかというそのあたりというのは、例えばNPOだとか含めて、そういう社会教育に関するようなNPOだとか、もしくはそういうのを1年間育てるとか、いろいろあるかと思うんですが、そのあたりの部分というのは、やっぱり今までにない性格の施設だというふうに思っているものですから、そのあたりのとらえがどうなのかということで、そのことによって選定基準というのもう一度そのあたりを考慮しなきゃならないのじゃないかなと言ったんですけれども、再度その点についてお考えをお聞かせください。

指定管理料の問題ですけれども、施設によって当然、目的によって中身が違うわけですよね。道の駅、病院というのはそれぞれ、それに該当する収入を充てるということを言われましたけれども。そのことは明確に、ただ差額だと言われまして、そうしますと指定管理料とは一体何なのかということが出てきちゃうわけですよ。そうしますと非常にあいまいなんですよ。例えば1,000万円ぽんと毎年指定管理料として渡すとか、そういうことになれば、それなりの説得も私たちにあるんですけれども、その時々の変化によって、これが指定管理料だと言われちゃうと、非常に性格が統一されていないというふうに思うんですよ。そうしますと、非常にあいまいな市としても繰り出しをしなきゃならない点が出てくるかと思うんですよ。だから、そのあたりでやっぱりきちっとこの問題というのはとらえなきゃならないんじゃないか、指定管理料とは何なのかということ。

というのは、運営するほうも大変だと思うんですよ。というのは、やっぱり最終的にここが十分に回って機能して、その目的を達成していくとなってきたときには、そういう課長の答弁

みたいなのだと、非常に不安定だと思うんですよ。それを受ける側も、委託される側もですね。そうじゃなくて、やっぱり指定管理料はこういうものですよという形で、そのことが投資的な効果によって、ただ単に収入・支出、それだけによって運営が左右されるということではなくて、やはり一定のお金もかけながら、投資効果もしながらその運営をやっていくというのが、この2つの施設の私は目的だろうというふうに理解するから、そのことを言っているんです。

再度この点について、考えていなければ考えていないと、今後考えるんだったら考えるということをお願いしたいんですけれども、そのあたりがあいまいだと、非常に私はいいかげんな指定管理制度になっていくというふうに思います。

それから、先ほど確認だったんですけれども、出納関係の事務監査を行うことはできるのかということと、業務内容についての監査です。この2つの監査。

それから、負債の問題というのは必ず、国の国会での答弁では、委託された側が必ずそれは負債するんだというふうになっているんですよ。それはなぜかという、いわゆる税の第三セクターの問題から、自治体に対しての負債が転嫁されてきたと。もうそれじゃ大変だということで改めて見直してしまして、管理制度が生まれてきたわけですけれども、やっぱり指定管理になってもその点というのは、事業所に委託すると当然出てくるわけですよ、負債というのは。出てこないとは限らないわけですよ。だからその分について、本当にその部分で事業者も、事業者が負うんだと、いやそれは違うと市が負うんだと、そこによって全然違うとまた思うんですよ。だから、そのあたりというのは明確に私はしたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点について再度。

○議長（川尻達志）答弁は簡潔にお願いします

す。

○商工観光課長（倉岡孝昌）まず、1点目の選定基準についてでございますけれども、選定基準については、持留議員の御指摘のとおりのごことは配慮しなければいけないと思っております。

なお、現段階でございますけれども、観光に関するところの取り組みをしたいというところのNPO法人を立ち上げたいという話も聞いておりますので、そのようなことも参考にしながら考えてまいりたいと思います。

それと、費用の考え方でございますけれども、確かにあいまいだということでございますけれども、その費用につきましては、実際運営してみてもどれぐらいの収益が上がるかということを実際に当初で予測はしますけれども、それが実際にできましたときの結果を指定管理者の責任に帰するものかどうかということも判断の材料になるというふうに考えております。

それと、済みません、ちょっと監査のことについては調べさせていただきます。

それともう1点、負債のことでございますけれども、先ほど申しました収入・収支のバランスにということでございますけど、負債につきましては、道の駅で、協定の中で負担のことについては詳細に規定いたしておりますので、今回の場合についても、例えば管理に対する負担の限度をどうするかと、そういうことも詳細に取り決めていくことになろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（川尻達志）質問は簡潔に。

○持留良一議員 はい、簡潔にやっています。

どうしても問題は指定管理料だと思うんですよ、とらえ方の意味。ここのところによってやっぱり、今まではそういう部分がクリアされてきたから、それを最終的に充てようという形になって、何となくおさまってきたとも思うんで

すよ。しかし、今回の場合にはそういうふうにはいかないぞというのが、やっぱり問題点だろうと思うんですよ。実際それをNPOも含めて、そうでしょうが、委託するわけですから、そうしますと、もうきちっとそのあたりのとらえ方というのは、経過によってそのことを対応するというのは非常に私は無責任だと思うんですよ。これだけの施設であり、この間いろんところでそれに似たような施設がされています。そうしますと、やっぱり本当に指定管理料としていくという点は非常に大きな意味を持っている。

例えば、管理基準の中に関係法令を守りなさいとなっていますよね、そうすると雇用問題も当然出てきて、労働法の関係も出てくるわけですよ。だから、そここのところがしっかりしておかないと不安定なまた、そこで働く人たちを簡単に解雇するとかいうことも出てくる可能性があるわけですよ。これを本当に安定的に経営していくためにはやっぱり指定管理料というのをきちっと、市が例えば1,000万円なら1,000万円負担しますよと、それが指定管理料ですよというふうな意味合いを持って、ぜひこれはもう検討してください。要望です。

以上です。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○堀添國尚議員 商工観光課長でも、同じ議案です、内容は。どちらでもいいんですが、利用制限のところから、減免の還付のところまで、具体的には考えていらっしゃると思うんですけど、風水害の自然災害の場合の利用の制限とか、そういうことは今までの議会との議論の中でも、大体こういうときはこうするんだというふうな案は持っていらっしゃると思うんですが、それはどこで、規則で多分つくられるんじゃないかなと思うんですけど、そこらあたりを確認しておきたいと思います。私ども見てもわかるようなそういうのをされるのかどうか。それは、

最後の条例の施行については、必要な事項は市長が別に定めると、ここでそういうふうに理解していいのかどうかですね。どちらでもいいです。

○商工観光課長（倉岡孝昌）減免規定等につきましては、施行規則で定めることといたしております。

例えば市が主宰するもの、県が主宰するもの、それらに分けて減免をいたすような施行規則を設けております。これで運用することといたしております。（「利用制限は、風水害の場合のそういうのは」と呼ぶ者あり）

利用の制限につきましては、利用者の守るべき事項ということで施行規則に設けるようにいたしております。例えば宿泊施設の収容人員のこの規定でありますとか、竹木の伐採をしないこととか、それから騒音とか、暴力に対する、迷惑をかけないとかということ。

○堀添國尚議員 ちょっと課長の考えが、私の質問の仕方がわかりにくかったのかな。

前、あそこをつくる時は、危ないということとでいろいろ議会ともやりとりがあった経緯があったわけですね。ですので、台風とか大雨とかそういう場合が予想される場合はどうするかというようなことも話があったわけですが、そういうときのための利用制限ですね、それはもう考えていらっしゃると思うんですが、どこでそれを私どもにもわかるようにはっきりとされるのか、そこらあたりです。

○商工観光課長（倉岡孝昌）そのような風水時の利用の制限につきましては、別に定めます防災計画を、猿ヶ城独自の防災計画を定めようとしておりますけれども、それにおきまして、雨量等を参考に入場の規制等をするようにいたしております。

○議長（川尻達志）よろしいですか。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○宮迫泰倫議員 106号、107号同時に、簡潔で

結構です。

2つの施設、同じ番地にあります。事務局は1つなのか、それとも別々なのか。

それから106号、ここでは特産品の販売はできないのか。その規定は何もないんですね。それはどうなさるのか、これから。

それから別表7、一番最後なんですけれども、5人未満の利用の場合は利用人数により減額できるものとします。1人の場合はどうなのか。何ごて1万5,000円が1泊と決まったのか、その整合性。

それから、シーズンによっては2割引きですよ。そこら辺を聞かせてください。

それから107号、農林課長さん、さっきの事務所のことなんです。

それから、活性化施設の開館時間は8時半から10時までなんです。そこで、受け付けは9時55分でも受け付けはできるのかどうか、そこら辺なんです。使用は21時までなんです。この使用の時間と、4条の10時とどう違うのか。何ごて同一にできなかったのか。午後10時ですよ。こっちは21時です、これは9時なんですけれども、夜の。文言の使い方です。一方を午後とすれば、後ろのほうも午後にしていただきたいと、要望です。

それから、一番最後のページなんですけれども、小会議室が1,000円で、時間によっては2,000円、3,000円なんですけれども、ここの空調の時間は、小会議室の15畳はただなのか、それともこれはもうその中に入っているのか、空調施設がですね。それとも抜けたのか、故意に。

以上です。よろしく願いいたします。

○農林課長（山口親志）まず、所在地の番号ですが、垂水市新御堂1344番地の1のほかにはたくさんありましたので、これを代表としまして、商工観光課と十分協議をしまして、同じ施設内ということでこの代表番号をとらせていただきました。

それから、時間の関係は後からしますけど、空調施設の使用料の関係ですが、これは1時間当たり、おのずと会議室を使いますので、1時間当たり100円と、それから200円にしたのは、大会議室で広いですので2つに分けられますので、面積からいいまして、100円を2倍にしまして200円にしたところであります。（「それはわかる。15畳は何ごて載っおらんと、そこに。15畳の小会議室はただなのか。それともついているのか、空調は」と呼ぶ者あり）

済みません。15畳もこの小会議室の100円と一緒に考えておりましたので、済みません。

○商工観光課長（倉岡孝昌） まず、この施設で物を売れるかということでございますけれども、基本的には、許可を得れば物の販売はできるというふうに考えております。このことにつきましては、施行規則のほうで利用者の守るべき事項ということで、許可を受けないで物品の販売等しないことというふうに設けております。

次に、5人未満の利用の場合のということでございますけれども、まず、基本的に、1人の利用の場合での減額は考えておりません。それと、複数人で、例えば2人とか3人の利用の場合に、施設料が1棟1万5,000円ということでございますので、これが余り1人当たりの料金が割高にならないようにというようなことで、使用料金の割引をできる規定を設けたものでございまして、これは、指定管理者が利用料金を設定する場合に、このような規定の中で利用料金の設定をできるようにという規定で設けたものでございます。

なお、直営で行いますこの1年間のことにつきましては、内規で今、考えておりますのが、例えば夫婦2人でありまして1万円、それと、3人の利用でありまして1万2,000円というような利用料金で運用いたしたいと考えております。

次に、利用料金の1万5,000円の設定についてでございますけれども、使用料の算定につきま

しては、利用される側から安い料金を望まれると思いますが、一方で、運営側から言いますと、できるだけ、理解していただけるような範囲内でなるべく高い料金で設定いたしたいところが本意でございます。

そこで、参考になりますのが既存施設の使用料でございます。類似施設の他市町の使用料金等を調査いたしましたところ、1棟1泊につき6,000円とか1万円とか、1万2,000円、1万2,500円とか、1万6,810円とかいうような利用設定がされているようでございます。このようなことを参考に、本施設は、施設の内容が整っておりますので、1万5,000円というのは高目の設定ではございますけれども、こういう設定にしたところでございます。

なお、この使用料のほかに寝具の利用料をいただくことにいたしておりますので、例えば5人で利用していただくと、その寝具利用料が加算されますので1万7,500円というような利用になりますので、このあたりの金額が上限ではないかというふうに思い、提案いたしましたところでございます。

以上でございます。

○宮迫泰倫議員 両方とも2条については、事務局は2つあるということと理解していいですか。

○農林課長（山口親志） 御存じのとおり、活性化施設は農林水産省の事業で作りまして、県は事業課が違いますが、先ほども申し上げましたとおり、活性化施設とキャンプ場と一体的運営ということで、本年度は今のこの段階では農林課と商工観光課ですが、4月からは一体的な、商工観光課と農林課で予算についてもどちらかが提案するようにしておりますので、現在は事業の関係でこのような2つになりましたけど、一体的な運営ということで考えております。

それと、先ほど申し上げました15畳の分が入っておりませんが、この分はもう1回検討して、

15畳の中に、30畳と15畳で会議室がちょうど区切られるんですが、面積的にも100円でしたので、15畳のほうを抜かしているようですので、これはまた検討させてください。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 議案107号について質問いたします。

猿ヶ城活性化施設条例、この分の計画が持ち上がったとき、やっぱり三和センターとの絡みという部分が問題になったとっております。

そうしますと、利用料ですね、7条の部分で農産加工室の部分が決定されているわけですが、これについて三和センター、現状の三和センターとの絡みでどのような形で、三和センターとの絡みでどういう形で価格の部分、使用料の部分の設定をされたのか。

また、先ほど持留議員のほうからもありましたけれども、指定管理料の問題、また損失についての問題、一般財源からの持ち出しという部分はやっぱりできるだけ避けていきたいと考えるわけですね。そうしますと、ある程度減価償却は、償却年数が終わった後、修繕料、買い替えの問題が出てまいります。

先ほどから議論されておりますとおり、当然社会教育とか、産業振興、また新しい業を起こす起業ですね、こういう部分で意味のある施設だとは思いますが、できるだけ一般財源からの支出を少なくしたい、損失を少なくしたいという部分も絡めて、この価格設定という部分がどういう部分の積算根拠のもとでなされたのか、その2点についてお伺いします。

それとあともう1点、こういう施設ができてきました。ただ、三和センターの分も生活改善グループの方々の要望で継続していくという、前、農林課長答弁があったわけですが、この三和センターについても、両方同じ施設が

あるという部分についてもやっぱり問題があると思いますので、これをどうやって市民の、生活改善グループの皆さん、市民の方々の理解を得て、新しい施設に1つにまとめるんだというその辺のことについて何か考えがありましたら、お聞かせください。

3点お願いします。

○農林課長（山口親志）まず、農産加工室の使用料の件についてですが、現在、三和センターが使用施設料の別表1を見ていただけるとわかりますが、活性化施設が今度2,500円になっております。ここが今現在、2,100円です、三和センターのほうが。続きまして、5,000円のところが4,200円です。

今度活性化施設を見ていただけたらわかるんですが、集中的に、おのずと加工をされますので火をたいたり、水蒸気で相当熱いです。そうしたときに、直接スポット状態で利用者に当たるようなすばらしい施設をつくっていただきましたので、このことが下の別表の電気代ということでは入れておりませんので、そうした場合におのずと使用料、加工室を使われる場合は電気料は使うだろうということで、それを考慮しまして2,500円にさせていただきました。

それから、最後の農産加工室の三和センターと活性化施設の関係であります。議会でもありましたし、要望事項も出てきておりましたので、生活改善グループの方々の意向を十分聞きながらですが、市長も当分の間は三和センターですということもおっしゃっております。

ただ、財政的にはそれは1カ所にまとめたほうがよろしいとは思いますが、こういった新しい施設をつくった中で、交通手段も道路も相当整備されて、車を利用される方はできたら活性化施設のほうに誘導して、使用も、みそ加工なんかも3日間でできた分がもう一日でできるような形になってきますので、そういった形なんです。車のない方々のためにも三和センターを

現状のままで維持して、最終的には利用者の方々の意向を聞きながら運営を行ってまいりたいと思っております。

当分の間というのが何年先までかというのははっきりとは言えませんが、やはり利用者の方々の意向を聞きながら、できましたら猿ヶ城のほうへ行っていただけたら助かるんですが、ただ、そういう場合だけでもいきませんので、当分の間はきちっとそのような形をとらせていただきます。

それと、12月の県のほうから、先ほど言いましたとおり引き渡しがあった時点で、猿ヶ城生活改善グループの方々の代表者の方々を、活性化施設を見ていただきまして、早速みそ加工等の体験をしていただきまして、そのあたりも、どちらが使いやすいかもまた意見等も徴収してみたいと思います。

以上です。

○議長（川尻達志）ほかに質疑はありませんか。

○感王寺耕造議員 済みません。1点だけちょっと答弁が漏れていたと思うんですけども、三和センターの絡みとの部分の価格差という部分は説明があったわけですけども、将来に備えた修繕費、買い替え、この部分についてどういう積算根拠のもとで、また他市との類似施設の部分でこういう価格設定をされたのか。その積算根拠の部分の部分をちょっと説明いただきたいと思っております。

○農林課長（山口親志）今言われましたとおり、修繕料やら考慮していけば、おのずと使用料は基本的には上げていかないといけないことになってきますが、やはり利用されている、今、三和センターを基本に使用料は設定させていただきました。その中で、先ほど400円ほど上がっている部分は電気使用量と、電気代使用料という考えで、現在の三和センターの使用料を考慮しながら、提案させていただいているところで

す。

以上です。

○議長（川尻達志）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第105号から議案第107号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

この際、議長からお願いがあります。

皆さん方の質問を制限するつもりは毛頭ありませんけれども、常任委員会で質疑ができる分があればぜひその方向でやっていただきたい。どうか議事の進行にも御協力をお願いをいたしたいと思います。

ここで、暫時休憩します。

次は、午後1時30分から再開します。

午後0時20分休憩

午後1時30分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、商工観光課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○商工観光課長（倉岡孝昌）先ほどの垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例の御説明に際し、第2条において、地番を垂水市新御堂1344番地1と御説明いたさなければいけないところを、1304番地の1と御説明いたしておりました。

訂正しておわび申し上げます。（16ページで訂正済み）

△議案第108号～議案第111号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第23、議案第108号から日程第26、議案第111号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第108号 新たに生じた土地の確認について
議案第109号 字の区域変更について
議案第110号 垂水市道路線の廃止について
議案第111号 垂水市道路線の認定について

○議長（川尻達志） 説明を求めます。

○企画課長（太崎 勤） 議案第108号新たに生じた土地の確認について及び議案第109号字の区域変更については関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第108号でございますが、垂水南漁港内の公有水面埋め立てに関する工事が平成21年8月25日竣功認可されましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

土地の面積は、6,719.60平方メートルでございます。

次に、議案第109号でございますが、新たに生じた土地に関連する字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに生じた土地を大字新城字諏訪とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○土木課長（深港 渉） 続きまして、議案第110号、議案第111号については関連がございますので、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第110号でございますけれども、こ

れは、垂水市道路線の廃止についてでございます。

提案理由でございますけれども、内ノ野2号線の道路改良工事が平成20年度をもちまして完了しましたので、関連する市道路線を見直し、新たに認定する必要があるために、さきに道路法第10条第3項の規定に基づき、市道路線廃止の議決を受けようとするものでございます。

廃止します路線は、路線番号24、路線名内ノ野2号線、起点は垂水市本城字稲牟田1008番地先、終点は垂水市新御堂字鍋久保1326-10番地先でございます。

なお、地番や全体の線形等につきましては添付図面を御参照いただきたいと思います。

次に、議案第111号垂水市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案理由でございますが、今回認定しようとする路線のうち、まず内ノ野2号線及び井川2号線につきましては、先ほど御説明いたしました内ノ野2号線道路改良工事完了に伴う廃止路線に関連し、新たに見直しの認定を行おうとするものでございます。

また、垂水南1号線、同2号線及び同3号線は、農林課からの所管替えを受けまして、生活道路としての利用形態や車両通行量も多いことから、今後、市道として維持管理するため、新規に認定しようとするものでございます。

以上のことから、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道認定の議決を受けようとするものでございます。

なお、認定します路線は、路線番号24、路線名内ノ野2号線、起点は垂水市高城字的場1206-1番地先、終点は新御堂字鍋久保1326-10番地先、延長は900メートル、幅員は4から7メートルでございます。

次は、路線番号346、路線名井川2号線、起点は本城字稲牟田1008番地先、終点は新御堂字長山1224-4番地先、延長2,500メートル、幅員7

から15メートルでございます。

続きまして、路線番号726、路線名垂水南1号線、起点は柘原字蠣原354番1地先、終点は新城字須崎2402番地1地先、延長は4,100メートル、幅員7メートルでございます。

次は、路線番号828、路線名垂水南2号線、起点は新城字園田2419-3番地先、終点は新城字岸下73-2番地先、延長600メートル、幅員7メートルでございます。

最後は、路線番号829、路線名垂水南3号線、起点は新城字新田3399-4番地先、終点は新城字松下4302番地先、延長1,800メートル、幅員7メートルでございます。

地番や線形等につきましては、添付図面のほうを御参照いただきたいと思います。

以上でございますけれども、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第108号から議案第111号までの議案4件については、いずれも所管の各常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第112号上程

○議長（川尻達志）日程第27、議案第112号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（三浦敬志）よろしくお願いま

す。

議案第112号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、定年前早期退職優遇制度に伴う退職手当と、新型インフルエンザワクチン接種事業に伴う負担金の増額補正、人事院勧告及び10月1日付人事異動に伴う人件費の整理並びに事業経費の追加、整理に伴う経費を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出ともそれぞれ3億1,106万2,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算の総額は、90億543万円になります。

2ページから6ページにかけて、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表歳入歳出予算補正としてお示ししております。

7ページに、債務負担行為の補正がありましたのでお示ししております。

内容は、平成22年度から開校いたします垂水中央中学校の通学バス運行委託料の債務負担行為を行い、新年度からのバス運行委託契約がスムーズに行えるよう各年度及び合計の限度額を設定しようとするものであります。

地方債にも補正がありましたので、8ページに追加分を9ページに変更分をお示ししております。

8ページの追加分につきましては、冒頭補正の理由で申しあげました定年前早期退職優遇制度に伴う退職手当増の財源として、退職手当債を追加しております。

9ページの変更は、当初予算で御承認いただいておりました海岸堤防修築事業県負担金の増額に伴い、その借入を右の欄に示す限度額に示しております。

本年度の借入総額を追加分、変更分合計し、8億8,910万円にしようとするものであります。次に、事項別明細の説明に入ります。

まず、19ページからの歳出事項別明細につい

て御説明いたしますが、人件費や事務経費の増減及び組み替えの説明は省略し、大きな事業費等の補正について御説明いたします。

なお、金額についてはお示ししてありますので、読み上げないことを御了承ください。

20ページをお開きください。

一番上段に退職手当がございます。これは、冒頭御説明いたしました定年前早期退職優遇制度に伴う退職者増7名の補正であります。

20ページの一番下、財産管理費の工事請負費は、垂水ドライ横駐車場を整備拡張しようとするものであります。

21ページの企画費の負担金、補助及び交付金の地域公共交通活性化協議会負担金は、事前予約型の乗り合いタクシーを運行する同協議会へ、市と国が経費の2分の1を補助しようとするものであります。

中段の地域情報振興費の負担金、補助及び交付金のNPO法人たるみずまちづくり放送運営補助金は、株式会社財實様から指定寄附金として賜った寄附金をコミュニティエフエムの運営補助に充てるものであります。

下の段の諸費の償還金、利子及び割引料の国県支出金返還金は、平成20年度の事業費の精算に伴う補正であります。

22ページの納税制度事業費、積立金は、柘原出身で大阪市にて大東エンジニアリング株式会社を営んでいる柳田辰男様からいただきましたふるさと納税を基金に積み立てようとするものであります。

飛びまして、26ページをお願いいたします。

中段の障害者福祉費の扶助費であります。対象者及び対象者の利用回数の増などによる事業費の増によるものであります。

次は、28ページの児童福祉総務費の扶助費、ひとり親家庭医療費助成、その下の児童措置費の負担金、補助及び交付金の多子世帯保育料等軽減事業補助金につきましても、対象者及び対

象者の利用回数の増によるものであります。

30ページからの衛生費であります。このページの中段の予防費の負担金、補助及び交付金に新型インフルエンザワクチン接種事業負担金を補正しております。

その下の乳幼児医療費の扶助費は、乳幼児医療対象者の拡大増に伴う補正であります。

次は、31ページの清掃総務費の負担金、補助及び交付金の肝属地区一般廃棄物処理組合負担金であります。持ち込み量の増加と算定基礎の1つとなります交付税措置額分の増加によるものであります。

33ページをお願いいたします。

上段の修繕料は、堆肥センターの修繕料であります。制御盤や生ごみ搬入ラインの修繕料であります。

農地費の委託料は、平成23年度から開始する中山間地域総合整備事業で本城と海潟地区に予定している小規模農地基盤整備事業に必要な事前調査事業の委託料であります。農道整備事業費の工事請負費と予算の組み替えを行っております。

猿ヶ城活性化施設費の備品購入費は、猿ヶ城活性化施設で使用する事務用備品等を購入するものです。

次は、35ページの商工費です。

中段の観光施設整備費の工事請負費は、キャンプ場周辺整備工事に伴う追加分の補正であります。財源更正を行い、その他財源に電源立地地域対策交付金基金を充てております。

次は、土木費です。

36ページをお願いします。

土木総務費の委託料は、柘原から新城にかけての鉄道跡地の農道を市道へ変更するための測量等を行う経費であります。

37ページの河川費の河川維持費の工事請負費は、塩入川護岸改修工事に伴う補正であります。

その下の海岸堤防修築事業費の負担金は、水

産試験場周辺地域の高潮対策事業の平成22年度分事業の前倒し分の補正であります。

次は、消防費であります。

40ページの下の段、災害応急対策費の委託料は、説明欄にJ－A L E R T整備委託料と記載しておりますが、J－A L E R Tは全国瞬時警報システムの通称であります。地震、津波、テロなどの緊急情報を瞬時に住民に伝達するシステムを構築するための補正で、県の100%補助事業であります。

次は、教育費であります。

42ページをお願いいたします。

中段の小学校施設整備費の工事請負費であります。内訳としては2点ございます。

1点目は、松ヶ崎小学校に新年度肢体不自由児の入学が予定されているため、スロープを取りつけるための工事です。もう1点は、新城、柘原両小学校の複式学級化へ対応するための補正であります。

歳出に関する説明は、以上でございます。

今まで御説明いたしました補正事業に要します歳入の補正予算は、前に返っていただきまして、10ページの歳入歳出補正予算事項別明細の総括表にお示ししております。

具体的には、12ページからの歳入事項別明細にお示ししておりますように、補正財源のほとんどに、それぞれの事務事業に伴う使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債などの特定財源を充てております。不足する部分につきましては、地方交付税、前年度繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

以上で、議案第112号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川尻達志）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけお願いします。

今後の財政運営を考えたときに、今回のこういう措置というのはやむを得ない部分もあったのかなといろいろ頭の中では整理をするんですけども、例えば、退職債はほとんど一般財源といっても、6,600万円ぐらいの財源の内訳では入っていないと。それからもう一方では債務負担行為、今後、収入等の関係でこういう債務負担行為という形で出てきたのかちょっとわかりませんが、この債務負担行為で3年間に7,044万円ですかね、これの費用が今回提案されているということなんですけれども。

そう考えると、当初、ことしは国の交付金との関係等も含めて、一定の財源的な余裕というんですかね、そういう部分もいろいろ3月議会では議論され、当然その後いろいろそれを動かすような要因もあったわけですけども、とにかく心配するのは、こういう市債の発行だとか、債務負担行為をしなきゃならないという現状というのは、将来との関係も含めて、こうせざるを得ない大きな理由というのは何だったのか、改めてこの点について。ちょうどあと3月まで数カ月しかないんですけども、財源の問題等も含めていろいろ懸念する部分があるものだから、そのあたりではどういう形でこのことがなされたのかですね。

簡単に言えば、財源が一定程度あったのに、市債をこんなに発行したり、それから債務負担行為でこれだけのことを将来のお金もこの時点で計上してくるというようなことをちょっと危惧するものですから、そのあたりの点についてどのような考え方なのか、教えていただきたいと思えます。

○財政課長（三浦敬志）まず、債務負担行為のことでありますが、債務負担行為、これはこれから垂水中央中学校が開設するに当たり、バスを今後継続的に借り入れなければならないと、毎年これだけのお金が必要ですよということを一応ここに計上して、年度内に契約がしやすいよ

うにという形で、ここに債務負担という形で計上しております。

それから、財源があったのにという表現をされましたが、退職手当債、これだけの資金的な余裕というのは、現段階ではここに計上するだけの余裕はございませんでした。

○持留良一議員 要は、債務負担行為というのはあくまでも財源不足が見込まれるというような、僕らの考え方ではですね。だから当然、将来非常にそのあたりの伸びも厳しいから、まず債務負担行為できちっと確保しておこうというようなことで、私なんかはなされると、一般的には債務負担行為というのはそんな理解をしているわけなんですよな。通常だったら、毎年きちっとその部分を確保できれば、毎年の予算で計上していけば問題ないと私たちは思うんですけども、垂水は前の合併時のときでも、債務負担行為が他の市町村よりも多かったという点があったんですけども、安易に債務負担行為に走るというのは、私たち自身としたらやっぱり問題なのかなというような認識なんですよ。

というのは、きちっとその部分が次年度の予算で確保できるような予算の計画というのがあってもおかしくないのじゃないかというふうに思ったものですからね、改めてこれだけの規模の債務負担行為が出るというのは、ある意味ではもう3年間をその部分で確保するようなものだから、果たしてこの時点でこの債務負担行為というのはどうだったのかなと思ったもんですからね、それをちょっと指摘をしたところです。

それと、あと退職債の問題なんですけど、要は先ほど言われたとおり、確かに市債でやらなきゃならないという点はあるかと思いますが、当初言ったとおり、国の交付金との関係で財源が一定程度余裕があったのではないかと、そういう形できちっと次年度の財源等の問題も含めて対応していくためには、そのあたりを活用することはできなかったのか、丸々市債で賄わなき

ゃならないような現状の財政状況なのかなという、こういうことなんですけど、どうなんでしょう。

○財政課長（三浦敬志） 今年度補正されました財源等、あれにつきましてはほとんど用途が決まって国のほうに上がっております。ですから、それを余裕財源というような形でことしの退職手当に充当するということは、国の補正予算の形から言いますとできないというふうに考えていただきたいと思います。

○持留良一議員 じゃなくて、当初計画する予定の分が、その交付金がおりてきたということで財源が浮くという、そういう議論が3月議会でもあったんですよ。その部分で、例えば2億円ぐらいだったと思いますが、その分は今後、財調に積むかとか、いろんな考えがあの時点で示されたんです。だから、結果的にこれだけ市債をほぼ100%活用しなければならないということは、そのあたりで、僕らとしたら、やっぱりなるべく借金をしなくても財政運営ができないのかなというのがあるわけなんです。だからそういう意味で、その部分というのはもう現状では厳しくて出てしまったのか、もう実際上ないのか、それとも今後まだ財調に積むのか、そのあたりのことをちょっとお聞きをしているんですけど。

○財政課長（三浦敬志） 財源的な余裕があるかどうかということですけども、我々はそういう先を見込んで財政経営を行っておりますので、ある程度そこは何かあるんじゃないかなと、それができるように頑張っておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○議長（川尻達志） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第112号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第113号～議案第119号一括上程

○議長（川尻達志）日程第28、議案第113号から日程第34、議案第119号までの議案7件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第113号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第114号 平成21年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案

議案第115号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第116号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案

議案第117号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第118号 平成21年度垂水市簡水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第119号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

○議長（川尻達志）説明を求めます。

○市民課長（葛迫隆博）議案第113号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、説明申し上げます。

3ページの歳出補正ですが、補正理由といたしまして、本年5月診療分以降の医療費が急激に増加したことと、新型インフルエンザに対応すべく、一般分及び退職分の保険給付費の年間所要額を確保するため、増額するものでございます。

また、事業推進に当たり、コピー機リース料と健康づくり事業に要する経費を追加補正し、あわせて歳入補正に伴い、7項目について財源更正するものでございます。

なお、共同事業拠出金につきましては、国保連合会からの通知により、減額するものであります。

補正を要する額は、3,034万1,000円でございます。

これに要する歳入として、2ページに記載しておりますように、国庫支出金、療養給付費交付金及び基金繰入金を充てまして、収支の均衡を図っております。

補正後の予算総額は、26億9,947万8,000円となります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市民相談サービス課長（島兎典生）議案第114号の説明を行います。

垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案について、説明をいたします。

今回の補正の要点につきましては、災害見舞金に不足を生じたため、今回補正を行うものでございます。

歳出につきまして説明いたします。

5ページをお開きください。

歳出につきまして、1款事業費の補正になりますが、死亡事故の増加に伴い、見舞金に不足を生じるため、確定した前年度繰越金と基金を取り崩し、見舞金を増額しようとするものであります。

歳入につきまして、4ページをお開きください。

3款繰入金の基金繰入金で基金を200万円取り崩し、4款繰越金の前年度繰越金の確定額が出ましたので、その増額分の81万2,000円を充て、収支の均衡を図っております。

なお、この補正で歳入歳出予算の総額は、それぞれ950万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、議案第115号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、保険給付費の予算組み替えと地域包括支援センター職員の賃金の組み替えが主なものでございます。

歳入歳出にそれぞれ3万円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億1,905万4,000円とするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

5ページをお開きください。

1款総務費は、来年1月から実施予定の高額介護サービス支給決定通知用の後納郵便代の不足分でございます。

次に、2款保険給付費につきましては、上半期の給付実績をもとに、今後不足する給付費の財源の組み替えを行ったものでございます。

次の5款地域支援事業費は、地域包括支援センター看護師の賃金の組み替えでございます。

次に、歳入につきましては、3ページの事項別明細書の7款繰入金で収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○生活環境課長（迫田裕司） 議案第116号及び議案第117号については、生活環境課で所管しておりますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第116号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、と畜場を維持管理及び運営していくための経費などに不足が生じる見込みとなったため、今回追加補正しようとするものでございます。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

1款総務費の1目一般管理費でございますが、3節職員手当等及び4節共済費は、期末・勤勉手当、組合共済負担金の決算見込み額確定により補正しようとするものでございます。

11節需用費につきましては、当初予算作成時において保留した予算額を計上しております。

そのうち修繕料は、第2浄化槽散気管修理及び搬送ラインの修理などが主なものでございます。

4ページの歳入につきましては、と畜場使用料及び前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、1ページにありますように、歳入歳出それぞれ1億1,787万2,000円になります。

次に、議案第117号平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、漁業集落排水処理施設の修繕料が不足したため、追加補正しようとするものでございます。

3ページの歳出で説明いたしますと、1款総務費、1目一般管理費、11節需用費の消耗品費と光熱水費を減額し、修繕料の財源としようとするものでございます。

したがいまして、今回補正額の増減はありません。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○水道課長（迫田義明） 議案第118号平成21年度垂水市簡水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

補正理由でございますが、共済費の負担率確定に伴い、補正が必要になったものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ8万4,000円を追加し、補正後の予算総額は、それぞれ3,763

万7,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

4 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項一般管理費でございますが、人件費を8万4,000円増額補正するものでございます。

対応します歳入につきましては、5 ページでございませぬ。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料でございますが、当初見込みより使用料増加に伴い、8 万円増額補正するものでございます。

同じく2 項手数料でございますが、当初見込みより住民移動の件数の増加に伴い、閉開栓手数料を4,000円増額補正するものでございます。

続きまして、議案第119号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案について、説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、平成21年度10月定期人事異動の実施及び共済費の負担率確定に伴い、補正が必要になったものでございます。

1 ページでございますが、第2条中におきまして、収益的収入及び支出の支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を32万円増額いたしまして、総額を1億9,994万3,000円とするものでございます。

次に、第3条におきまして、資本的収入及び支出の支出について補正を行っております。

収入額が支出額に対し不足する額につきましては、お示ししている資金を補てんすることとしております。

補正内容は、建設改良費を2万4,000円増額いたしまして、総額を4億9,283万5,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志） ただいまの説明に対し、

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、議案第113号から議案第119号までの議案7件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第20号・陳情第21号一括上程

○議長（川尻達志） 日程第35、陳情第20号及び日程第36、陳情第21号の陳情2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第20号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情

陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について

○議長（川尻達志） お諮りします。

ただいまの陳情2件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志） 異議なしと認めます。

よって、陳情第20号及び陳情第21号の陳情2件については、いずれも所管の各常任委員会に

それぞれ付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明12月1日から7日まで
は、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12月8日及び9日の午前9時
30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定によ
り、12月2日の正午までに質問事項を具体的に
文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川尻達志）本日は、これもちま
して散会します。

午後2時9分散会

平成 21 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 21 年 12 月 8 日

本会議第2号(12月8日)(火曜)

出席議員 14名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	15番	篠 原 靜 則
7番	北 方 貞 明	16番	川 畑 三 郎
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

14番 徳 留 邦 治

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教委総務課長	北 迫 睦 男
保健福祉課長	城ノ下 剛	学校教育課長	有 馬 勝 広
生活環境課長	迫 田 裕 司	社会教育課長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年12月8日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第107号の訂正について

○議長（川尻達志）日程第1、議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案の訂正を議題とします。

説明を求めます。

○農林課長（山口親志）おはようございます。

去る11月30日に議案第107号として提出いたしました垂水市猿ヶ城活性化施設条例案につきまして、議員より規定内容について指摘がありましたので、それを訂正し、垂水市議会会議規則第19条により承認いただく請求をするものでございます。

内容につきましては、別紙の対照表で御説明いたします。

第6条第5号に規定します利用許可の制限の表現を、11月30日に提出の「垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例案」との整合性を考慮し、「その他市長が不相当と認めるとき」を「その他利用が不相当と認められるとき」に訂正するものであります。

あわせて、次ページの別表第1施設使用料の区分の項の時間の表示を本則の規定に合わせ、24時間表示から午前・午後の表示に訂正するとともに、訂正前の別表第1施設使用料の区分の項の時間帯について、後片づけ作業等を考慮し、最終時間を「21:00」としておりましたが、第4条に規定します開館時間の最終時間午後10時に合わせるため、「21:00」を「午後10時」に訂正するものであります。

続きまして、次ページの別表第2空調設備使用料に「小会議室（15畳）」の項を加えるものであります。

以上で説明を終わりますが、承認方よろしくお願いいたします。

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案の訂正を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案の訂正を承認することに決定しました。

△一般質問

○議長（川尻達志）日程第2、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 皆さん、おはようございます。

ことしも余すところ20日余りとなってまいりましたけれども、先生も駆け回る時期だと言われております。しかしながら、我々議会人としては、走り回らなければならないでしょうけれども、慌てずにしっかりと議論を尽くしていきたいと思っております。

議長に許可をいただいておりますので、早速質問に入らせていただきます。

11月17日付でございますけれども、「南日本新聞」の社会面ですね、地域運営校、そのような記事が載っておりますが、地域運営校とはいわゆるコミュニティースクールのことでございます。保護者や地域住民が学校運営に直接参加をするこの取り組みについて教育委員会にお尋ねを申し上げますが、現在、全国で30都道府県の478校、約1%にとどまっている。これは文科省の調査でございます。

私がなぜこのことをテーマに上げているかと申し上げますと、来年の4月には垂水市の4校の中学校が垂水市立垂水中央中学校として生まれ変わることは既に決定いたしまして、動き出しております。

統合の議論の中でこの議会でも、当然でございましたが、中央地区以外の南地区、北地区からは、学校がなくなることへの不満、そして地域が過疎化をしていくのではないかというような議論がたくさん出ておりました。しかも、現垂水中学校では昨年度、生徒指導が必要な状況も多々見受けられました。過去に先輩議員の質問の中で「そのような垂水中学校に統合してもらおうと困る」というような意見もございました。これは、児童生徒はもちろんのこと、保護者の心配を、心労を議会で話されたのだと思います。そのような理由から、やはり垂水市全域の保護者、地域の方々が学校の運営に参加をできる体制をつくれれば、そのような心配が少しでも緩和できるのではないかと考えております。

2点目に、給食センターの民営化への議論がなされてまいりましたが、民間委託でございますね。昨年度、私は総務文教委員として沖縄県那覇市に所管事項調査に行かせていただきました。その中で、那覇市は民間委託を取り入れていらっしゃいましたが、私が質問の中で、食材はどういう形態でなされているのか、購入の問

題ですね。今、食の安全が叫ばれている中で外国産、このことが気になっておりましたので再三質問申し上げましたところ、食材に関しては一切民間には委託していない。行政で購入をしている。調理、洗浄、清掃、配送、この4項目を民間委託をされていらっしゃるわけでございますので、那覇市では、食材に対しての権限がないということは問題はないかと、私はこのようなふうに思っておりました。そして、万が一事故があった場合には、その最終責任はどこの所管なのかと、民間委託をされた業者なのか、それとも行政なのか。これも行政が責を負うというようなことでございましたので、民間委託でもいいのかなというようなふうに思っておりました。

ところが、ことし11月に愛知県の大府市に同じ総務文教委員会で所管事項調査に行かせていただきましたが、大府市では中学校4校、小学校8校の全学校で自校給食を取り入れておいでございました。一日ですね、全児童生徒、全教職員8,212食、給食をつくっておられます。垂水市はたしか1,300食ぐらいだと思いますが、この愛知県の大府市の給食に係る人件費、正規職員24名、臨時職員43名、正規の24名というのは、4校と8校、12校でございますので、各学校に2名ということでございます、正規職員が。正規職員9,800万円、年間。臨時職員43名、2,940万円。このようなやり方をするならば、何ら民間委託をする必要はないのではないか。

これは平成17年当時、前教育長が、垂水市が財政改革をうたわれたときに垂水中学校でもお話をされましたが、教育委員会として聖域なき財政改革の中で協力できることは、学校の統合と給食センターの民間委託だと。学校の問題は、統合の問題はすべて結論が出ておりますので今さら申し上げることもございませんが、この給食センターを民営化することによって財政改革に教育委員会が寄与できるというふうに私はと

らえております。

では、給食センターを財政的に民営化、財政面を考慮して民営化するのだというのであれば、人件費を減らすしかほかに方法はないのでございます。人件費を減らして公営でやっていくほうが、私は保護者にも児童生徒にも食の安全を訴える行政側として責務ではないかと思っておりますので、教育委員会に見解をお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○教育長（肥後昌幸） トップバッターの答弁になりましたけれども、光栄に思います。

それでは、大藪議員の地域運営学校についての御質問にお答えいたします。

公立学校教育に対する国民の多様な要請にこたえ、信頼される学校づくりを進めるためには、保護者や地域の皆さんの意見等が学校運営により一層的確に反映されることが重要であります。このため、平成16年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会の判断により、保護者や地域の皆さんが合議制の機関である学校運営協議会を通じて学校運営に参加することが可能となりました。

この制度は、地域住民、保護者等が教育委員会、校長と責任を分かち合いながら学校運営に携わっていくことで、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを実現することを目指すものでございます。

このような学校は、地域運営学校いわゆるコミュニティスクールと呼ばれていますが、現在、鹿児島県内では指定校はございません。新しく開校する垂水中央中学校を指定したらということでございますが、地域運営学校につきましては、今のところいろいろな課題も指摘されておりますので、県教育委員会の指導を受けながら、まずは研究を始めてみたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） まず、私から大

藪議員の御質問にお答えいたします。

私がお答えいたしますのは、給食センターの現在の状況についてお答えいたします。

垂水市の給食センターは、平成15年度から業務を開始し、平成17年4月1日から牛根学校給食共同調理場を統合して現在に至っております。職員は、給食センターの所長を含む19名です。19名には2名の県費負担の学校栄養職員を含んでおります。一日当たり調理する給食数は、児童生徒と教職員を含め、約1,335食となっております。今の状況でございます。

以上でございます。

○大藪藤幸議員 一問一答方式でお願いいたします。

それでは、コミュニティスクールのほうからお願いいたしますが、今、教育長の答弁の中で、この地域運営校にはいろいろな課題が指摘されている。この内容を御説明いただきたいと思えますね。これはデメリットのことだと私は思いますが、地域運営校を指定するに当たって課題があるとおっしゃるのであれば、その指摘されている課題をお示しをいただきたい。

それと、この地域運営校というのは現在、与えられた学校からみんなで作る学校へと、これは文科省の資料にございますけれども、これをちょっと読ませていただきますけれども、「これまで、公立学校は与えられたものと思っている人が多かったのではないだろうか。近くにあるから仕方なく、皆そうするから子供をそこに通わせるという存在だったのではないか。コミュニティスクールは、みんなで関心を持ち、皆でつくる学校である。学校のことは先生や教育委員会にお任せにし、何かあったら文句を言うだけ、そうではなく、それぞれの地域の知恵と力を最大限活用した、地域にふさわしい、いい学校をみんなで作っていかうというのだ。もちろん教育現場の細かいことにいちいち口を出すということではない。単なる思いつきを言

ったり、ただ文句をぶついたりするのではなく、日常的に関心を持って、学校で何が起きているかを知り、校長や教員とコミュニケーションをとり、お互いにいい学校をつくろうという気持ちを持って協力するという立場から、必要なら『もっと授業をきちんとやってくれ』など厳しい指摘もする。そのためには、学校評価や授業評価の実施にも進んで協力をする。そういった実質的なやりとりの中から、学校と住民や保護者の間で、また保護者や住民同士の間で相互理解と信頼関係をつくっていくことが肝心だ。さらに、教員人事に住民や保護者がかかわることがその象徴だが、地域の人たちにとっては、学校運営に積極的に参加するということは教育の責任の一端を引き受けるという厳しい面も引き受けることでもある」。このように書かれています。

この導入の目的といたしまして、「公立学校には、保護者や地域の皆さんのさまざまな意見を的確に反映させ、地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくことが求められている。学校運営協議会を通じて、保護者や地域の皆さんが一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校、家庭、地域社会が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むことがこの制度のねらいです。また、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されます」。この地域運営校は、先ほども御説明いただきましたが、鹿児島県では1校も指定校はございません。一番多いのが京都市教育委員会の142校、島根県出雲市教育委員会の49校、岡山市教育委員会の48校、東京都世田谷区教育委員会の35校と、我が鹿児島県では指定はございませんが、先ほど教育長の御答弁の中に、再度申し上げますが、問題点も指摘されている。その問題点を詳しく御説明をいただきたいと思っております。

○教育長（肥後昌幸） 2回目の御質問にお答えします。

この地域運営校につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりでございます、中身としては、なかなかいい考えであるとは思っております。ただ、問題点といたしますのは、いわゆる今の各学校に学校評議員会、評議員制度というのがあるんですね。これは各学校あるんですけども、これとの兼ね合い、いわゆるこの学校評議員制度、これの充実というのを今のところ何とか図っていく必要があると私は思っております、これとの兼ね合いもございます。

それからもう1つは、このコミュニティースクールとなったときには、この中に、人事についてもいろいろ言えると、いろいろ要望等を入れるということが入っております、こうなりますと、非常に今の鹿児島県の人事につきましては、県教委が一括してやっております。例えば政令都市になりますと、これはもう人事権もそこに移譲されますので、その中でできます。京都市なんかは恐らく政令都市で、京都府とは単独に人事をやっておりますので、そういうのがしやすいんだろうというふうに思います。

鹿児島県の場合には鹿児島市がそういうことの動きがありますけれども、今のところそうになっておりません。というのは、一番問題、ネックになっているのが、この人事のことが一番ネックになっているんですね。そういうこともありまして、簡単にはいかないと。しかし、おっしゃるように、地域の住民が教育に積極的に参画していくというのは非常に大事なことでございます。

今のところ、先ほど申し上げましたけれども、鹿児島県でやるとすればどういう方法があるのか、研究を進めてまいりたいと言ったのは、そういうことでございます。

○大園藤幸議員 この学校評議員制度、現役のPTA会長を終えますと、翌年度は学校評議員

の立場になると私は存じておりますが、私も現役のPTA会長を退きまして、明くる年にこの学校評議員の会というものに1回も招集をされておられません。ということは、どういうことですか。学校評議員制度が動いておりますか。今、学校評議員制度をさらに充実したものとというような答弁でございますが、果たしてそうなのかなと思っております。

次に、人事についてでございます。

これは、確かに県の教育委員会のほうも喜んで賛成はされないと思いますね。人事について、その指定校が運営協議会の中でどのような教職員を配置をお願いすると、地方の教育委員会はその運営委員会の決議を無視できないということになっておりますので、必ず県に要望を出さなければならないことになろうと思います。

そこでですね、今、二十歳ぐらいの子供さんですけれども、垂水は、私は至るところで話をいたしますが、ソフトテニスが非常に強い。そして、ソフトテニスの選手が鹿児島なり鹿屋なりに特待なり推薦で高校に中学校から入ってまいります。ジュニアから中学校、指導者もおりまして、ある程度の成績を過去にも残しております。そして、垂水高校にその中学校から上がったソフトテニスの選手が、垂水高校で頑張るんだということで入学していきますが、今、二十歳ぐらいの年代のお子さんが高校に行っても練習もない。なぜ貴重な財源を垂水高校は育てないのだろうか。

私は当時の校長先生にお願いに参りました。「民間でコーチを引き受けてもいいよという方がいらっしゃる。いかがでしょうか」、夏休みでしたが。ところが、校長先生は、「とりあえず顧問がいますので、顧問と話し合いをして連絡を差し上げます」。ところが、返事も一切ございませんでした。

垂水高校の存続を過去にもたくさんの先輩議員が質問されております。何か1つ、勉学の面

ならなおよし、スポーツの面でいいんじゃないでしょうか。強い部活をつくれれば自分の学校に誇りを持ちます、生徒が。そうすると、定員に足りない、このようなことも若干は解消されるのではないか。垂水はソフトテニスが強いんだから、垂水高校をソフトテニスの強い高校にすれば、児童生徒は集まってまいるはずで。そのような努力は垂水高校の当時の校長はされていません。二度と私は話をする気にもなりませんでした。

だから、垂水高校の存続を先輩の議員さんたちが取り上げて、何を言っておいでなのかな。現実問題としてやらなきゃならんことをやらないんだ。だから、定住自立圏構想が締結されましたけれども、スポーツ合宿等もその中に入っておりますね。垂水は、鹿児島県内ではソフトテニスの施設は3番目にすばらしいものを持っております。コートは8面、ドームも持っております。なぜソフトテニスを伸ばそうとしないのだろうか。

鹿児島実業に生徒が行きますね。野球をしに行きますよ、サッカーをしに行きますよ。今は学業部門でもすばらしい成績を残しておりますよ。野球をしたい子供たちは中学校から実業を目指しているんですよ、樟南を目指しているんです。これはちょっと横道にそれましたけれども、そのような意味から私は言っているんですね。

県の教育委員会が、「市町村の教育委員会は、指定を行うに当たって都道府県教育委員会と十分な調整に努める必要がありますが、都道府県教育委員会の同意までを要するものではない」と書かれております。独自でやっていいということですよ、そういうふうに私はとらえます。ですから、県の教育委員会と綿密な打ち合わせは必要であろうかとは思いますが、やる気になればやれるということです。

再度、教育長にお願いいたします。

○教育長（肥後昌幸） 人事のことが主だと思いますけれども、今の鹿児島県、これはもうどこも一緒だと思いますが、人事につきましては校長の具申、そして教育委員会の内申、そして県教委の任命というルールでやっているわけでございます。

校長が教育委員会に具申をするときに、いわゆる今、議員がおっしゃるように、地域の保護者、地域の方々との連携をうまくとっておけば、こういう学校にはこういう先生が欲しいんだと、もっとこういう分野の先生も要るんじゃないかというようなことは、学校評議員の方々でもいいし、あるいはPTAでもいいし、そういう方々の意見を聞いて、その意見を聞いたものを教育委員会、私のほうに具申をしていただければ、私はそれに沿ってまた内申をしていくという方法をとれるわけでございます。

ですから、いわゆるコミュニティースクールがまだ鹿児島県で1校もないというのは、その付近の非常に難しい面があるからだろうと思います。ですから、やらないというんじゃなくて、どういう方法があるのか、いわゆる研究をしてみたいと申し上げたのはそういうことでございます。

○大園藤幸議員 この質問は、研究をしてみたいということで最終的な結論をいただきましたので、終わりたいと思います。

次に、給食センターの問題でございますが、19名、これには配送職員も入っておりますかということと、できれば配送を除いてほしいんですが、正規職員と臨時職員の年間の人件費をお知らせいただきたいと思います。

○学校教育課長（有馬勝広） 先ほどの19名でございましたが、まず所長が1名おります。あと学校栄養職員は先ほど言いました県費負担で2名ですが、あと給食調理員兼運転技師ということで2名、あと給食調理員がこれは市の正規職員ですが、9名、あと同じく給食調理員の臨

時職員が5名ということでございます。あとまた配送についてはシルバーのほうですね、そこにも委託をしておりますが、そこはここには入っておりませんが、19名はそういう内訳でございます。

あと人件費でございますね。平成20年度でよろしいですか。（大園藤幸議員「はい」と呼ぶ）20年度ですね。20年度の決算でございますが、人件費につきましては、職員分8,833万6,612円というふうになっております。申しわけございませんでした。人件費のトータルですね、申しわけございません、訂正いたします。9,851万2,421円、これが人件費、平成20年度決算でございます。

以上でございます。（大園藤幸議員「臨時と分けて、正規と」と呼ぶ）臨時と分けてですね。それが、じゃ人件費がトータルですので、正規職員が8,833万6,612円、臨時職員のほうが1,017万5,809円でございます。

○大園藤幸議員 先ほど1回目の質問でお話ししましたように、愛知県の大府市と同じようにはいかんでしょうけれども、いろんな事情があって正規職員のほうが9人、臨時が5名。愛知県では24名と43名、約半分の方が正規と。これ過去に給食センターを各自校方式から給食センター方式にしたときに、各学校にいらっしゃった給食員の方が給食センターにそのまま異動されたということで、この9名という正職員になっているのではないかな。

しかし、過去に3月の議会で教育委員会は、「民間委託をすると、10年後には黒字化される」、このようなふうに答弁をされておりますね。その根拠をいただきたく教育委員会に足を運んだわけでございますが、民間委託をするならば、10年後には現在よりも財源が浮くのだという説明だったと思いますが、ならば、その根拠を私もきょうこのようにして給食センターをテーマにして質問をする機会があるわけですから、多

分いつの日かこの話はしなければならぬ。そして、皆さんとその意識を共有して、さてどちらが正しいんだろうと、民営化が正しいのか、直営でやるのが正しいのかという判断を一議員として私は判断するために、資料をいただきたいと申し上げたのでございます。ところが、いただけませんでした。まあそれはそれでいいんですが、今でも遅いことはございません。

この正規職員の9名を時間とともに、年齢構成もあるでしょうが、時間とともに正規職員を減らし、正規職員が減った分に関しては臨時で補充をしていくというような方法をとられれば、民間委託の必要性がないのではないかと。それまではみんなで頑張らなきゃ仕方がないんです。やめなさいということは言えませんのでね、地方公務員法がありますので。

ですから、ことしの3月でしたか、市長が「23年の4月には民間委託をします」と答弁されていらっしゃるんですが、私の通告が出てから、当然、市長もそれなりにお考えを持っていらっしゃるでしょうし、そしてきょうの議論も含めて、やはり市長も神様ではございませんので、やはりだれでも一緒だと思うんですよ。市長も神様じゃありませんので、議会を通して必要な時期にはやはり市長なりのお答えをいただかなきゃならないという時期が来るだろうと思っておりますが、きょうここで市長の心が幾ら動いたのかを少しお話をいただきたいと思っております。

これで、最後の質問にいたします。

○市長（水迫順一）お答えをいたします。

給食センターの民間委託、非常に今までもいろんな議論がありました。やはり殊に学生の非常に大事な部門の食育を通じた健全育成には非常に重要な部分でございますので、当然のことだと思うんですね。

ちょっと振り返ってみますと、民営化をしようということは、我々は平成16年の春に合併ができないことが決定して、聖域のない行財政改

革を目指すよということやってまいりました。そしてまた市民の多くの理解をいただきながら、今日まで行財政改革は続けてきておりますし、このことはやはり今後も続けていかなければ地方自治は成り立っていきません。

そういう意味では、民間委託にして、その行財政改革の中で民間委託をすることで財政への貢献を上げようということは、今までの考えであったのは事実でございます。ですが、先ほども申しましたように、議会の中で、そういうような重要な部分であるから、やはり安心・安全を保つためにやはり直営方式も重要だよという意見もいただきました。その後もいろんな検討を続けております。ですから、これはやはり給食センターの正規職員の移籍の問題もございすから、早急にこれを決定することはなかなか難しいところもございす。

ですから、その辺の検討は続けておるんではございますが、議員も御案内のとおり、いろんな指定管理者制度をいろんなところで多くの市町村が始めておりますし、私どももそのとおりのんですが、指定管理者制度の中の民間委託のメリット、デメリットが、ある期間経過した中で本当に思っておったメリットが出ているのかと申しますと、非常に問題のあるところも出てきておりますし、逆にまたデメリットが本当にデメリットであったのかというところにまた反省のあるところもございす。ですから、そういうところもひっくるめながらこのことは考えていかなければいけないだろうと。民間委託を全くあきらめたわけじゃございませんが、その辺もひっくるめて考えていこうと、そういうふう思っておるところです。（大園藤幸議員「ありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようござい

ます。

50年間続きました自民党政権から、「政権交代」の声のもとに国民の圧倒的支持を受け、民主党政権が誕生いたしております。先月11月には事業仕分け作業が始まり、政策の無駄、無理をわずか1時間で判断するという荒療治で、官公庁とも大変な一月ではなかったかと推測いたします。

また、陳情につきましても、民主党幹事長室での一括預かりとなり、優先順位を民主党幹事長室、密室で決定するという方針を示されております。我々地方にはどのような政策転換を余儀なくされてくるのか、この1年間、この4年間に注目していきたいと思っております。

さて、12月議会の2番バッターでございます。トップバッターが粘られましてフォアボールで出塁しましたので、私はバントの送り役に徹します。重複する質問も後に多く見られますので、後ほどの同僚議員の関連質問でタイムリーヒットを期待し、簡潔に質問をしまいたいと思っております。

議長より許可をいただいております。早速、通告に従い、順次質問していきます。

まず最初に、学童保育の現状と展望についてお伺いします。

御承知のとおり、1997年に児童福祉法の一部改正に関する法律が成立し、放課後児童健全育成事業として法制化され、1998年児童福祉法と社会福祉事業法に基づく第二種社会福祉事業に位置づけられて施行されております。本市でも垂水小学校で既に実施されてきており、相応の実績を積み上げられてきております。また、学童保育を望む声は市内のあちこちから届いてきている現状だろうと思っております。

そこでまず、現在行われている垂水小学校の学童保育の内容と、ハード、ソフト両面でのさまざまな問題点もあろうかと思っておりますが、それらについてお伺いいたします。

また、先ほど申しましたように、政権交代によりまして11月は連日事業仕分けの様相がマスコミに躍っておりましたが、さまざまな政策の無駄が指摘され、廃止、見直し、予算縮減等の結果が出ております。子育て支援については現政権も理解を示しておりますが、保育所運営負担金の見直しなど等もあり、戦々恐々とする各省庁におきまして、また各地方自治体ではないかと思っておりますが、そのような中で、これから学童保育の事業展開を拡大しなければいけない本市にとって何らかの影響があるのかお伺いし、あわせて今後の本施策についてどのような展望を持っておられるのか、お伺いいたします。

2番目に、学童保育に関連して、水之上定住促進住宅の小学校校区選定についてお伺いいたします。

本年4月より、子育て支援の独自政策として、錦江町、水之上の両定住促進住宅のうち入居率の極めて悪かった水之上定住促進住宅について、18歳未満の子供が1人あるいは2人以上の世帯について、家賃の軽減措置が行われております。大変にありがたい、また思い切った施策を断行していただき、その成果は目を見張るものがあります。水之上の定住促進住宅も5階まで明かりがともり、温かい雰囲気が出ております。また、子育て応援戸数も28世帯と、実に半数を超える若い住宅に生まれ変わろうとしております。

家賃の軽減により所期の目的は達せられるような見通しとなってきておりますが、もう1つの目的でもあった水之上小学校の児童数増加という点について、改めて質問をしまいたしますが、まず、水之上定住促進住宅を所管する土木課に、水之上定住促進住宅のこれまでの推移について具体的な数字と子育て支援世帯の募集要項の内容についてお伺いし、特に、小学校の校区選定についてはどのような説明を行っておら

れるのか、お伺いいたします。

次に、猿ヶ城総合開発についてお伺いいたします。

現在、猿ヶ城のハード面の整備は急ピッチで進められてきております。農林課所管の中山間地域総合整備事業、KAM大隅西部地区猿ヶ城活性化施設も本体工事はほとんど完成し、今、外構工事が進められており、12月中には県より引き渡される予定と聞いております。また、商工観光課所管のキャンプ場整備事業では造成・舗装工事も完成し、今、バンガロー8棟、炊事棟、シャワー棟の工事が行われ、22年4月からの運営予定には大丈夫ではないかと推察をしているところでございます。

活性化施設、キャンプ場施設は、一体的な運営ができるように協議を重ねる方針をさきの議会質問でも回答されました。今回それぞれの主管課で条例案を上程されておりますが、この件については本会議初日にもさまざまな質問が出されましたが、改めてお聞きいたしますので、改めて御回答くださるようお願いいたします。

ハード面については具体的な進捗状況が見てとれますので、あえて答弁は求めませんが、ソフト面について、農林課、商工観光課にお聞きしたいと思います。

猿ヶ城総合開発は、市内外にとって「観光たるみず」の発信拠点であり、高峠、道の駅などと連携した観光戦略が待たれるところです。また、新幹線全線開通も間もなくのところにより、さまざまな観光客の流れが開通と同時に変化してくることも予想されます。その意味からも、市内向けに、また市外・県外向けに広報、宣伝、PRをどのように行っていくのか、非常に大事な課題だろうと思います。その点について、施設内容は異なりますが、それぞれの見解をお伺いいたします。

また、条例案には指定管理者制度の条項もうたわれておりますが、現段階でのそれぞれの課

が思い描かれている指定管理者制度についての見解をお伺いいたします。

最後に、施設運営の面で、大雨、台風時については猿ヶ城防災計画を策定して対処することを本会議初日に回答されております。このことは既に過去の一般質問の答弁にもあったかに記憶しております。当然に現地調査、問題点の把握、解決策等、準備怠りなく進捗していると思いますが、制定に当たり、その経緯を詳細にお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 池之上議員の学童保育についての現状と展望についてお答えいたします。

御承知のとおり、学童保育につきましては現在、市内で1カ所、垂水小学校に垂水児童クラブとして開設しております。登録者数は59名で、1日平均40名ほどの利用があるようでございます。平成15年、当初15名でスタートしております。児童数は減少しておりますけれども、利用者はここ数年同程度で推移しておるようでございます。

児童クラブの概要を説明いたしますと、校区公民館代表など8名で構成する児童クラブ運営委員会を設置し、児童クラブの管理運営を行っております。入所要件としましては、小学校1年から3年までの児童または養護に欠ける児童とし、開所日は日曜日、国民の休日、年末・年始を除く日で、開設時間は、平日は午後2時から6時まで、夏休み等は午前9時から午後6時までとしております。利用料金につきましては、1人月額5,000円ということでございます。

現在、垂水小学校以外では水之上小学校におきまして14～15名と、国の補助基準条件を満たすまとまった学童保育希望者がいらっしゃるようでございます。これまでも垂水小以外にも希望者がございましたが、条件を満たさないことと費用の面等で設置が困難な状況でございまし

た。今回その条件をクリアできそうなことから、新規に設置の検討を始めているところでございます。

最後に、先ほど事業仕分けの影響ということでしたが、延長保育など何か出ているようでございます。今のところ、国、県の対応を見ながら対応していきたいということでございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉）次に、水之上定住促進住宅の子育て支援策についてお答えいたします。

まず、子育て支援策に係る対象世帯数でございますけれども、本制度施行日が御案内のとおり本年4月1日からで、2月から子育て支援等に係る住宅使用料減免の制度導入の広報を行っておりますが、この広報以前の対象の既入居世帯数が10世帯、広報及び施行日以降の対象新入居世帯数が18世帯で、現時点の対象世帯数は御指摘のとおり、合計28世帯でございます。なお、このうち小学校の児童対象数は5名でございます。また、就学前の幼児が32名ということでございます。

次に、同住宅における学童の学校区の説明の件でございますけれども、入居時におきましては錦江町定住促進住宅との学校区の違いを説明する必要がございますので、小学校は、住居地の観点から基本的には水之上小学校になります。ことは逐一説明をしておるところでございます。しかしながら、子育て支援に係る住宅使用料減免制度を導入しました水之上定住促進住宅への入居募集につきましてはホームページやチラシ等で広報しているところでございますけれども、まずは入居率の向上を図ることを最大の目標としている観点もございまして、学校区のことには現時点では掲載していない状況でございます。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌）猿ヶ城開発につ

いての御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目のPRの方法についてでございますが、PRに関しましては、これまで市報に完成予想図を掲載したり、公募による名称募集、ホームページへの掲載、先般開催されました関西垂水会での紹介など、既にPR活動を始めております。

施設のオープンは、施設整備が3月中には終わる予定でございますので、開設の準備等考え、4月中旬以降を予定しております。今後は、開設に備えたPRとしてホームページの更新や市報への掲載を行うほか、施設の完成写真ができ次第、パンフレットやポスターを作成し、現在作成中の体験メニューとあわせて市内外の旅行関係機関や、登山やキャンプ用品を取り扱う業者へのPR活動なども行う予定です。また、ラジオやテレビなどマスメディアの活用も計画しております。

次に、指定管理に関してでございますが、御承知のとおり、公の施設の管理は、直営による方式か指定管理者制度によるものかのいずれかになります。本施設の管理を指定管理者制度により行おうとする場合は、施設の管理運営はもちろんでございますが、運営する上で観光案内や市政情報等の提供に関する知識、体験観光やグリーン・ツーリズムに関する知識、危機管理への対応なども必要でございますので、そのようなことを踏まえた管理のできる法人、その他団体を指定管理者に選定することになろうと思います。また、直営で管理を行います間において考慮すべき点も出てこようと思っておりますので、そのようなことも今後、検討してまいります。

次に、防災の対応についてでございますが、このことにつきましては、これまで関係課や防災管理監にお手伝いいただきながら検討してまいりました。基本的に管理に従事する者の数が少ないです。市の防災計画のような組織立ったことはできませんが、防災リスクの確認、

通信・連絡手段の確立、施設利用の制限、災害発生時の対応、避難伝達、防災訓練などの事項を盛り込んだ案を作成しております。

なお、作成いたしました以降も、今後も現場の状況を観察し、修正点などを加えながら実効性の高いものにしていこうと考えております。

また、施行規則におきましても、防災及び災害時における指示等に迅速に従うことなどの遵守事項を規定する予定でございます。

○農林課長（山口親志） 農林課所管の活性化施設のPRとしましては、加工室利用の生活改善グループへは、まず施設の利用及び新施設での体験をしていただくように計画をしております。

会議室等の利用については、農林課の会議はもちろんのこと、各組織にお願いしまして利用の推進に努め、市報等を利用し、PRをしてまいりたいと思います。

指定管理者制度及び防災対策については、商工観光課長が答弁したとおりでございます。

○池之上 誠議員 一問一答で行いたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、学童保育の現状と展望ですか。垂小でやっているということで増加傾向にあるということですね。このことは、少子化だけでも、保護者も忙しいということで預かってくれるところがあればという今風の世相だと思っております。また、展望としましては、来年度から要望があったから新設をするという考えを示されました。

その中で、垂水小以外でいろんな要望があると思いますが、その辺の把握をされているのかですね。水之上の場合は、私も去年までPTA会長だったものですから、この児童クラブ、学童保育に関してはいろんな意見を聞いておりましたので、「まず学校のほうでアンケートをとってください」と言っていました。その結果は出ているんですけれども、その辺のアンケート

の結果を知っていらっしゃるかですね。そういう話もたくさん聞くとおと思いますが、市内全体でどれぐらいの具体的な数値があるのか、わかっている範囲でよろしいですので、2番目にそのことをちょっとお聞きいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 今、質問にお答えいたします。

垂水小学校以外での要望につきましては、ことしの3月、水小のほうから2～3名の方の要望がちゃんとございました。それと、牛根地区で2～3件あるというふうに聞いております。それと、新城地区でも1～2件あるというふうには聞いておりますが、水之上小学校以外で市に對しましての直接の要望は今のところ受けておりません。

以上でございます。

○池之上 誠議員 今、市内の要望というか、平均して2～3件ということですね。牛根にもあると、新城にもあるということでございます。

水之上の場合は3月の結果だったですけれども、ことしの3月以降の調査では、平日の下校の過ごし方とかそういうのがあります。そしてあと児童クラブは開設が必要なのかと。その中で、回答率42名なんですけれども、「利用する」が15名いるわけです、36%ですね。利用しないのは27人、64%。田舎ですから、あの地域が見守る、そしてあとじいちゃん、ばあちゃんがいるということで、さほど多くはないかもしれませんが、15名というのは結構基準を満たしています、10名以上ですね。そういう要望がある中で、どうやって子育て支援につなげていくのかというのは、これは市長の思い切った政策の中でもしないといけない子育て支援の中の1つだろうと私は思っております。

その中で、来年度からするということですが、1番は、垂小みたいに、垂小の子供は垂小の場所で、移動しないで空き教室を使ったりしてやるのが理想だろうと思っているわけで

す。その点については、水之上小学校については、小学校に聞きましたけれども、空き教室の問題とかいろいろあると。というのであれば、水之上保育園ですね、あそこはもう華巖園の系列ですので、1年生から3年生が歩いて5分もかからんというような近い距離にあります。そういうところに、せっかくなつくられるんだしたら、もう本当に近いところでしてもらえばどうかという思いがしているわけですが、聞いた話によりますと、市街地にある施設を使いたいというような意向があるようでございますが、その辺について、計画中ですから詳細までは今の時点では発表はできないかもしれませんが、その辺の経緯についてわかれば、話していいところまではこのところでちょっとお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 先ほどの質問にお答えいたします。

水之上小学校から学童保育の要望がございました。その件につきまして、水之上保育園のほうに学童保育ができないか確認を行っております。その結果、空き教室がないということで対応はできないということで返事を受けております。

今回計画している件につきましては、学童保育の拠点を中央地区に設置し、そこから利用者のところまで迎えに行き、学童保育を行おうというふうに考えております。平成22年度の開設に向けて、運営内容等具体的な協議を行っている状況でございます。詳細につきましては、後もってまた決定し次第、お知らせしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 まとめは後、水之上の定住と一緒にやりたいと思います。後でまた要望だけ申し述べたいと思います。

次に入ります。

水之上定住促進住宅の小学校校区選定につい

てです。

入居率を上げるために、あえて小学校については広報等していないということです。もっともだろうということを私も思っております。

しかしながら、この定住促進を軽減、水之上を軽減するというのは入居率が悪いということと、あともう1つは、水之上小学校がことしは5名でした。来年はまたちょっとふえます。しかし、26年度には複式学級になってしまうということがわかっているわけですね。それについて危機感を持ちまして市長にも話をしたところ、じゃということでやろうということも1つはあると思うんです。

それはちょっと入居率を高めるためにということで余り強く出せないという面もありますが、そういうところで今、錦江町の定住の促進に入っている方々から、「水之上と何でこんなに差があるのだろうか」という言葉も聞こえてくるわけですね。そうしたときに、子育てでそこを安くするんだよと、子供でも幼児でも18歳以下であればだれでもいいよという感じなんですけれども、1つには、学校は、小学校は水之上だよというところも1つは条件としてあるものだから、安くしますよと、余り垂小と水小の違いでは差別してはいけないかもしれないけど、そういう意味合いも兼ねてあると思います。

そして今、小学校校区には原則として居住地区ということですが、校区外申請というものもあるみたいです。現に垂水地区から水之上小学校に通ってこられるお子さんもいらっしゃいます。そして定住から垂小に行かれる方も多分いらしたと思いますが、その辺について、2回目として、そういう実態があるのかないのかですね、その辺を学校教育課長でよろしいですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（有馬勝広） 池之上議員の御質問にお答えします。

垂水市立学校の校区につきましては、垂水市

立学校の通学区域の指定及び学校の指定変更に関する規則に定められております。

まず、水之上定住促進住宅は、先ほどからごさいますとおり水之上小学校に就学することになります。

次に、水之上定住促進住宅に入居し、校区外の児童クラブに通うという理由で校区外就学の認定についての御質問でございますが、そのような理由での校区外就学の認定を行った事例はございません。（池之上誠議員「児童クラブじゃなくて、校区外申請というか、水之上の定住から垂小に通っている子供はいるかということ」と呼ぶ）それは、（池之上誠議員「ない」と呼ぶ）はい、ないです。

○池之上 誠議員 実態がないということでございますので一安心しておりますが、どうでしょうか。水之上小学校に行くんだという行政指導というか、パンフレットでも、募集要項でもぴしゃっと条件づけをするということであれば、入居者が減りますでしょうか。どう思われますか。

そういう錦江町と関連してやっぱり不平、不満が出ているという実態もあるわけです。水之上もそんなに悪いところじゃないです。いいところだと思いますよ。ある人は「えっ」と言う人がいましたけれども、1人ですね。そうじゃ多分ないと、いいところで、住めば都ですね、本当に。そういうところで、ぜひ定住はそういう条件づけをしてやってほしいと。

というのも、3月にも話をしたんですけども、今、幼児が32名ということで、学童保育があれば水之上にも行かせたいという親御さんがいっぱいいたんです。だから、学童保育をどうしてもつくってくれということで再三話をしてきたわけですね。それが22年度から物になるということで非常にありがたい決定をしていただいていると。

水之上校区だけではないと思うんです。新城

も2名、3名、そして牛根も2名、3名いらっしやると。この水之上の定住促進の学童保育とセットになった子育て支援ができれば、牛根の場合は霧島市内、国分ですね、国分方面に通う人たちも1万五、六千円あれば境でも牛根でも出して安いところから通おうかと、新城であれば新城小に出して通おうかという親御さんもふえてくると。そういう戦略も見えてくるという意味合いから、私は今、この水之上地区に対してのケースは非常にありがたいケースだと。これを伸ばしていくことは行政の皆さん、そして我々議会の責任だろうと思いますので、ぜひ強力に推し進めていただきたいと思います。

その意味からも、定住のそういう軽減措置をしたところにはちゃんとやると、そして学童保育もちゃんとありますというようなところを今回もう1回練り直して、広報していただければと思います。

これについては、4回目の回答をだれかされるかわかりませんが、通告していませんけれども、市長、せっかくですから、そこ辺の戦略的な思いは通じるだろうと思いますので、一言、4回目の最後として、3回目か、3回目ですね。まあゆっくりやりますけど、一応3回目、以上の件で市長、済みませんが、話があれば。そして、ほかの課長もあればどうぞ。

○市長（水迫順一） 水之上の定住促進住宅については、結果が出つつあるものですから非常にうれしく思っております。水之上小学校の複々式を何とか解消したいと、そういう思いはございますので、これはみんなで知恵を出してよりよい方向に進めていきたい。ですから、何が障害なのか、そこ辺を考えて、障害があれば取り除く努力をせんといかんと、そういうふうに思います。その方向で検討します。

○池之上 誠議員 何回も質問すれば何回目かわからなくなりますけれども、一応今言いましたように、本当に大事な子育て支援だろうと。

親御さんは、大きな学校よりも本当に小さなところでもまとまったところであって、教育環境がよければ出すと思うんですよ。松ヶ崎もしかり、出すと思います。

そういうところでちゃんと全市内に、小さな市ですから、全市内にそういうサービスを普及させていただきたいということで、今度、22年度から始まりますが、移動手段とかその対象の範囲、水之上から協和まで、あるいは柘原まで、新城まで広げるのか、その辺のことも出てくるだろうと思います。問題もいっぱいあるだろうと思います。そしてまた保護者の負担ですか、その辺も出てくるでしょうし、いいスタートが切れるように十分な協議をして学童保育の新しい運営に当たっていただきたいと要望をして、この件については終わりたいと思います。

続きまして、猿ヶ城の総合開発のほうに移ります。

PR、指定管理者、防災計画、るる説明を受けました。その中で指定管理者制度につきましては、一緒の敷地にあるわけですが、内容が何か相反するというか、初日にもありましたけれども、社会教育的な要素が強いと。それは多分活性化施設だろうと思っております。本当に公共サービスの要素があるんだろうと、活性化施設はですね。室料を取っても、電気料を取っても、加工料を取ってもそんなに収益は上がらないうところ、利益を生まない施設であると思います。

そしてまた逆にキャンプ場は通年を通して、夏は川遊び、冬は山ですね、そういうところに大変な観光客が来るだろうと期待をしております。その中でバンガローが1万5,000円と、軽減はあるでしょうけれども。そういう中で本当に年間を通じて動いてくれれば結構なお金になっていくだろうと。そのためには、お金を得るために、営利目的のためにはいろんな経営も変わってくるだろうし、そういう本当に経営自体で

キャンプ場が生きるか死ぬかというところも出てくるだろうと思っております。

まあ言えば、何か本当に相反する施設なんですけれども、初日の話では一体的な運営ができるようにこれから協議をしますということでしたが、それじゃ、その相反する性質の中で、相反する施設の中で本当にそれができるのかどうかちょっと疑問に思うわけです。その辺の内容についてはどうなのか。まだ時間はありますよね、3分前かと思いました。

そういうことで、そこ辺の一体的運営ができるかどうか、可能なのか、その辺の見解を詰めていかれるでしょうけれども、どういうふうなことをしていくか、そこをひとつ聞きたいと思っております。農林課、商工観光課、どちらでもいいですけれども。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問にお答えいたします。

御承知のとおり、活性化施設は1月からの供用開始を予定しており、猿ヶ城溪谷森の駅は、先ほど申しましたように4月中の開設を予定いたしております。それぞれ御指摘のとおり、施設の性質に違いがございますが、施設の管理に関しましては、2つの施設が同じ敷地にありますことから、事務室を共用し、効率的な運営をしたいと考えております。

今後、管理を指定管理者制度方式にするとした場合に、指定管理者の募集に際しましては、例えば募集要項にそれぞれの目的に沿った管理をすることを条件として付して、応募者がどのような考えを持って管理しようとするかを確認することもできますし、協定書で管理の細目を規定することもできますので、支障が出ないような対応も可能だろうと想定いたしております。

なお、先ほどもお答えしましたように、直営の期間で問題点が生じれば、そのようなことも参考にできると考えております。

○農林課長（山口親志） 議員指摘のとおり、

役割の異なる施設形態ではありますが、商工観光課と協議しまして受け付け業務を1月から3月までは農林課の予算で、4月からは商工観光課の予算でというふうに一体化して考えておりますので、そのあたりはクリアできるんじゃないかと思っております。

以上です。

○池之上 誠議員 条件づきで指定管理者のほうにできるんじゃないかということでございます。一緒に施設の中ですから本当に一体的な運営ができることが望ましいと、そこに2つも違ったことをやるというのがあれば、本当にこれは事業仕分けで見直しじゃなくてももう廃止になりますので、その辺はよく協議していただいて、うまく運営ができるように期待をしたいと思っております。

その中で、今言われましたように、指定管理者というのが団体か法人かというようなところであると思っておりますけれども、施設の利活用につきましては、キャンプ場は一般の観光客が対象だろうと思っております。そして活性化施設の利用はいろんな方が利用されると思っております。市民の方が大多数じゃなかろうかと思っております。その中で地元の還元策ということで、これは質問ではございません、いろいろと地元にも振興会、婦人会、郷土研究会、いろんなものがございまして。そういう中で、今、三和センターを使っておりますけれども、そういう施設の利用とかそういうのが多分多くなってくるだろうと思っております。それは、市長の権限のもとで軽減されるのではないかと思っておりますけれども。

あともう1つ、その施設の中で働く人たちですね、それは指定管理者の中で働くでしょうけれども、その中で地元の人たちを内ノ野とか新光寺とか本当に山の中です。そういう人たちをその中で優先的に働かせていただければという思いもしているわけですね。そしてまた管理業

務につきましても一緒のことです。

そして、あとまた小学校にあります緑の少年団、これは水之上小学校の猿ヶ城緑の少年団と協和中にあるんですかね、その2つだけしかない。その活動も結構一生懸命頑張っておりますので、事務局、事務室は小学校にあるんですけども、優先的に活性化施設の中の1室を与えていただければ、なお活性化するんじゃないかというふうな思いもございまして。これは要望でございまして。質問ではございません。

そういう中でもう1つ、指定管理者という中で、今、直営の後、初日では1年間というめどを上げられておりましたけれども、これはちゃんと軌道に乗るまでは直営でしていこうと言ったほうがいいんじゃないかと。その中でぜひ、それじゃだめだからやらせてくれというところが出てくれば、そういう面も考えないといけないかもしれませんけれども、その1年、2年の間に運営をしていく中で指定管理者を考えるのであれば、地元の対策として、今さっき言いましたように、水之上校区あるいは三和センターを中心としたコミュニティの活性化という観点から、指定管理者制度について三和センターにレクチャーをすとか、こういう方向ですよとか、そういう行政の指導をして、地元への還元という意味合いで指定管理者制度を地元の自治会の中につくり上げるという思いがあるかないか、それが可能かどうか、その辺についてはどうでしょうか。3番目、その1点お願いします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問にお答えいたします。

施設の管理を指定管理者制度方式にするとした場合に、先ほど申しましたように、任意団体とか、法人格を持ったNPOでありますとか、民間企業が対象に考えられるわけですが、さきにお答えしましたとおり、指定管理者の選定に当たって、市が求める管理能力が必要

でございますので、必要に応じてこのようなことや指定管理者制度についての地元の皆さんに御説明することは可能であるというふうに思っております。

ただ、本施設が、道の駅のような収益性はなく多くの雇用は見込めませんので、その点は御留意いただく必要があると思っております。

なお、本施設におきまして、短期間や短時間での雇用は発生する予定でございますので、地元でそのような雇用についての御希望などあれば、別にまたお聞きする機会も設けたいと思っております。

以上でございます。

○池之上 誠議員 最後です。

いろいろと条例もつくられまして、ソフト面、ハード面、いよいよ22年の4月からは本格運営ということになってくると思っておりますので、本当に「観光たるみず」の拠点というふうに考えて、成功裏に終わるように皆さんの英知を結集していただきたいと思っております。

これにつきましては地元の協力も必要でございますので、今言いました地元対策ということも十分に考慮していただきまして、この猿ヶ城総合開発が成功裏に発展していくことを期待いたしまして、今回の質問は終わろうかと思いません。

あと小さな観点からでしたが、大きいところはまた後ほどの同僚議員が質問されるだろうと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。次は、11時10分から再開します。

午前10時55分休憩

午前11時10分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番尾脇雅弥議員の質問を許可します。

[尾脇雅弥議員登壇]

○尾脇雅弥議員 皆さん、おはようございます。3番尾脇雅弥でございます。

冒頭1点、質問項目の5番のところを1カ所訂正をお願いします。

「小・中学校図書館運営について」とあるんですけども、「図書室」の運営に訂正をしていただきたいと思っております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、5つの項目について順次質問いたします。

まず初めに、各課経営方針について質問いたします。

垂水市のグランドデザイン、将来の目指すべき姿を考えたときに、長期的視点としては10年に一度の総合計画、中期的には4年に一度の市長の公約、短期的には1年ごとの各課マニフェストの位置づけがあると考えます。19年度からスタートをし、本年からは各課経営方針として、より明確な内容に進化しているようであります。21年度の間報告も出されておりますが、3年目を迎えたこの取り組みをどう評価されているのか、市長に伺います。

次に、事業仕分けについて質問をいたします。

政府の刷新会議が、行政の無駄を見直すということを最大の視点として事業仕分けを行いました。9日間、499事業を対象として、廃止60事業1,365億円、計上見送り20事業1,280億円、事業費の削減4,053億円から5,156億円、総額で6,699億円から7,803億円に上ります。また、国へ返納を求めた基金、特別会計が9,615億円、すべての仕分けの総額は1兆6,315億円から1兆7,419億円であります。

中身の評価に関しては意見が分かれております。私自身異論があるものの、テレビやインターネット、新聞などを通じて、国民が注視する中でオープンに事業仕分けが行われたことについては評価をいたします。しかし、一方で効率性に偏った判断が多く、結果として地方に厳しい

中身になっていると感じております。来年度予算が仕分けの判断どおりに実行された場合、本市への影響、具体的にどうなるかを数字をお示しいただきながら、財政課長に答えを求めます。

次に、水産業の振興について質問をいたします。

先月11月21日から23日に垂水漁協において、第4回かんばち祭りが開催されました。これまでの成果について水産課長に答えを求めます。

また、垂水漁協の業者数と魚価の現状、あわせて近年廃業された業者数についてもお知らせください。

猿ヶ城開発につきましては、池之上議員の答弁で趣旨を理解いたしましたので、割愛させていただきます。

最後に、小・中学校図書室の運営について質問をいたします。

垂水市内8小学校、4中学校の図書室運営の現状について学校教育課長に答えを求めて、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 尾脇議員にお答えをします。

各課経営方針は、昨年までは「各課マニフェスト」という名称で実施しておりましたが、基本的な考え方、取り組みの内容はさほど変わっておりません。私の評価ということですが、これまでの取り組み状況とあわせて、所見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、この取り組みのきっかけでございますが、平成18年の12月議会で議員からの御提案をいただき、取り組みを始めました。初めは、各課それぞれスローガ的な取り組みを掲げ、組織内の意思統一を図ること、そしてその進捗状況の確認を行うため、副市長同席のヒアリングを行うものでございました。次年度には重点項目の設定の考え方を示しまして、取り組みに対します目標値を設定、そして市民への公表を行っております。

3年目を迎えましたことは、総合計画にも掲げている行政経営の考え方を浸透させまして、経営的視点で取り組んでほしいという観点から、「各課経営方針」と名称を変えました。また、中身についても、課の使命、組織の目標像を明確にした上で、施政方針や総合計画を参考とした重点目標を設定するよう指示しました。

このように年々進化してきているわけですが、3年目を迎えることもあり、定着してきたと感じております。当初の目的でもありました組織内での意思統一につきましては、各所属長の理解、そして努力もあり、十分に意思統一が図られていると評価しているところでございます。

また一方で、年度当初の半年経過後にヒアリングを行っておりますが、2つの大きな成果がありました。1点目は、私は、より詳しく各課が抱えている課題や現場の様子を知ることができると、そして2点目が、私の考えや思いを所属長だけでなく担当係長や担当職員に伝える場であることが挙げられます。

これまでも、市民との協働の社会づくりの実現のために職員が率先して取り組む必要があること、接遇の大事さ、経済の動き、そして、ことは常に国政や社会情勢に目を向け、アンテナを張り、市民第一、現場第一、行動第一の原則で取り組んでほしいと話をしているところでございます。今後、より成果を高めるために工夫しながら取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○財政課長（三浦敬志） 事務事業仕分けについて、お答えいたします。

民主党政権の行政刷新会議が平成22年度予算の事業削減を目指した事業仕分けについては、先月27日に全449事業の仕分けが終了し、廃止、凍結、予算削減、見直しとされた事業は計217事業、予算削減額は約7,500億円に上るという結果になったようでございます。

その中で本市に影響があると思われる事業は、現段階で把握している主なものでおよそ15事業になるのではないかと考えております。内訳といたしまして、総務省関連が地方交付税、経済産業省関連が電源立地地域対策交付金、厚生労働省関連が保育所運営費負担金、延長保育事業など5事業、環境省関連が循環型社会形成推進交付金、農林水産省関連が農山漁村活性化プロジェクト支援事業、水産基盤整備事業など6事業であります。文部科学省関連が公立学校施設整備事業であります。

対象になった事業の影響額については、見直しの方向性や予算の削減方法など現段階ではわからないため、個別の事業における具体的な影響額を出すことは現段階では困難ではないかと考えております。しかしながら、見直し対象事業は、地方交付税など地方財政の根幹をなすものの、保育所運営費負担金など歳入額が大きいものの、平成22年度の各小学校の耐震補強工事と統合中学校大規模改造事業が予定されている公立学校施設整備事業なども入っておりますので、今後の動向によっては本市に大きな影響があるのではないかと懸念しているところです。

これらの事業仕分けの結果につきましては、現在、国において行われている予算編成作業においてすべてが反映されるわけではないとの報道等もありますが、1月に示される地方財政計画など国の動向を注視し、本市の平成22年度予算編成作業を行っていく必要があるものと考えております。

○水産課長（塚田光春）水産業の振興のうち、まずお尋ねの垂水かんばち祭りの現状についてお答えいたします。

海の桜勘祭り及びかんばち祭りでの成果を申し上げます。

第1回目の海の桜勘祭りは4月6日から8日までの3日間開催され、約1,000人の集客があり、約80万円の売り上げがございました。2回目の

海の桜勘祭りは5月2日から4日までの3日間開催され、約2,100人の集客があり、約300万円の売り上げがございました。3回目の海の桜勘祭りは9月21日から23日までの3日間開催され、約9,200人の集客があり、約700万円の売り上げがございました。4回目からは、祭りの名称を「海の桜勘祭り」より住民の方にわかりやすいように「かんばち祭り」に変えまして、11月21日から23日までの3日間開催され、約8,000人の集客があり、約770万円の売り上げがあったところでございます。

このように、回を重ねるたびに集客と売り上げが伸びたのは、第1回目と第2回目はテレビによる広報がない状態で行い、第3回目と第4回目はテレビ等による広報活動をうまく利用した結果、来場者数がふえたものと思っています。改めてテレビ等による広報の重要性を痛感しましたので、来年度からはマスコミ等をうまく利用する仕掛けづくりを漁協と一緒に考えてまいりたいと思っております。

また、今年度も量販店等における催事などに参加してまいりましたが、来年度以降も引き続き参加し、PR活動に努めてまいりたいと思っております。このようなPR活動はすぐには結果が出るとは思いませんが、後々には結果が出るものと確信しているところでございます。

また、県内外の消費者の方々へ、祭りと催事と並行したPR活動をすることにより、消費者とのコミュニケーションができて、さらには知名度アップにもつながり、そのことが消費拡大につながるものではと期待しているところでございます。

次に、垂水市漁協養殖業者経営の現状の中で、垂水市漁協の業者数と廃業者数、それと魚価の現状についての御質問でございますが、業者数は、2年前までは72業者おりましたが、近年世界的な不況により魚の消費の落ち込みと魚価低迷によりまして経営が困難になり、やむなく昨

年からことしにかけて13業者の方が廃業され、現在では59業者まで減少しております。また、カンパチの浜値は1キログラム当たり約870円で推移しているところがございます。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） 尾協議員の御質問にお答えいたします。

学校図書館は、児童生徒が読書活動に親しんだり、図書資料を活用した調べ学習を行ったり、学校教育の充実に大きな役割を果たしています。そこで、学校図書館は、図書の整備とともに読書意欲を高める効果的な設営など、その充実にを図る必要がございます。

まず、学校図書購入費は、平成21年度は小学校全体で162万3,600円、中学校全体では125万2,800円となっております、平成20年度より小学校は約120%、中学校は約113%増額して配分しております。

各学校における新しい図書の購入については、児童生徒の発達段階や教職員、児童生徒の希望なども参考にしながら、学校長の責任のもとで選定しております。

小・中学校の蔵書冊数は、小学校全体で3万6,885冊、中学校全体で2万3,988冊となっております。学校図書館標準による図書の整備状況については、本市の小学校全体では充足率は95.95%です。中学校全体では90.32%です。

児童生徒の読書冊数については、本年度10月の調査では、小学生で1カ月に平均約14.5冊、中学生で1カ月に平均約3.2冊でございます。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 それでは、各課経営方針について2回目、質問いたします。

今、市長の答弁でありましたけれども、御自身の各課の現状が理解できたことと、あわせて各課担当レベルまでの市長の考えを浸透できたということが最大のよかった点じゃないかというようなお話をいただきました。私も同感で、

本年は特に課の使命あるいは組織の目標像が加わって、非常に毎年進化をしてきていると思っております。

それで、個別に6名の担当課長に7項目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、総務課長。重点項目の職員ボランティアの実施というのがございますけれども、これの参加の状況について答えを求めます。

続いて、財政課長。重点項目の中で実質公債費比率の改善、そして未利用地の有効利用、そして財産の売却、貸し付け等による財源確保という項目が、せんだつてのヒアリングでAからEの5段階評価のすべてがE評価と、一番低い評価になっておりますけれども、これは何が原因で対策をどうお考えなのか、お尋ねをいたします。

続きまして、会計課長にお尋ねをいたします。

課の使命として、「市民の財産である公金の安全、有利な運営に努めます」と書いてございまして、重点項目として、新たな支払い方法の検討、そして成果目標として、庶務担当者の事務省力化のためITを活用した新たな支出事務を検討するというところでございます。現在の進捗状況と、その場合のメリットについて質問をいたします。

次に4番目、税務課長に質問いたします。

課の使命として、「納税秩序の維持と公平性の実現を目指す」と書いてあります。重点項目として、収納率向上の取り組みを徹底するというところで、具体的な成果目標として、実態調査を徹底し、悪質者に対しては滞納処分を積極的に実施するとあります。せんだつての中間の評価におきましてはBということで、実態調査について、軽自動車等所有状況の戸別訪問調査の実施を行っておられるわけですがけれども、実態調査の結果はどうだったのかということと、滞納処分については「預貯金、生命保険、給与の差し押さえを実施」と書いてございます。実施

の結果はどうだったのか、お答えいただきたい
と思います。

次に、市民課長に質問いたします。

重点項目の中で、特定健診、特定保健指導事
業の推進ということが書いてあります。Aの評
価でございますが、進捗状況の中で、受診者の
希望する健診が含まれていないなどの意見があ
るということでもあります。どういう中身を希望
されているのか、また、そのことに対してどう
いう対策が考えられているのか、お尋ねをいた
します。

最後に、保健福祉課長に2点質問をいたしま
す。

まず1点目は、子育て支援ということで重点
項目掲げておられますけれども、具体的な目標
といたしまして、支援体制の充実、そして取り
組み内容として、次世代育成支援対策行動計画
の策定とあります。これの分の現状はどうか、
また、さらなる子育て支援の充実をどう考えて
おられるのかを質問いたします。

それからもう1点、重点項目の高齢者が安心
して暮らせる環境づくりという項目の中で、具
体的な取り組みとして、住み慣れた地域で安心
して暮らせる安心ネットワークづくり、傾聴ボ
ランティア、認知症サポーター等の養成、医療・
介護・看護の連携とありますけれども、現状の
課題と今後の対応を伺います。

以上、長くなりましたけれども、2回目を終
わります。

○総務課長（今井文弘） 尾脇議員の御質問に
お答えいたします。

職員ボランティアへの参加状況ということで
ございましたが、その前に少し、実施の経過に
ついてお話をさせていただきます。

まず、職員ボランティアについてであります
が、この取り組みは、平成15年7月から課長会
によるボランティアとしてスタートしたものを、
平成20年の4月から職員ボランティアに変更し、

全職員に呼びかけ、実施してきております。

実施は、2カ月に1回の年6回を予定し、旧
港ロータリー、マイロード、新港ロータリー、
潮彩町グラウンド、宮脇公園の主に草払いや、
市役所前の県道沿いの街路樹の剪定、そのほか
島津墓地の清掃を行ってきております。

また、このことは職員だけで実施するもの
でなく、周辺の住民も一緒になってやりたいとい
うことから、事前に実施箇所の周辺振興会に日
程や参加について文書でお願いをして、実施を
してきております。

御質問の参加状況でございますが、職員は、
概算ではございますが、これまで平均いたしま
すと、毎回60名程度が参加しておるようでござ
います。また、一般住民の参加につきましては、
この取り組みを始めたときからしますと徐々に
ふえてきているようで、これも概算ではありま
すが、50名から70名の参加をいただいできてお
ります。市民との協働によるまちづくりという
点では、そのことが徐々にできてきているので
はと考えております。

職員についての参加であります、これはあ
くまでもボランティアということで強制もでき
ないわけでございますが、本人の認識の問題で
もあります。今後、職員へのさらなる周知を図
りながら、参加者数をふやしていけるよう努力
してまいりたいと考えております。

なお、先月の実施のボランティア作業から、
後日、課ごとに課長から参加者を報告してもら
うようにしたところでございます。

以上でございます。

○財政課長（三浦敬志） 財政課の各課経営方
針に関するお尋ねにお答えいたします。

財政課の重点項目で低い評価といたしました
項目は、財政指数の改善の中で実質公債費比率
の改善、未利用地の有効利用、それに財産の売
却、貸し付け等による財源確保でありました。

まず、財政指数の改善の中で実質公債費比率

の改善であります。7号補正後の起債額の合計額が8億8,910万円となり、財政改革プログラムでうたっております6億円を大きく上回る見込みであるため、低い評価を行ったものであります。

ただ、この8億8,910万円の中には通常債以外の災害復旧事業債、臨時財政対策債、退職手当債などが含まれ、これらを除きますと、6億円を若干上回ります6億4,463万7,000円になります。起債額の5年間の退職手当債を含んだ平均をとってみますと、5億5,916万円であります。これらのことを勘案いたしますと、E評価と低い評価といたしましたのは少々厳しかったのではないかと考えております。

次に、未利用地の有効利用であります。この項目は、協和校区にあります。現在普通財産となっております教職員住宅と行政財産であります市営住宅とを同時に解体撤去し、整地を行おうとするものであります。財政課と土木課との連携がうまくとれなかったことにより、解体、撤去、整地がおくれることとなったため、低い評価を行ったものであります。今後は連携をより密にし、未利用地の有効利用を図りたいと考えております。

最後に、財産の売却、貸し付け等による財源確保であります。現在までの実績として、土地の売却による財源確保分が50万円、貸し付けによる分が約480万円でございます。この項目を低い評価といたしましたのは、市有地の売却益を1,000万円以上としたことによるものであります。議員も御承知のとおり、現在の社会経済情勢の中では土地などの不動産の流通は少ないところでもあります。このような状況下で1,000万円の目標は少々高かったのかなとの気もいたしております。

不動産流通の少ない中、現在垂水中央病院前の市有地296坪、平米にして976.7平米への問い合わせが2件来ております。この問い合わせが

今後いい方向に進むよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○**会計課長（尾迫逸郎）** 新たな支払い方法の検討として、電気料の口座振替についての御質問にお答えいたします。

1点目の進捗状況ですが、まず、先進地の鹿屋市と鹿児島市の会計課で事務手続等の研修を受けました。それらを参考にし、電気料のデータ作成及び九州電力との協議を終えています。今後は関係課への説明と協議を進めていくところでございます。

2点目の実施した場合のメリットとしましては、毎月の九州電力からの請求書に基づく各関係課の伝票作成の起票事務と、それに伴います会計課の伝票審査並びに支払い事務の大幅な軽減が図られます。それと、口座引き落としされることにより毎月の支払い遅延がなくなることでございます。

以上でございます。

○**税務課長（川井田志郎）** 尾脇議員の各課経営方針の重点項目の取り組み状況についての御質問についてお答えいたします。

軽自動車の実態調査でございますが、現在までの状況を申しますと、対象者として、3年以上の滞納車両156件中、所有者死亡、市外転出者、所在地不明者などの特別な事情9件を除く該当者の訪問を行いました。その中で、本人と協議ができました件数は68件でございます。中でも、調査対象車両が既がないものなどの事情がある案件13件につきましては、該当車両から除く処理、滅失申し立てを行っていただきました。また、6件につきましては、所有者の廃車の手続を行っていただきました。今後も引き続き訪問調査を行い、収納率の向上に取り組んでまいります。

次に、滞納処分の状況でございますが、滞納処分の平成21年度の実施状況については、現在

まで51名の対象者に対し、銀行が12行、生命保険会社9社に調査をしてありますが、全国の預貯金の調査が爆発的に増加していることから、金融機関からの回答も遅くなっているのが現状で、その整理を行っているところであります。また、平成21年度は明けまして2月、3月に預貯金調査等の差し押さえを実施する予定となっております。

平成21年度の11月末現在の滞納処分による歳入状況は、55件で411万4,000円でございます。以上の状況と、今年度の途中ということから進捗状況評価はBということにいたしました。

参考までに、平成15年度から平成20年度までの滞納処分実施状況を申しますと、平成15年度が5件の14万円、平成16年度が265件の287万7,000円、平成17年度が31件の283万7,000円、平成18年度が40件の746万8,000円、平成19年度が59件の1,956万8,000円、平成20年度が90件の1,109万9,000円という状況でございます。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博） 昨年から新たな事業として実施しております特定健診事業ですが、本年度の中間評価で、希望される健診項目がないという意見があるということに関する御質問ですが、特定健診がメタボ健診を重点としておりますことから、以前、市で実施しておりました基本健診の項目より減っていることが挙げられます。

つまり、検査項目が腹囲、腹回りのことですが、ほかに血圧、血糖値、血中脂質などのメタボ対策のものに絞られ、胸部レントゲン検査がなくなったことも考えられます。また、貧血検査、心電図検査や眼底検査については詳細項目になり、前年度の特定健診層化の基準に該当した者しか実施できないという縛りもございます。そのため、特定健診は腹囲測定と血液検査だけで物足りないという意見があることも事実でございます。

そこで、それらの意見あるいは希望される健診を実施するといたしますと、問題点として2点挙げられます。

1点目として、詳細な健診を導入するとなると、医療機器がない病院では心電図、眼底検査ができないこととなります。そういたしますと、特定健診が実施可能な医療機関が限定されることとなります。また、検査が煩雑になるため医療機関の協力も必要となります。

2点目としまして、他の保険者と違い、本市では早期予防・早期治療の観点から、特定健診の受診料を無料としております。つまり、国保会計で賄っておりますので、希望される健診を追加するとなりますと、検査項目がふえ、健診単価も増額になりますことから、無料での健診が困難と考えられます。有料化の検討を要することとなります。無料実施で基本的な健診を受けられる機会を広くしたほうがいいのか、有料で健診項目をふやしたほうがいいのかということとなるわけですが、本年度で2回目の実施でもございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

なお、国保係では人間ドックの助成も行っておりますことから、より精度の高い健診を希望される方におきましては、人間ドックの活用についてさらに周知をしてみたいと考えております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 尾脇議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の次世代育成支援対策行動計画の現状についてでございますが、この計画は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的に、平成22年度から5年間の施策目標を設定するものでございます。本年4月に、住民の方の子育てに関する生活実態や要望、意見等を把握するためのアンケート調査等を実施しております。現在、たたき台ができ上がっているところでございます。

今後は、これをもとに関係各課での協議の後、パブリックコメントに付して製本の予定でございます。

さらなる子育て支援の充実をどのように考えているかとの御質問がございました。

議員の御尽力もございまして、この10月に子育て相談支援センターもオープンいたしました。おかげさまでもちまして市民の皆様大変喜んでいただいているところでございます。今後も引き続き学童保育問題等、子育て支援を進めてまいりたいと考えております。

2点目の高齢者が安心して暮らせる環境づくりの中で、傾聴ボランティアや認知症サポーター養成を行った結果はどうだったかについてお答えいたします。

最初に、傾聴ボランティアでございしますが、傾聴ボランティアとは、ひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯など、さまざまな相手のさまざまな話を聞くことによって、相手の心に寄り添い、心も体も元気になってもらうというボランティア活動でございまして。本年、市議会から2名を含む15名の参加がありました。

活動内容として、早速9月13日、垂水市電気工事協力会がボランティア作業として実施してあります照明器具ランプ等の無料交換や清掃作業に同行して活動していただきました。市民から好評を得たところでございます。

次に、認知症サポーター養成についてお答えいたします。

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターを多数養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手によってつくっていくことを目指し、平成21年度養成講座を開催いたしました。参加者数は、現在のところ延べ76名参加されております。

傾聴や認知症への理解については、一人でも多くの方に理解していただきたいと思い、今後

も機会をとらえて学習会等を積極的に開催していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 ちょっと質問が多かったかなと反省しておりますけれども、それでは次へ参りますが、職員ボランティアの件なんですけれども、草払いを中心ということなんですけれども、時々時間が合えば私自身も参加させていただいております、この取り組みというのは非常にいい取り組みだなと思っております、市長も出席をされてですね。

ただ、いつも、行けば大体同じような顔ぶれということになっていきます。参加も60名前後ということですから、3割から4割ぐらいということになりますので、ボランティアということをやむを得ないんですけれども、そういった状況でいいのかなということもちょっと考えます。その辺のところは今お話いただいたような形で、終わってから出席をとると、確認をするということをおられるようでありますので、今後また意識が高まっていくんじゃないかなと思っております。

次に、財政課長の重点項目の件についてですけれども、実態よりも厳しく評価をしましたということもございました。御説明いただき、理解はします。退職者数の増加とか、景気の低迷による影響が大きいということでもありますけれども、なかなか厳しい状況ですけれども、持続可能な財政運営というのを引き続き努力をしていただきたいと思っております。

会計課についてはわかりました。

そして次に、税務課長なんですが、軽自動車ですね、これが3年以上の滞納者というのが156件ということで、本人と68件協議をされて、車がないのが13件で、6件が廃車の手続をとるということでお勧めをされているということなんですけれども、努力は理解するんですけれども、そういう処理の仕方で終わっていいのかなという

のも疑問に思うところなんです。少しでも負担をしていただくと、支払いをしていただくというような取り組みはできないのかということも1点、伺いたいと思います。

それから、差し押さえに関しても景気悪化の影響があるようですけれども、公平性の観点から、引き続き、少しでも徴収できるように努力をしていただきたいと思います。

市民課長の件ですが、よくわかりました。先月の決算特別委員会をちょっと傍聴させていただく機会があったんですけれども、本市の医療費の最大の課題というのは、入院の長期化ということで説明があったように聞いています。早期発見・早期治療ということに加えて、予防医学ということで努力をしていただいているようでございますので、継続的にまた頑張りたいということで要望をしておきます。

保健福祉課長の答えに関しては理解をいたしましたので、また引き続き粘り強く御尽力をいただきたいと思います。

○税務課長（川井田志郎）先ほど申しました滅失申し立ての件ですが、以前からなくてというケースなものですから、これにつきましては、その前の分まではいただいて、以後につきましては、もう実際はない車両ですからということで、廃車に準ずる保留という形をとっております。

あとそれから6件につきましては、所有者に車検、ナンバーなんかがありましたから、それで廃車をしていただきました。それで、できるだけいただくようにはしております。

○尾脇雅弥議員 じゃ、次に、事業仕分けについて2回目いきます。

先ほど財政課長のほうから、本市への影響につきましていろいろ御説明をいただきました。内容を聞きまして、我々にとっては非常にぞつとする中身じゃないかなと思います。

そこで、市長へ伺います。

現段階で、15事業ですね、小学校の耐震であ

りますとか中学校の大規模改修の事業ですね、これにも影響が懸念をされておりますが、もし実施された場合、各方面への影響ははかり知れないと思いますけれども、その場合の対応をどうお考えなのかということも伺います。

また、先送りとなっている地方交付税についても同様に実施された場合、さらには仕分けではありませんけれども、子ども手当や農家戸別補償の負担を一部地方に求める考えが示されておりますけれども、このような財政的な負の影響に対してどう対応されるおつもりか、あわせて質問をいたします。

○市長（水迫順一）事業仕分けにつきましては、法的な拘束はないものの、判定結果を踏まえまして予算編成過程でさまざまな議論が行われると思います。

現時点では、先ほど財政課長が本市への影響が出そうな事業につきまして申し上げましたが、少なからず本市へも影響があるものと思っております。本市にとって一番懸念されるのはどうしても地方交付税の抜本的な見直しの項目であります。地方交付税は三位一体改革で大幅に削減され、その結果、地方は事業の見直し、職員給与カット、職員の削減など、大変苦労して行財政改革の努力を強いられております。このような地方の疲弊した実情を十分踏まえ、地方交付税の復元、増額をぜひ来年度予算に反映させていただきたい、そのように思っております。

公共事業に関しましては、財政課を通じまして県へも問い合わせをさせましたが、県も大きなくくりでの事業については把握しているようではありますが、縮減額等につきましての細かな把握はしていないようでございます。

いずれにしましても、廃止や縮減により市民生活にいろんな影響が出ると思われますが、それらについて、そのしわ寄せが市に及んでくることがないように、地方に負担を転嫁するような

ことがないように、国の責任においてしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

○尾脇雅弥議員 ありがとうございます。

冒頭申し上げましたけれども、先ほどから課長の説明があったとおり、仕分けの中身に関しては非常に問題があると思いますけれども、この手法に関しては評価はできると考えております。全く同じ手法を取り入れる必要はありませんけれども、時代に合わなくなったものを見直す観点から、仕分け的な手法を取り入れるということも1つだと思います。

例えば補助金事業ですね、行財政改革で以前100近くあったものが、今、半分程度に削減をされております。これでございますけれども、今、それでも46事業の約2,700万円が継続的に支出をされております。繰り返しになりますけれども、削減ありきではなくて、仕分け的な手法を使って中身を見直して必要なところに集中的に分配するためにも、こういう手法を取り入れることも必要じゃないかと思っておりますけれども、そのことに関して、市長の見解を伺いたいと思っております。

○市長（水迫順一）本市では平成17年度から行政評価を導入しまして、また平成19年度には外部評価を実施し、事務事業の見直しを進めてきております。国の事業仕分けの手法は、公開の場で担当職員との議論により仕分けするという項目などが異なっておりますが、今後、事業仕分けの手法により近づけたほうがよいのか、また、事業仕分け導入が小規模で単独事業の少ない本市になじむのか、検討をしていきたいと考えております。

なお、議員御指摘の補助金の見直しにつきましては、行政改革大綱に基づきまして財政課において行っております。また、本年度より、監査事務局において補助金交付団体への監査を予定しているところでございます。

○尾脇雅弥議員 じゃ、次へ参ります。時間も

ございませんので簡単に申し上げます。

先ほど水産業の振興に関して、かんぱち祭りの取り組みをお知らせいただきました。また、業者等の推移もお話をいただきました。このかんぱち祭りに関してはすごくいい取り組みだなと思っております。青年部を中心に非常に活気があったように思います。

私、思うんですけれども、なかなか魚価が低迷をする中で、3本の足で立つというような取り組みが非常に大事なんじゃないかなというふうに思っております。

まず1点目は、本業である価格向上の取り組み、いい魚をつくるとかそういったことでございますけれども、これに加えて、今回のようなかんぱち祭りとか、イベント出展などへのPR販売への取り組み、そしてもう1つ、新しい取り組みとして、例えばブルー・ツーリズムみたいな取り組みを本格化させていくことが振興につながるんじゃないかなと思います。

せんだってグリーン・ツーリズムの講演がありましたけれども、1泊6,000円ぐらいでというような話がありました。グリーンはいいことなんですけれども、ブルー・ツーリズムとなりますと、ある程度限定されてきますし、海を持っているという我々にとってはこのブルー・ツーリズムというのは大いに生かせる1つではないかなと思います。

しかも、体験型のオプションとセットにすれば、例えば修学旅行生なんか子供を中心としたメニューでも1人8,000円ぐらい、3人ぐらいまとめ泊まれば2万円を超えるような収入になってまいりますし、中身に関しても、要するにカンパチを食べていただいて、寝るところを確保するというやり方でできるということでございますので、このことが1点と、また、それとは別に大人向けのちょっとオプションをふやした形での単価を上げた、御夫婦連れとかそういったこともできるんじゃないかなと思います。

それからもう1点ですね、外国人へ向けた取り組みというのも考えていただきたいなと思います。

大野を越えていきますと、カピックセンターというところがございます、ここには大学生を中心に、将来有望なアジアの若者が定期的に来ております。中には海を見たことがないとかそういう方もいらっしゃるようで、海に触れたり、魚に触れたりすることによって非常に喜んで帰っていかれる方もいらっしゃるみたいですから、その辺のところにも目をつけていただいて、また牛根漁協とも連携をして、3本の足構想という形でやっていただきたいと思います。時間がありませんのでこれは要望にとどめておきます。

最後に、小・中学校の図書室の運営についてでございますが、私、なぜこんな質問をするかといいますと、先日、機会がありまして全学校の図書室を見ることができました。感じたのは、同じ市内の学校なのにハードとソフトがすごく差があるんですね。場所によっては図書専門の建物があって書籍も充実していましたが、一方で、タイトルがわからないような本がいっぱい並べてあったりとか、同じような古い本が何十冊も置かれている、また、所によっては靴箱みたいなところに、本来本というのは縦に並べるものなんですけれども、横に並べてあったというような状況がありまして、非常に、来春統合の中学校はともかくとして、同じ義務教育の8つの小学校に関して、施設の改善と書籍の中身の格差を埋める必要があると考えておりますので、そのことについて教育長、どう考えておられるのかということと。

あわせてもう1点、統合中学校の図書室についても、持ち込みの書籍の考え方が各校で認識が違うようでもありますので、この辺も教育委員会が指導して連携をとる必要があると思います。あわせて教育長の見解を伺いたいと思

います。

○教育長（肥後昌幸）それじゃ、尾脇議員の御質問にお答えします。

各学校で図書室の状況が違うという御指摘がございました。確かにそれもあるだろうと思いますが、それについてはまた私のほうで指導もしてまいりたいというふうに思っております。

現在、充足率が不足している学校については重点的に整備をしていく必要があると考えておりますので、中学校の統合に伴いまして、垂水中以外の中学校の図書につきましては、小学校でも使用できるものがあると思います。そういうものにつきましては、小学校で活用できるようにしてまいりたいというふうに思っております。

○尾脇雅弥議員 ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

最後に、市長へ伺います。

21世紀は「知恵の時代」と言われておりますけれども、知恵は多くの知識の積み重ねの上に成り立つものでありますので、その知識の源の1つが、本を読むということだろうと思います。平成21年の8月に発表されました「平成21年度垂水市市民満足度調査」、これの結果において、市民が行政に対して今後必要としているニーズ値というのがありまして、第1位は「働く環境の充実」ということで、当然のことだろうと思います。そして2番目が「医療体制の充実」ということでございまして、これらに続いて3番目が「子育て支援体制の充実」と、そして4番目が「学校教育の充実」ということが上位に挙げられております。

書籍をうまく活用するということは、財源がそれほどなくてもできることでございます。そのことは結果、水迫市長が掲げておられる「住みよい垂水づくり」につながるというふうに思っておりますので、総括的な意味も含めて一言市長に伺って、質問を終わります。

○市長（水迫順一）子育て支援については、御承知のとおり、昨年あたりからさらに充実をしていこうというふうに考えております。子供たち、次世代を担っていただく子供たちが非常に垂水市の場合は子供の数が少ないのも、当然少ないわけでございますので、さらに、やはり他市に先んじていろんなことを支援をしていかなければいけない、そういう考えでいるところでございます。

そして図書の数につきましても、平成20年度から充足率を、八十数%の学校がございましたので、すぐ上げる方向でやっていただきたいというようなお願いのもとに、今90%、95%と、中学校、小学校がそのような率になってまいりました。さらに、このことは議員指摘のとおり重要な部分でございますので、今後も年次的に整備をしていきたい、そのように思います。（尾脇雅弥議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）ここで、暫時休憩します。

次は、1時15分から再開します。

午後0時5分休憩

午後1時15分開議

○議長（川尻達志）休憩前に引き続き会議を開きます。

7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

観光行政について。修学旅行の体験型民泊についてお聞きいたします。この部分は先ほどの尾脇議員と重なるかもしれませんが、よろしくお聞きいたします。

垂水市の両漁協では、魚価低迷の中、いろいろな事業に取り組んでおられます。そのような中、垂水漁協ではことし4回のかんぱち祭りを行いました。多くの観光客を呼んでいます。また、回を追うごとに観光客、売り上げともに上がっていると聞いております。ことしの5月に

は奈良県より修学旅行生のえさやり体験を受け入れております。これも大変好評だと聞いております。

県内では、宿泊施設の整った南薩、指宿地区が積極的に修学旅行生の体験型に取り組んでいますが、今後、垂水市が民泊での修学旅行体験型観光を目指すにはクリアしなければならない問題は何か、それに対してどのようなことを行っているか、お聞きいたします。

次に、ロケ地誘致について。

最近、県内各地で映画のロケが行われております。ことしは伊佐地方で「半次郎〜桐野利秋〜」のロケがありました。垂水市では昭和41年、都はるみの「涙の連絡船」が棧橋あるいは江ノ島でロケが行われています。平成になってからは、皆様も御存じのとおり、高倉健の「ホテル」のロケを行っております。その後、垂水市へのロケ地としての打診はないのか。

消防行政について伺います。

垂水の安全・安心のため、消防本部の組織体制は充実していなければならないのは当然のこととあります。しかしながら、現在、職員は2名不足の42名体制です。これでは市民に対する十分なサービスができず、また職員の勤務状態も過酷であります。職員定数は44名であるが、来年度は何名採用されるのか。

次に、浜平2035-2番地は公道、つまり集落道であります。集落道に埋設されているガソリン貯蔵タンクについてお伺いいたします。

私は、平成18年3月議会でもこの問題を取り上げました。しかし、今回垂水市は平成21年11月10日付でガソリンスタンド側が申請されました工事について許可されています。垂水市は、この公道上に貯蔵タンク、ガス抜き配管が埋設していることを認識しながら、なぜ許可されたのか。公道上の埋設は危険が考えられるが、危険ではないのか。また、関係機関、土木課とは協議されたのか。それに工事内容をお聞かせ

ください。

垂水港駐輪場整備について。

垂水港の駐輪場は、県の用地であります。現在の駐輪場は市内の通勤・通学者が利用しています。しかしながら、風雨のときは歩行専用屋根つきのところ駐輪しています。この駐輪場は特に冬場は北風により自転車が倒れています。垂水市の表玄関でもあり、屋根つき防風対策として整備はできないか、お尋ねいたします。

乗り合いタクシーについて。

先般パンフレットが配布されたところがあります。乗り合いタクシーの導入に至った経緯と効果を含め、概要の説明をお願いいたします。

また、このタクシーを利用できない地域があるわけですが、地域から要望があったとした場合、路線変更が可能なのか伺います。

また、これまでタクシー路線について意見あるいは要望はなされていないか、お聞きいたします。

国保の医療費削減について。

平成21年度から高額医療費指定市町村として国の指定を受けることになり、国民健康保険安定計画の策定が義務づけられ、その計画内容に記載された各事業に取り組まれていると思います。

さきの議会で田平議員の質問の中で、国保一般の入院費1人当たり14万8,000円で全国平均1.88倍、退職者の入院費1人当たりが17万8,000円で全国平均1.31倍という高い数値であると説明されています。

そこで伺います。高額医療の対策としてこれまで実施されてきた事業について、お伺いいたします。

また、さきの平成20年度決算委員会では基金積み立てが8,800万円ほどありましたが、他の市の状況はどうか。また、理想とする積立金は幾らか、説明をお願いいたします。

次に、食肉センターについて質問いたします。

食肉センターについては、さきの9月議会で感王寺議員が質問され、それに対し、市長の考えは、食肉センターを新設する場合については当然民営化の方向、民が中心になってやっていただくという方向でこの際はやはり変えていかねばならない、そういう方向を検討していくと答弁されました。今度、食肉センターを新設する際の民営化については、平成20年度決算特別委員会の要望事項の1つでもあります。ぜひ私からも強く要望いたします。

さて、食肉センターについては、平成17年度民間委託を基本に置いたと畜場運営委員会が2回開かれたが、その後、諸事情により開催されていなかった、その理由を述べておられました。それに対して感王寺議員は、市の方針を策定し、民営化のためにさまざまな問題点を協議するため、関係各課から成るワーキンググループが必要ではないかという指摘をされました。その後、ワーキンググループ等は設置されたのか、お聞きいたします。

さらに、運営委員会について、そのメンバーとして、垂水市、大隅ミート産業、食肉組合のほか、議会からも入れていただくよう要望されましたが、そのことについてどのような考えか。また、できれば年度内に運営委員会を開催していただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせください。

最後に、先般産業厚生委員会は食肉センターを現地視察しました。内部の機械類は老朽化しており、また、さびがきているものもありました。さらに、私は屋根裏に上がりましたが、天井の鉄骨はさびがひどく、その上に内部の機械類がつり下げているため、強い地震で落下するおそれもあります。かなり危険です。そのまま放置していくと大惨事が起こりそうな状況です。そのために、新設民営の期間を5年以内とか設定すべきではないかと思いますが、このことについてお考えをお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 市政全般についての1点目の観光行政についてお答えいたします。

グリーン・ツーリズムの取り組みは、特にここ数年、政府による支援などあって追い風状況にあり、特に修学旅行に関しては、本県でも南九州市を中心に今年度の受け入れ者数は5,000人に達する勢いでありました。当市でも5月に奈良県から大瀬中学校の3年生162人が県の教育旅行受入対策協議会の誘致により、垂水市漁協がえさやり体験などを行い、非常に好評でした。

こうした体験活動や民泊の受け入れに関してはリーダーの育成が必要で、これまで本市では垂水市漁協職員ほか5名の方がリーダー養成講座を受講され、自然体験活動リーダー等の資格を取られておりますが、人員はまだ足りておりませんので、今後も育成講座を受講していただくと考えております。

民泊に関しては、以前は旅行業法や消防法の適用を受け、営業許可の申請を行う必要がありました。鹿児島県では平成21年度から修学旅行等の受け入れに限っては簡易宿泊所の届け出だけで済むようになっておりますので、これを届けていただく必要がございます。また、修学旅行を受け入れるには少なくとも20軒ほどの宿泊所数が必要になりますので、この募集も必要になります。本市は現在、グリーン・ツーリズム促進等緊急対策事業を実施しておりますので、この事業でリーダーの育成や民泊の受け入れ態勢づくりのための研修会及び現地研修などを行う予定であります。

次に、映画の誘致についてでございますが、議員御指摘のとおり、高倉健主演の映画「ホテル」は長期のロケが海潟漁港を中心に行われ、映画上映後も数年にわたり観光客が来るなど、大きな効果が見られたところでありました。最近では錦江湾遠泳をテーマにした「チェスト」の

ロケの一部が海潟のローソンであるなどしましたが、こここのところ大がかりなロケなどございません。

原因として、映画ロケによる経済効果を各自治体が認識し、誘致合戦が行われていることや、誘致に関して映画会社から協力費などの提供が求められることがあること、歴史的なものの撮影には人工物のない場所が求められること、コンピューター技術の発達によりロケの機会が少なくなっていることなどが挙げられるようです。事実、先ごろ封切られました「カムイ外伝」という江戸時代の映画のロケ地として本市も候補に上がり、関係者が2回ほど訪れられ、猿ヶ城や狐ヶ丘、高塚などを案内しましたが、送電線などの人工物があることや道路が舗装されていることなどありまして、実現に至りませんでした。

○消防長（関 修三郎） 北方議員の消防行政についての1点目の、来年度採用予定人員で消防業務体制は十分であるかとの御質問にお答えいたします。

消防職員の人員は現在42名体制であります。来年3月、2名の退職者により、来年4名の採用人員を計画しております。消防職員定数の44名体制となりますことから、消防本部の消防業務体制の充実が図られます。

続きまして、2点目の浜平のガソリンスタンド施設が集落道に設置されているが、現在工事中である工事内容と、許可はどこが出したのかについての御質問にお答えいたします。

現在、工事中の工事内容ですが、土壌汚染対策法が平成15年2月に施行された関係で、危険物の規制に関する規則等が整備され、地下貯蔵タンク及び地下配管からの危険物の漏れを防ぐため、点検方法及び点検期間等が明確化され、平成16年4月1日に施行されました。従来は地下貯蔵タンクは鋼製の二重でございましたが、現在はFRP製品の二層のタンクが主流でございます。

ます。変更工事の内容は、従来の一重の地下タンクは鋼製部分が腐食し、タンク本体からの漏れを防ぐため未然に防止策を講じるものです。地下貯蔵タンクは、内面にFRPを2ミリ張りつけるものです。地下配管については、附帯工事として交換するものです。今回の変更許可申請については、許可施設の変更であり、垂水市長名で許可しております。

以上でございます。（北方貞明議員「関係課との協議」と呼ぶ）

関係課との協議については、土木課と協議しましたが、そこ辺のことについてはもうちょっと詰めていきたいと考えております。（北方貞明議員「答弁しましたけど、答えになっていないような気がする。して、どうだったか」と呼ぶ）

公道の件につきましては、土木課と協議しましたところ、地籍調査によりまして個人の私有地が入っております。そこ辺のことについて協議をしましたが、そこ辺については消防法の関係からはちょっと協議しておりません。

○土木課長（深港 渉） それでは、今の浜平の石油スタンドのことについて、特に隣接しております公衆用道路についての協議についてお答えいたします。

今、消防長のほうからありましたとおり、今回、議員御指摘の変更申請の許可が既におろされておまして、今回の質問で初めて私どももその工事がなされることを認識した次第でございます。

そういう意味で言いますと、認可前、いわゆる変更許可の前にその協議がなされなかったことは事実でございますが、議員もおっしゃられたとおり、18年にも議会のほうで質問されておまして、共通の公道があるという認識は持っているものと思っております。

しかしながら、今、消防のほうからも説明がありましたとおり、あくまでも認可された敷地

内での変更、あるいは言い方を変えますと、タンク、公衆用道路まで境界を侵したタンクそのものの移設の工事ではないということでございまして、あくまでも今まで認可されております敷地内での変更の、強化のための工事であるということから、今回については移設云々の直接の協議はいわゆるスタンド側とは行っていない状況でございます。一応スタンドについての今までの質問の中では、以上のことでございます。

続きまして、垂水港の駐輪場整備についてお答えいたします。

御指摘のとおり、垂水港におきましては相当数の自転車や単車等が、専用駐車場があるにもかかわらず屋根付きの歩道上に駐輪されており、管理されます鹿児島県におきましても「歩道内駐輪禁止」の看板を設置されたり、その対策に苦慮されている状況があるようでございます。

議員の言われる屋根つきあるいは壁つきなど防風対策を施した駐輪場の整備要望について、直接の所管であります大隅地域振興局港湾漁港係のほうへ問い合わせましたところ、垂水フェリーの鴨池港やあるいは桜島フェリーなど、県が管理します港湾施設の中でこのような駐輪場の施設は設置されていないという状況でございます。北風が強く、降灰も多いことの事情も理解はするが、特段の要件とは言いがたく、垂水港に限って整備するのは現時点では厳しいという見解でございました。

しかしながら、現実的には議員の言われるような現状がございますので、要望するための設置要件でありますとか、あるいは市のほうで占用設置する手法がないかなど、財政的見地等も踏まえまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○企画課長（太崎 勤） 乗り合いタクシーの概要と、今後、市民の方からの要望に対して見直しをする予定はあるのかという御質問にお答

えをいたします。

既に新聞等で詳細に報道されておりますが、12月1日に事前予約型のたるみず乗り合いタクシーの運行を開始いたしました。

この乗り合いタクシーは、大野地区と水之上地区で運行していましたがコミュニティバスにかわる手段として導入し、利用者の利便性を図りながら運行の効率化を図るとともに、現在、交通空白地域である市木地区や小谷・段地区などに新たな交通手段として導入したものでございます。

運行区域につきましては、コミュニティバスが運行していた大野線、内ノ野線の範囲を基本に、路線バスが運行している国道220号から離れている地域を対象にいたしました。

その理由といたしましては、本市の公共交通政策に関しましては路線バスが基幹で、それを補う形で乗り合いタクシーの運行をするのが大前提にあり、路線バスと乗り合いタクシーの競合に配慮し、共存できる体制をとっていかなければなりません。そのために、路線バスの路線と重複しないように運行区域を決定し、中央地区内での移動には利用できないようにいたしました。

この運行の実施に当たりましては、垂水市地域公共交通活性化協議会をことし2月に設置いたしましたして、運行開始まで区域や時間などの事業内容を協議、検討してまいりました。この協議会のメンバーは、住民または利用者の代表、関係公共機関の代表者、関係事業者の方、そしてオブザーバー委員として九州運輸局、県関係者で構成されております。

今後も、この協議会において、市民の方からの要望や実際の利用状況を踏まえて随時見直しを行うこととしておりますので、市民の方からの要望に関しましてはこの協議会で検討し、見直しを行っていきたいと考えております。

また、他の地域から要望はないかとの御質問

でございますが、パンフレット配布後、城山団地の一住民の方から、「この地域にも走らせてほしい」との御要望がありましたので、現在の運行区域の設定について御説明し、「今後、検討させていただきたい」との回答をいたしております。

以上です。

○市民課長（葛迫隆博） 国保の医療費削減に関する御質問にお答えいたします。

平成21年度に高額医療費指定市町村として国の指定を受けることとなりました。そこで、義務づけられております安定化計画を策定いたしまして、国に提出したところでございますけれども、これは、保険者として国保の現状、課題を分析しまして、その方向性を示し、数値目標など実施行動について記載しております。この計画に基づき、1つずつ確実に実行することが担当部署としての使命であると認識いたしております。

総論として、入院医療費が非常に高いというのが実情であり、課題となっておりますけれども、健全な国保事業の運営には国保に加入されている方々の理解と協力が不可欠でございます。日ごろからの健康づくりと健康チェック、そして異常があったら直ちに病院へ行くというのが基本となります。理想の形としましては、健康、予防に留意していただき、できるだけ病院にお世話にならない健康づくりに努めていただきたいということに尽きます。

しかしながら、人間生きていく以上、歯や目の治療など、けがもいたします。病院に行かない人はいないわけでございますけれども、要は大きな病気にかからず、手術まで至らないように、ふだんから健康増進に対する認識を持っていただき、積極的な健康診断の受診とあわせ、スポーツなどへも参加していただく環境づくりが必要であると考えます。

方向性の1つに、保健福祉課が策定いたしま

す「健康たるみず21」に関連し、市民の健康増進に係る施策を実行する体制づくりと実行が求められております。そのようなことで、本年度に新たに実施いたしました事業を申しますと、まず、医療関係者の方々との意見交換を行っております。垂水中央病院長に医療に関する現状と課題についてお伺いし、また市医師会の定例会にも出席をし、特定健診の実施体制とジェネリック医薬品の使用促進についてお願いいたしました。また、同様に薬剤師会にも出席いたしており、今後も引き続き意見交換の体制づくりに努めてまいろうと考えております。

次に、市民の方々が参加される事業としまして、まず、後期高齢者医療広域連合会の協力をいただきまして、8月から2カ月間にわたり「いきいき教室」を開催いたしました。老人クラブ五十数名の方々の参加により、健康体操初め、健康チェックを家庭や地域で実践していただきましたが、「効果があった」という意見が多く寄せられ、大変喜ばれておりました。

2つ目の事業ですが、特定健康診断の対象とならない30歳から40歳の方々を対象に、鹿児島県赤十字血液センターの協力をいただき、11月29日に献血と健康診断を実施いたしました。105名の方が参加され、うち献血された方が54名でございました。また、血液検査の通知書を送付される方々が74名となり、今回の健康診断、献血を通して健康チェックの習慣づくりにつながることを期待しております。

そして3つ目ですが、これは次年度の事業計画となる予定でございますけれども、鹿屋市の県民健康プラザで行われております健康づくり事業への参加について協議いたしました。対象者として、特定健診の結果、特定保健指導を受ける方々に利用していただきたいと考えております。

以上が新たに開催した事業ですが、特定健康診断と特定保健指導についても、保健福祉課と

の連携により実施している最中でございます。受診状況を申しますと、40歳から65歳未満が27.7%、65歳から75歳未満が45.9%となっており、特に40歳から50歳までの方々の受診率を上げることを目指す必要がございます。また、重複あるいは頻回受診者に対する戸別訪問指導も実施いたしております。今後も、保健福祉課で実施されております予防保健事業との連携により、疾病予防及び早期治療に向けて取り組んでまいります。

次に、基金に対する御質問でございますが、県内18市の状況を申し上げます。

平成20年度末の基金積立額が3億円以上の保険者が5市、1億円から2億円台の保険者が6市となっております。残り7市が1億円以下ですが、垂水市が8,000万円台で、2,000万円台が2市、1,000万円台が1市、100万円台が1市、20万円台が1市、そして積み立てなしが1市という状況でございます。

理想とする基金の積立額ですが、新型インフルエンザや自然災害など予期せぬ事態への医療等の給付を考慮しますと、少なくとも年間医療費の1割、すなわち1億5,000万円程度と考えております。

○生活環境課長（迫田裕司） 食肉センターについてお答えします。

まず、関係各課から成るワーキンググループを設置したかどうかということですが、平成21年10月21日、垂水市と畜場検討委員会を設置いたしました。目的は、と畜場の民営化を図るためにさまざまな問題を調査し、協議するものでございます。副市長を委員長とし、委員は、企画課長、総務課長、財政課長、土木課長、税務課長、農林課長、生活環境課長のほか、市長が職員の中から任命する者となっております。同日、第1回垂水市と畜場検討委員会を開催し、現地視察後、環境センターにおいて協議しております。

次に、垂水市と畜場運営協議会の委員として、新たに議会からも入れたらということですが、市長も、ぜひ議員の皆様も参加していただきたいと考えているようでございます。また、年度内に垂水市と畜場運営委員会を開催していただきたいということにつきましては、市長よりその意向の指示を受けております。

最後に、新設民営化の期限を5年と設定したらどうかという御提案でございますが、施設や機械の老朽化は議員御指摘のとおりでございます。あと5年もつかどうか非常に厳しい状況であります。この件につきましては、垂水市と畜場運営委員会で御検討いただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

観光のほうは、いろんな問題をクリアして前向きに取り組んでおられることを認識しました。

えさやり体験などでしたら、やはり遊漁船の登録とか要るわけですが、それは垂水漁協の普通「えさ船」と言いますが、あれは多分作業する方だけの登録メンバーと思います。それで、あの大型の船にはまだ遊漁船許可というのは大半が持っていないのじゃないかなと思うわけなんですけれども、こういうことですべてをクリアしていかれると思いますけれども。

それと、宿泊も簡易宿泊所という法的に緩やかであって受け入れやすくなったということで、大変喜んでおるところでございます。それは観光課だけじゃなくて、どうしても水産課も入ると思いますから、席もこうして並んでおられます、そして役所内のフロアも一緒ですから、その協議を密にいただければと協力をお願いします。水産課にお願いしておきます。それでは、民泊のほうはそれで終わります。

ロケは、各地でそういうふうな誘致合戦が行われておるわけなんですけれども、私も初めて

知りましたが、高倉健以降そういうふうには、先ほど言われましたように、「カムイ外伝」ですか、それが当地に訪れて調査されたということで、今後もそういうようなことを積極的に観光課で取り組んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

それと、私はちょっと都はるみも言いましたけれども、本市では私たちが小さいころ、山下画伯が垂水市に訪れて、私も小さいとき見た記憶があるんですけど、本城川で。そういうことで、山下画伯が本城川近辺とか江ノ島、あるいはあらゆるところで絵をかいておられます。そういうことで垂水ではそういうゆかりがあるわけなんですけれども、今たびたび放映されますテレビで「裸の大将」、これも一応ドラマとして誘致される材料はあるんじゃないかと思えます。といっても、これは私がちょっと今さっき考えたわけですが、「裸の大将」、垂水には「ぶり大将」もありますから、それも利用されたいかがかと思っております。

そういうことで、垂水には桜島、江ノ島、そして今言いました牛根地区の道の駅に以前は日本一の足湯でしたか、そういうのも桜島をバックにしていいロケーションがあると思いますから、よろしくその辺も取り組んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

次に、消防ですけれども、42名から44名の体制で充実されると言われましたけれども、これは新しく入った方、採用された方は6カ月から8カ月の研修期間がありますよね。それで、やはりどうしても欠員が生じると思うんですけども、その辺はどう考えておられるのか。私はこの間、牛根地区に行ったら、「この間は救急車に2人しか乗っおらんかったよ」という住民の人からの声も聞きましたので、今その辺はどうなっているのか、もう一遍お願いいたします。

次に、スタンドの件なんですけれども、敷地内のタンクの修理を許可されたということでは

けれども、公道も敷地内になっておるわけですね。公道は、申請のとき敷地内として申請されたかもしれませんが、これは申請されて現場確認に行かれたのかなど。現場確認に行っておれば、そこに地籍調査した後があるわけですから、びょうが打ってあると思うんですね。そこは、あっこれは公道だな、集落道だな、集落道路にこういう埋設されておるんだなというのをお気づきにならなかったのか。気づいておってこれを許可されたということはどうか。

それで、協議をされたというのは、私が一般質問を申し込んで、それから協議をされたんじゃないですか。申請されて、許可される間に協議されたのじゃ私はないと思うんですけども、その辺をはっきりしてください。

そして、集落の方々は何も説明を受けていないんですね。私は打ち合わせのとき、「今からでも遅くはないですよ。集落の方々に説明をしたらどうですか」と消防長に進言したはずですけども、それも実施されていませんよね。それで、そこを通られる方は、道路がない関係上、隣の敷地をまたいで国道のほうに出ておられるんですよ。その辺をどう思われますかね。とにかくこれは消防長の独断でやられたと思うんですけども、あらゆる機関には全然協議されていませんよね。

そういうことで、集落の説明と、それから今、公道ということが発覚したと思うんですけども、すぐこの工事をとめることはできないのか、その点をお伺いしておきます。

駐輪場ですけども、県のほうでは桜島フェリーのところ、鹿児島側の垂水フェリー、まだそういう施設はしていないということですけども、灰も降るといことは先ほども言われましたけれども、できるだけその方向でちょっと後押しをしていただけないでしょうか。

私がなぜこれを言うかといいますと、垂水の表玄関としてサイクリングロードの拠点地として、これは今、議長の川尻議員も前、質問されたと思うんですけど、拠点基地とした形で県に働きかける。そうすれば、道の駅とか猿ヶ城とか自転車でいけるといいますから、その辺のほうもひとつ考えていただければと。これはサイクリングロードというのは恐らく観光課になるんですかね、そういうような形で。

そして今、県が推進している錦江湾しおかぜ街道でしたかね、何かこういうような事業がありますよね。そういう事業を取り組んでそういうふうにやっていただければいいなとは思っているんですけど、その辺のほうも努力してみてください。

乗り合いタクシー、見直しについては前向きな返事をいただきました。ありがとうございます。

そして、協議会で審査すると言われましたけれども、協議会はオブザーバーとして九州運輸局、県の関係者と言われましたけど、いく前に垂水の住民代表、関係機関、市役所、業者、この3人で取り決めはできないものかと。この運輸機関とかあるいはいろいろコースのことがあるかなと私も思うんですけど、タクシーやったらいろんなコースを走るわけですから、垂水の業者、役所、利用者代表で協議できる部分じゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

そして私の住んでいる城山なんか、市木から来て、Uターンじゃなくてちょっと曲がっていただければ通れるコースと思うんですけども、その辺も考えてください。ということはですね、私の城山には配布されたわけですけど、私はお年寄りから「北方さん、これをもろたけどよ、我が家へんな載っおらんよ。何なっとな、このパンフレットは」と言われたことがあるんですよ。だから、利用されないところは無駄じゃ

なかったかなと思っているんですけど、その辺をひとつちょっと。無駄でなければ、無駄でなかったでいいんですけども。

国保について。

基金が積み立てが理想的なのは1億5,000万円ほどと言われました。この理想に近づくようにいけばいいわけでしょうけれども、ことしなんかは新型インフルエンザ等が流行しつつありますので、この辺で8,000万円台の基金もまた少なくなるのかなと1つは心配をするわけですけども。それで、高額医療を抑制するには定期健診等もありますけれども、先ほど言われました献血も、400CCあればいろんな成分検査もしてもらえますよね。そういう形でそういうチェックも予防的なことはできると思います。そういうのを徹底してやっていただきたいと思いますが。

その中で、人間ドックをもっと推進されたらどうかなと思うんですよね。がんや糖尿病にかかる前に精密検査を受けるわけですけども、やはりそういうドックをすることによって早期発見ができる場合もあると思うんですけども、だから、ドックを進めていただきたい。そして、ドックは今どれぐらいの助成ができるのか、その辺もひとつ教えていただければと思っています。

次に、食肉センターですけど、大方のことはわかりました。本当にワーキンググループですか、これも既に開催されて、そして協議会も、感王寺議員が言われました議会からのそういうことも前向きに考えていただいたということで納得いたしました。そして年内の開催もあり得るということで、食肉関係の質問は要望として、これで終わりますけれども。

○消防長（関 修三郎）2回目の御質問にお答えいたします。

1点目の職員の教育研修期間中、人員が少なくなるが、勤務に支障はないかとの件についてお答えいたします。

新職員の研修については、消防職員として最低限の研修であります初任科教育として6カ月間、救急科教育として2カ月間、県消防学校に入校いたします。また、新職員の研修がない期間に、通常勤務に支障がない範囲で救急救命士の研修も実施します。

新職員については本署に配置して研修及び教育をするために、牛根分遣所の勤務体制は当分の間は11名体制となりますが、勤務体制に支障がないように配慮していきます。

現在、救急車の3名乗車については、公休等の関係で研修等を考えていまして、なかなか3名乗れないときもあります。

続きまして、浜平のガソリンスタンド施設の、公道上であるが、なぜ許可したかとの件についてお答えいたします。

昭和42年10月に設置許可申請が県知事に提出され、許可され、その後、昭和43年7月に敷地拡張の変更許可申請がなされ、許可になっております。今回の変更許可申請は許可施設内の変更施設であり、許可しております。

次に、当事者から市のほうへ土地使用許可申請が出されているかの件についてお答えいたします。

当事者から市のほうへは土地使用許可申請は提出されていません。

次に、この工事期間については、平成21年11月10日の許可後から平成21年12月17日までの予定です。

次に、今回の工事を中止することはできないかとのことですが、許可施設の工事については現在のところ中止させる理由がありませんので、中止は考えておりません。

次に、今回のスタンド側の工事について集落へは説明したのかとのことについては、消防本部においては地域住民に説明する必要はないと判断しました。今後は関係課と十分連携、協議してまいりたいと思います。

それと、協議したとあるが、一般質問後かということではありますが、これは一般質問後で実施しております。

それと、現場確認については、申請の段階で現場確認は実施しております。

以上です。

○企画課長（太崎 勤） 北方議員の乗り合いタクシーにつきましての2回目の御質問にお答えいたします。

公共交通活性化協議会の委員が3者ぐらいでできないかということですが、この乗り合いタクシーにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置をしたものでございます。したがって、この事業は、今回の事業は実証運行としまして2年とちょっとになるわけですが、国の国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業を活用しまして実施したものでございます。

したがって、この地域公共交通活性化協議会のメンバーにつきましては、運輸局、県も広くオブザーバーの委員やら、それと地元の方、関係の代表者、これらをすべて含んだ形の協議会を設置しております関係で、最終的な決定そのものはこの活性化協議会、あるいはタクシー事業者との事業に関する覚書につきましても、この活性化協議会と覚書を結んでやるというような形になっております。

それと、城山団地へのパンフレットの配布の理由でございますが、城山団地へのパンフレット配布を、なぜしたのかということですが、乗り合いタクシーに関するパンフレットは、11月中旬に運行区域に全戸配布という形でいたしております。具体的に申し上げますと、元垂水地区を除く市木、大野地区、水之上地区、新城の小谷地区、そして浜平地区を除く中央地区に配布いたしました。中央地区に

関しましては、一部地域を除いて同地区内での利用はできないわけですが、乗り合いタクシーの運行区域ということから、より多くの方に利用していただきたいと、事業の周知を図るために配布をいたしましたわけでございます。

この事業を継続していくためには多くの方に利用していただくことが重要であると考えますので、乗り合いタクシーのことを多くの方々に知っていただくことが必要でございます。今後は、市報等を活用いたしまして市内全域に周知を図っていく予定でございます。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博） がんあるいは糖尿病などの早期発見・早期治療に関して、人間ドックの奨励が重要ではないかということにつきましては、御指摘のとおりであります。

節目等健康診査事業で予算化しておりますが、20年度決算で申しますと、324万円の予算に対し、206万2,000円の支出でございました。執行率で64%となりますが、過去3年間で人工透析の開始になった方々が16名ふえている現状を考慮しますと、糖尿病の予備軍と言われる方々の人間ドック利用を強く望んでおります。

そこで、平成20年度の利用実績ですが、1日ドックが40名、2日ドックが2名、脳ドックが1名、そして2日ドックと脳ドックを一緒に受けられた方が13名で、合計56名の方々が利用されております。ちなみに、本年度は11月末で71名の方々が申し込みいただいているところであります。

人間ドックの指定医療機関は、垂水中央病院、鹿児島県厚生連病院、そして鹿児島県厚生連健康管理センターですが、助成内容については、垂水中央病院における助成額で説明いたします。

1日ドックが3万9,900円で、うち2万8,000円を助成しております。2日ドックが7万3,500円で、うち5万円を助成しております。脳ドックが2万9,000円で、うち2万円を助成しており

ます。2日ドックと脳ドックにつきましては9万1,500円となりますが、うち6万円を助成しております。

なお、参考までに、垂水中央病院では次年度から、がん2日ドックを初め、新たな検査項目の拡充を図るということでございますので、積極的に協力していきたいと考えております。

周知につきましては、これまで同様、全戸配布の「国保だより」で行いますが、掲載回数の検討とあわせ、各種会合を利用いたしまして利用案内に努めてまいりたいと考えております。

○北方貞明議員 3回目の質問になりますが、もう一遍消防長に聞きます。

定員のほうは、牛根分遣所のほうはまだ2名体制があるということですね。はい、わかりました。牛根の方のためには早いこと3名体制にしてください。お願いします。

先ほど、ガソリンスタンドに入りますけど、現地確認はしていないと言われましたよね。申請書が来れば図面とか、「（「現地確認は先ほど、よろしいですかね」と呼ぶ者あり）このごろしたんでしょう、それは。調査申請のときでしょう。（「申請後、実施しております」と呼ぶ者あり）それはそれでいいが。

土木課と協議されたと言いましたよね。（「土木課と協議しましたのは、この……」と呼ぶ者あり）

○議長（川尻達志） 北方議員、質問をしてください。

○北方貞明議員 はい。土木課と協議されたと言いましたけれども、済みませんね、私は土木課にこの件で行ったときは、私がこの一般質問を申し込んだとき、その後に課長は、私がお話をしたら、「あれっ、あそこで工事をしとったよね」と、先週の金曜日なんですよ、言われたのは。鹿屋から帰りに気づいたと。それで、消防からその時点までは全然土木課には行っていないんですよ、それで協議はされていない

ですよ、申し込むときに。その辺がちょっと僕は不思議でたまらないんですけども。

ということはですね、18年には消防のほうは公道があるということは認識されているんですよ、前の消防長がそう答えておるわけですから。だから、そこをですね、土木課の所管であるのになぜそういうような単独でして、また協議もしておられないのに協議をしたとか、その辺をちょっと、もう最後ですけど、教えてください。

○消防長（関 修三郎） 敷地については、公道がそこに入っていますけど、これについては許可施設内ということで今回は変更許可を出しております。

○北方貞明議員 公道内な。それと、土木課の協議のところだけ、土木課、もう一遍お願いします、協議の部分だけ。

○土木課長（深港 渉） 御指摘のスタンドのことについての協議がなされたかということでございますけれども、これは議員のおっしゃられるとおり、今回の質問の通告がなされた後に協議がなされております。

そして、私どものその協議の中での理解度としましては、今、消防長のほうからもちょうとありましたけれども、従前昭和42年でしたですか、一たん認可された施設であると。あくまでもそのときの境界問題は別といいますか、認可された施設内での変更の工事であったために許可をしていると理解しているわけです。

したがって、私どもとしましては、18年以前にもそういう境界の問題がありまして、ましてや平成10年にはこの地籍の調査が入りまして、正式な境界が認証されているわけでございますので、当然、今のスタンド敷地にまたがってといいますか、そういうような形で公衆用道路があることは認識しております。

それに関連しまして、今回のこの質問の通告がなされましてから、実は昨日だったんですけども、私も現場のほうに行きまして、議員の

御指摘のとおり、その当時の地籍によるびょうが確実にまだ残されております。面積といえますか、幅員も隣の敷地から1.8メートルありまして、そのように残っております、そのときに現場の管理者、いわゆる所長という立場でございましたけれども、隣に公衆用道路あるかということ認識しているかということを探ねましたところ、「それは認識しております」ということのでございました。

ただ、経営者あるいは代表者も御存じかということになりますと、「御存じだと思われます」というような言い方をされたんですが、私どもとしましては、今回といいますか、18年にもそういう議題がありまして、たびたびこの問題がありますので、今後はそのように、またいわゆる経営者かわる懸念も考えられますことから、現場サイドの認識だけにとどまらないよう、文書によりまして経営者あるいは代表者のほうに境界の明示であるとか、あるいは施設の大幅な構造をするとき公衆用道から除去していただくということの指導をしてまいりたいとは考えているところでございます。なお、現時点でのいわゆる排除命令といいますか、そういうことに関しましては莫大な費用が考えられますので、その点等から現時点での即座のそういう措置はちょっと困難であると考えているところでございます。

以上でございます。

○消防長（関 修三郎）先ほど現場確認のびょうの確認については、「一般質問後」と申し上げましたが、「一般質問の通告後」ということで訂正をお願いいたします。まことに失礼しました。（北方貞明議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）次に、16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 人生の大先輩であります北

方議員が時間いっぱい元気に質問されましたようでございます。皆さん方も眠り中だったでしょうけれども、活発な質問で大変よかったですのかなと思います。

私もその後を追いまして5番バッターで質問させていただきますけれども、項目が3項目ということで、北方議員の6つの質問からすれば半分ですけれども、いい回答が得られれば早く終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

ことしも残すところ20日余りとなりました。このところ桜島の活動が活発になり、降灰で嫌な毎日が続いております。朝起きますと、桜島の状況はどうだろうか眺めるのが私の一日の始まりのようになりました。垂水特産のキヌサヤ、インゲンにも大きな被害が出るのではと心配するところであります。

さきの衆議院議員選挙において民主党が歴史的大勝で政権交代いたしました。国民の生活はよくなるのでしょうか。垂水市も国の事業仕分けがあった中で、来年度予算のヒアリングが始まるうとしております。農業行政も政権交代によって大きく変わるのではないかと考えます。垂水市における農業政策はどうなっていくのか、特に農道整備事業の廃止には大変驚いたところでもあります。

中山間地域整備事業について。

垂水市が23年度より事業着工を目指して、各課からの要望を取りまとめながら事業計画書を作成中と聞いております。現在までの取り組み状況についてお知らせ願います。

福祉行政について。

政権交代により生活保護世帯への母子加算の復活もありました。福祉事業はどうなっていくのか、お知らせください。

国道拡幅について。

9月議会でも質問させていただきました。早崎改良事業の地元住民への説明もございました。

トンネル工法になったようですが、今後の取り組みを説明願いまして、1回目の質問を終わります。

○農林課長（山口親志）川畑議員の質問にお答えいたします。

まず、政権交代による農業施策についてであります。農林課としましては農業政策の動向が非常に気になっているところでありまして、県の会議でも質問をいたしておりますが、県の段階でもまだ流動的であります。

例えば、主要な農業政策であります戸別所得補償制度と水田農業構造改革交付金の産地確立事業、いわゆる転作事業との関係、それから担い手育成関連事業の見直し、中山間地域等直接支払推進事業と農地・水・環境保全向上対策事業との関係等がどのように変わっていくのか、今後、指摘のとおり、県、関係機関と連絡を密に行い、情報収集に努め、対応してまいりたいと思います。

それから、農道廃止の件で議員のほうの質問がありました。

事業仕分けで農道整備事業の廃止に対する垂水市への影響、今後の対策についてであります。国の事業仕分けでの農道整備事業はもとになる農道単独事業の廃止でありまして、国庫補助事業の農道の 신설、改良における一体的整備が対象になっているところであります。例えば農免農道、それから樹園地農道整備等が対象のようでありますので、本市の主要な農道は既に整備済みと考えております。

次に、中山間地域総合整備事業の現在の取り組み状況であります。御存じのとおり、この事業は、中山間地域総合整備事業、KAM大隅西部地区が本年度で完了することから、新たに垂水市単独だけの県営事業を事業採択に向けて事業計画書を作成中であります。

現在、各課からの農業用排水、農道・圃場整備、農地防災、集落防災、鳥獣侵入防止施設、

集落排水、集落農道、防火水槽等の事業を取りまとめておりまして、総事業費で15億円程度となっております。

今後は、要望箇所を採択要件と照合しながら見直しを行いまして、事業費を絞り込み、22年度事業申請に向けて、県と市財政課との協議、調整を図りながら、採択予定であります23年度より工事着工して、5カ年で推進整備を行ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）川畑議員の政権交代による福祉事業はどうかについてお答えします。

保健福祉課所管の事業につきましては今のところ影響はないものと考えておりますが、福祉事務所所管の事業につきまして、事業復活がございましたので、御説明いたします。

最初に、援護係に関してでございますが、平成21年12月1日より、生活保護世帯への母子加算の復活と、母子加算の復活に伴い、ひとり親世帯就労促進費が廃止されました。母子加算とは、父母の一方もしくは両方が欠けているか、またこれに準ずる状態にある場合に、通常その対象者が18歳到達年度末までに当該養育者に対し行うというものでございます。

母子加算は、一般母子世帯と被保護母子世帯の消費実態の均衡を図るという観点から、平成17年度から20年度にかけて段階的に廃止されたところでございます。それにかわる給付として、ひとり親就労促進費が創設された経緯があり、また、今回の政権交代で母子加算が復活した次第でございます。

次に、児童障害者係で所管しております事業についてお答えいたします。

現在のところ、新たに子ども手当の創設がございました。この子ども手当は、現行の児童手当制度を改めて、中学校修了までの子供を対象に1人当たり月額2万6,000円を支給するものでご

ざいます。これに伴いまして、現行の児童手当制度は廃止の方向でございます。

この法律の特徴としまして、支給に必要な費用は全額国庫負担とすること、出生順位にかかわらず皆同額の手当とすること、3つ目が保護者の所得制限を設けていないことなどが特徴としてあるようでございます。

次に、児童扶養手当の拡充としまして、現在、母子世帯に対してのみ支給されている扶養手当を父子世帯に対しても支給するよう制度の見直しが検討されているようでございます。

次に、児童障害者自立支援法につきましては、廃止後の仕組みが整った段階で廃止を決定しているようでございます。障害者自立支援法は、身体、知的、精神の3障害のサービスを一本化して平成6年4月に制定されたもので、サービス利用料に応じて原則1割を支払う応益負担となったことで利用者の反発などがあり、これにかわる新法制定は障害福祉サービスの利用者負担を応能負担とし、サービス支給決定制度の見直しを行おうとしているようでございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉）次に、3点目の国道早崎改良についてお答えいたします。

御指摘のとおり、本改良工事の地元説明会は、国交省大隅河川国道事務所主催によりまして去る9月29日に開催され、約40名の地元住民が出席されております。

この説明会では、小浜地区については用地幅ぐい設置の願いと、脇登地区はトンネル計画実施設計に係るボーリング調査等のための立ち入りの協力依頼が行われたところございます。

特にトンネル計画につきましては、この説明会の中で、現況トンネルの開削については残土処分の観点、現況トンネル拡幅については長期間の交通規制が必要であることなどから、現時点での方針では、御指摘のとおり西側、つまり

海岸側のほうに上り車線としてもう1本掘る計画図面が提示されたところございます。しかしながら、これはあくまでも図上による方針でございます。正式な工法や新トンネルの位置は、ボーリングなどの地質調査の結果によって決定されるとの説明ございました。

このボーリング調査につきましては発注済みでございます。実はあす9日から現場調査が開始されようとしておりまして、今年度中にはその結果が判明することとなっております。したがって、来年度中には正式な工法や、トンネルになった場合の位置や構造等が決定されるものと伺っております。

○川畑三郎議員 農業政策についてですけど、課長のほうから詳しく説明がございましたけれども、今、仕分けの中で、先ほどお話ししましたように、我々の身近な農道整備の廃止というようなことがうたわれたわけですが、大変驚いたところですが、垂水市においてはそういった面は影響がないということのようですけれども。今、事業を続けている中山間直接支払制度、農地・水・環境保全向上対策事業ですね、これらも引き続き続けられると思うんですけれども、この形態がどう変わっていくのか、今後が心配ということではなくても、いい方向にいけばなと思っております。

そういった中で、ちょっと地域について質問をしてみたいと思いますけれども、今、海潟の飛岡地区と是井地区、是井地区は、これは旧飛岡土地改良区内ですけれども、是井地区は耕地整備が済んだということで、飛岡地区を地元の皆さんで圃場整備をしようという機運が持ち上がりまして、一応100%の同意はもらっていないんですけれども、やろうという方向に進んでいるわけですが、それには市のほうの大きな援助が必要かと思っておりますけれども、この圃場整備について課長にまたお尋ねを、どういった方向で行けばいいのか、その状況をお知らせ願

いたいと思います。

それと、今度は海潟土地改良区内、旧海潟土地改良区内のパイプライン化のことですけれども、これは平成5年、6年の災害で災害復旧型の耕地整備をしていただいで、舗装も済みまして大分よく、本当によくなっているわけですがけれども、そのときもパイプライン化が立案されたわけですがけれども、一部の人たちの同意が得られなくてパイプライン化されていなかったわけです。

しかしながら、現在、各地区でパイプライン化が進みまして、どうしてもこの地域でもパイプライン化をお願いしたらということで、我々も今の土地改良区と一緒にお願いしているわけですが、これが今さっき質問いたしました中山間地域総合整備事業の中に繰り込まれているということで進んでいるわけですが、このパイプライン化についてどういう状況になっていくのか、こら辺もひとつ課長のほうでよろしく説明をお願いしたいと思っています。

それと、福祉行政ですけれども、今、課長から説明がございました。新しい目玉として子ども手当が1人2万6,000円支給されるという方向で進んでいるようですが、一部では「自治体の負担を」というような声も出ておまして、先行きどうなるかなと考えてはいるわけです。いい方向に、選挙のときはそういう方向で2万6,000円やるということで政権交代したわけですが、今になってそういった声も聞かれるということで、いろいろ新聞ざたでも議論をされているところでもあります。

この母子加算も今度復活したわけですが、これは、母子加算については自立支援という原点から、就労援助と教育支援にということで平成20年度末までに廃止し、それにかわるひとり親就労促進費が創設されたということで1年間進んできたわけですが、母子加算の

対象世帯が4世帯ということでもありますけれども、ひとり親就労促進世帯というのは何世帯で、どの程度だったのか、こら辺もひとつ2回目で聞きたいと思っています。

国道拡幅について、毎回質問をいたしております。私の海潟地区ですので、大変地域の皆さんが関心をされるところでありまして、早崎改良については一時凍結ということになりまして、特に小浜地区のほうからも大変心配をされて、どうにかならないかという要望があったりして、市長が先頭に立って、大隅事務所のほうに陳情を現地で提出いたしまして、これが凍結が解除されまして事業が進むということになっているところで、今、課長のほうから説明がございました。

ありがたいことだと思っていますけれども、ひとつこの説明会の後、先日ですけれども、小浜の振興会のほうから、歩道は東側に通るわけですが、それを海側の西側のほうにもう1つ歩道を両方つけてもらえないかという要望が私にもありましたけれども、市役所にもあったと思います。その状況について、どういう方向でいかれるのか。国道事務所にお聞きされたと思っていますけれども、そこら辺をひとつ説明を聞きたいと思っています。

2回目を終わります。

○農林課長（山口親志）川畑議員の2回目の地域からの要望が上がっております圃場整備とパイプライン化についてお答えいたします。

もちろん、先ほど申し上げましたとおり耕地のほうで、農林課の中で地域からの声を吸い上げるということでこの事業の計画を、15億円という事業の中にこの事業は上げております。もちろん行政側主導じゃなくて地域からの声を大切にするというのでこの事業に計画をしておりますので、先ほど言われましたとおり、同意やいろいろな問題があるとは思いますが、地域からの声ということで、この事業に一生懸命取

り組んでいきたいと思います。

あわせて、パイプラインについても、工種の中では海潟地区が1カ所、それから圃場整備については二、三カ所を計画しておりまして、県と国と採択要件を協議をする中では、工種的には数が少ないので皆さんの協力を得ながら進めていけるんじゃないかという前提で、川畑議員の質問にお答えいたします。

圃場整備とパイプラインの事業については、先ほど申し上げましたとおり、工種が少ない中で事業の推進を進めてまいりたいと思いますが、今後の進め方についてですが、中山間地域総合整備事業で整備計画をしております、2つの事業を計画をしております、22年度で事業の絞り込みをしております、事業採択申請を行ってまいります。23年度が事業着工ですが、国、県の予算措置の関係もございます。実施設計と一部工事着工を行いまして、24年度からこの事業に本格的な事業を開始してまいりたいと思います。

また、地域におきましてはワークショップ等を開催しまして、先ほどもありましたとおり、地元の同意の承諾等の調整を行いながら、2つの事業の推進をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）川畑議員の2回目の質問にお答えします。

ひとり親世帯就労促進費、今回廃止になりましたけど、ことしの支出は2世帯の1万5,000円の支出でございます。

ちなみに、今回母子加算につきましては、対象世帯が4世帯、7名分として8万4,100円の支出を見込んでおります。

以上でございます。

○土木課長（深港 涉）2回目の国道早崎改良の小浜地区の両側歩道整備の要望について、お答えいたします。

この要望書につきましては、市長あてに小浜振興会長を代表に地区住民等の署名が添えられ、12月3日付で受理しているところでございます。

要望書の趣旨でございますけれども、説明会では山側のみ、つまり御指摘の東側のみ片側歩道設置と聞いておるが、その後、地区住民の要望として、道路下に地区の墓地があることや海浜への往來のため、本改良工事の中で海岸側にも歩道を設置していただきたいというものでございます。

御案内のとおり、本地区におきましては、費用対効果等の観点から事業凍結になった経緯があり、その後におきましては、所管の国交省大隅河川国道事務所から、計画以上の事業費増大は特に困難であると聞かされておるところでございます。

当然、要望書どおりの事業となりますと、工事費や用地費が増大することや、説明会で現計画が同意されたものとして既に一部用地境界ぐい設置等が進められておりますことから、現計画以上の事業投資は厳しいことが予想されます。しかしながら、地区住民の要望でございますので、国交省大隅河川国道事務所長へ原文そのものを進達することとしております。

現時点では進達をまだいたしておりませんので、その可否についての結果は出されていない状況でございますけれども、回答をいただき次第、早急に小浜振興会へもお伝えすることとしております。

いずれにしても、事業再開決定を受け推進されておりますことから、早期の完成を図ることが重要でございますので、誠実に対応していく所存でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。

農業政策については、垂水の産業の大きな柱でございますので、ひとついろんな面で協力をお願いいたしますけれども、今度の中山間地域総合整備事業につ

いては、各課からたくさんの計画が上がってきているのではないかと思います。これから絞り込みがあるでしょうけれども、15億円という大きなお金で5カ年ということですので、なるべく全部をいい方向に取り組んでいかれるようによろしくお願いいたしますと思います。

福祉行政については一番大事な問題ですので、ひとつ政府がどういう方向で進むのかが大事なことでしょうけれども、頑張ってくださいと思います。

国道拡幅については、今、課長から説明がございました。地元のほうからそういう要望も出ています。これから国土交通省に進達されるということですが、凍結から解除されて進めるわけですが、地元のお話もしっかりと聞いて、その方向を、地元のそれができなかつたら、納得いく説明を地元の人にしてもらわんといけないと思いますので、振興会長さんを筆頭に、またその結果をしっかりと教えていただいて、協議をして、承諾をしてもらう。どうなるかわかりませんが、いい方向で2つできればいいんでしょうけれども、そういう事態が生じた場合は地元の皆さんにしっかりとした答えを出していただきたいと思います。

この工事がなるべく早く完成することを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（川尻達志）次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

去る11月30日、グローバル・オーシャン・ワークス株式会社の落成式が行われ、創業が開始されました。トータルで31名が採用され、18名が正社員、13名がパートだそうです。この13名もいずれ正社員に登用することとございます。ほかに垂水高校生男子2名を採用することになっておるそうです。31名中2名が鹿屋市からの

採用で、ほかはすべて垂水市から採用になっているようでございます。指宿からの転入者も8名いらっしゃいます。垂水市への経済効果は非常に大なるものがあるようでございます。今後のグローバル・オーシャン・ワークス株式会社の発展を期待し、垂水市としても全面協力をお願いしたいというふうに思います。

早速質問に入ります。

まず、空き店舗対策、再活用についてでございますけれども、昨年7月の商工会の調査によりますと、垂水市中心街3通り会の空き店舗は、総店舗数76店舗中、空き店舗が20店舗、空き店舗率26.3%となっております。商工観光課としてはこれをどのようにとらえ、どのように対処されますか、お聞きいたします。

次に、漁業緊急保証についてでございますけれども、養殖経営対策事業追加経済対策として、1、もうかる漁業創設支援事業、2、漁業緊急保証対策、3、漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業の3つがございます。そのうち漁業緊急保証制度として、牛根、垂水両漁協への融資の状況はどのようになっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

これで、最初の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 空き店舗対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本市の中心市街地における空き店舗の増加は、他の自治体にも同様の傾向が見られますように、本市においても空き店舗が多い状況は把握しており、まちづくり並びに商工業振興上の課題としてとらえております。

中心市街地の活性化に関しまして、平成18年度に厚生労働省の補助事業で行いました地域雇用創造調査研究事業によるアンケート調査を行っております。その調査の結果、将来の事業意向につきましては、「拡大したい」と回答された事業者が22.6%、「現状を維持したい」と回

答された事業者が54.8%であるのに対し、「縮小したい」「廃業したい」との回答も20.6%ほどあったことや、後継者の有無に関しても、「いない」「わからない」と回答された方が半数以上もありました。このようなことから、現状維持も楽ではない環境であるように思えるところです。また、この調査の結果は、議員が御指摘になった現在の空き店舗率26.3%にも符合しているのではないかと思います。

次に、空き店舗対策への対応でございますが、他の自治体では、空き店舗を利用する場合、家賃助成を行っている例や、利用者を募り、短期的なイベントとして提供している場合も見られるようです。しかしながら、やはり自助努力による開店の機運がなければ、その後の経営に関しましては厳しいことが予想されます。また、空き家もそうでありますが、空き店舗の持ち主の意思が反映されますことから、アンケートの結果や、お聞きするところでは店舗を貸すことなどに消極的な御意見も結構あるようでありますので、こうした面からも難しい対応になるようにございます。

商工観光課といたしましては、まず商店街及び商工会で今後の対応を議論していただき、方針など検討していただく必要があるのではないかと考えております。もちろん市としてもともに取り組む姿勢ではおりますが、このようなことをもとに商工会なども連携を密に保ちながら、課題を共有してまいりたいと考えております。

○水産課長（塚田光春） 漁業緊急保証制度の利用状況について、お答えいたします。

この制度は、昨年の燃油高に続く資材高騰や魚価の低迷、未曾有の金融不安等の影響から資金繰りに窮している漁業者等における漁業活動の維持のために緊急保証の支援を行うため設けられた制度でございます。

制度の内容を具体的に申し上げますと、事業

対象者は中小漁業者、水産加工業者等で、漁獲金額の減少や利益率が低下しているものとしております。これには認定要件が4つほどございまして、1つは、直近の漁期の漁獲金額が前年同期に比べ3%以上減少していること、2つ目は、燃油、飼料、原材料等のうち漁業支出に占める割合が10%以上であるものの、価格が前年同期に比べて10%以上上昇しているにもかかわらず、魚価等に転嫁されていないこと、3つ目は、直近の漁期の利益が前年同期に比べ3%以上低下していること、4つ目は、直近3カ月間の販売利益が前年同期に比べて3%以上低下していることとなっております。これらの認定は、漁業信用基金協会の審査会が認定されるようになっております。

そこで、御質問の漁業者の制度資金の利用状況でございますが、審査会が月1回程度の割合で9月から開始され、最終は来年2月初旬に受け付けを終了し、2月末が最終の審査会になるようにございます。

そこで、11月末現在の両漁協の借り入れ状況についてでございますが、まず牛根漁協では、9月から11月にかけて10漁業者の13件で7億200万円の申請を行い、1人平均借入額は約7,000万円で、10漁業者すべてが融資を受けている状況でございます。

次に垂水市漁協では、10月より申請を始め、11月末で19漁業者の27件が10億6,300万円の申請を行い、1人平均借入額は約5,600万円で、19漁業者すべてが融資を受けている状況でございます。

なお、両漁協とも、12月以降も引き続き借り入れ申請を行うようにしているとのことでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 それでは、一問一答により質問させていただきます。

空き店舗対策についてでございますけれども、

商店街や商工会で対応を協議すれば、それに消極的な参加をするというふうに私はとらえたんですが、この空き店舗の原因としては、やはり大型店舗の進出、後継者不足等、ほかにいろいろあるようなんですけれども、私は、空き店舗対策協議会なるものを立ち上げて、商工会、専門家、コンサルでもいいと思うんですけれども、それから商工観光課が参加し、実態調査を行い、2年ぐらいかけて協議し、専門家として、先ほどコンサルと言いましたけれども、鹿大とせっかく包括連携協定というのを結んでいるわけですので、鹿大の協力をいただいたりしてこの問題に取り組んだらどうかというふうに考えるんですが、これについてお答えをお願いいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 2回目の御質問にお答えいたします。

空き店舗、また商店街といいますか、商工業の振興につきまして、後ろ向きで決してとらえているわけではございませんので、御理解いただきたいと思えます。

さて、空き店舗が発生する要因につきましては、議員御指摘の要因や消費者ニーズの変化、経済不況による購買力の減退、商店街自体の高齢化など、さまざまな要因が挙げられると思えます。

御提案のありました空き店舗対策に関する協議会の設立については、適した御意見だと思えますので、事業主体と考えます商工会とも十分協議してみたいと思っております。

○森 正勝議員 今ここに中小企業庁が出している「新・がんばる商店街77選」というのがあるんですけれども、この中に、空き店舗を活用して地域子育てステーションを開設、若い親同士が気軽に集える場を創設したり、高校生が部活動として地域に密着した駄菓子店を営んで多くの若者が多様な主体としてまちを盛り上げたり、弘前市の下土手町商店街では、参加商店の

連携のもと、可燃ごみとして排出していたダンボールや新聞紙、雑誌などの紙類を分別し、資源として回収する古紙リサイクルシステムを構築、運営されております。また、アンテナショップを開設されているようなところもあるようございます。

やはり垂水もこのまま指をくわえて待っているんじゃないかと、やはり何か垂水市としても取り組むべきだと思うんですけれども、国の事業を取り入れた事業はないのか、お聞きいたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問にお答えいたします。

ただいま御紹介いただいた例は、全国的に見ましても非常にすぐれた成功事例であるように思います。なお、ほかの事例として、近いところで熊本市の健軍商店街では、空き店舗に健康や福祉をテーマにした図書館をつくり、福祉や健康相談を行おうとする例や、同じく八代市の通町商店街のように、地元の人と商店街の人が共同してマーケットをつくり運営する事例など、活発に活動している地域もあるようです。

本市における垂水旧港の空き施設を利用してのたるみず元気市やとんどこ館の開設などもこうした動きの1つであると思えます。

次に、補助事業等についてでございますが、国の補助金や交付金につきましては、単年度のイベントに関する補助や街路灯の設置など補助制度などはあります。ほかに、先ほどお答えしました自治体独自の空き店舗に関する家賃助成等を行っている事例などもございます。

こうした事例の実施に関しましては、商店街や商工会が実施主体となって行われているようございます。また、さきに述べました熊本市の健軍商店街のように、地方の元気再生事業を活用した例や、石川県小松市の空き店舗に植物工場を設置した事例は、国のテスト事業により行われたようです。

市としても、先ほどの御質問にお答えいたしましたように、商工会などにおいてどのような方向性を持って取り組むかなど、方針を見出せましたら、そういうことに対しての補助制度などないのか、商工会と連携して方策を検討してみたいと考えております。

○森 正勝議員 空き店舗について、最後の質問をいたします。

先ほど鹿大の話が出ましたけれども、もし商工会で協議会を立ち上げる場合、専門家として鹿児島大学の先生の活用はできるのか、確認をいたしたいと思っております。

それから、協議会の立ち上げについては、私も今、商工会の役員をしておりますので、持ち帰って商工会の総務部会で取り上げてみたいというふうに思っております。

そこで、関連ということで市長にお聞きしたいんですけども、先日、街路灯の役割を知ってもらうため、「ライトダウン・イン・マーチングロード」と銘打ってキャンペーンが行われたわけでございますけれども、大変好評だったというふうにお聞きしております。

商工会もいろいろとイベントは考えて努力はしているんですが、会員数が年々減少して現在373名でございます。運営補助費として年間192万円を市のほうからいただいております。肝属地区の他の商工会と比べてみますと、輝北町が250万円、串良町が540万円、肝属町が1,400万円、東串良が340万7,000円、大根占が440万円、田代が385万4,000円、南大隅が750万4,000円となっております。

これを比べていただきますと、垂水市の運営費がいかに少ないかわかりだと思っておりますが、ほかに利子補給ということでことしは400万円ですか、市のほうからいただいているんですけども、運営補助費としては、ほかの市町村と比べたら非常に少ないのではないかと思います。すけれども、これの運営費のアップはできない

のかお聞きいたします。

○市長（水迫順一） この商店街問題、空き家問題というのは非常にどこの市町村も大きな問題としてとらえていると思いますし、商店街がやはり垂水市で言えば垂水市の顔となりますので、ここの空き店舗が26%になったということは、本当に深刻に受けなければいけない、そういうふうに思っております。

一方で、商工会が果たしていただくいろんなイベントや活動、それから商工会会員の維持活動についても、努力をしていただいているのもわかっておるのでございますが、要はやはり商店主自体の本当にやる気があるのか、後継者がいないからもうこのままでいいよというような考えも結構、中にはあるようでございまして、そういう人たちを本当に発展的に商売を継続させて、発展的にさせていくのには、やはり行政だけではできませんし、商工会との連携がどうしても必要だろうと、そういうふうに思うんです。

ですから、御提案のいろんな協議会をつくることも1つの方策でございましょうし、また補助金等についてもこの状態ではいけないことは十分わかっておるんですが、いろんな行財政改革を進めてくる中で、まず利子補給のほうから上げようということで、去年も100万円アップさせていただいたようなわけでございます。

ですから、それらを総合的に判断をしていただきたいのが1つなんです。財政が改善に向かっているとはいえ、依然とこれから先の将来を考えると厳しいところもございまして、どういうことを今やったほうがいいのか、商工会との連携、協議がまず大事だろうと、そのように思いますので、まずそのことからぜひやらせていただきたい。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 3回目の御質問にお答えします。

本市は鹿児島大学との包括連携協定を結んで

おりますので、協議会の立ち上げの話が進むようでありましたら、企画課とも協議いたしまして出席してもらいますよう進めてみたいと思います。

なお、委員を委嘱するに当たりましては、事業計画を立て、事前に協議するようになっておりますので、3カ月程度の期間を要するようでございます。

○森 正勝議員 よろしくお願いをいたしておきます。

次に、漁業緊急保証についてでございますけれども、今後、両漁協で幾つぐらいの業者の方々の融資の申し込みが予想されるのか。また、審査会の承認が見込めない業者の方がおられるのかお聞きいたします。

○水産課長（塚田光春） 森議員の2回目の質問についてお答えいたします。

12月以降の両漁協の借り入れ申請でございますが、まず牛根漁協では、全養殖漁業者12漁業者の中でこれまで10漁業者が借り入れの承認を受けておまして、残り2業者につきましては、今のところ経営に支障がないため今回は利用しないというところでございます。

垂水市漁協につきましては、全養殖漁業者59漁業者の中でこれまで19漁業者が借り入れの承認を受けており、12月以降28漁業者が借り入れ申請を行う予定でございます。残り12漁業者については、今のところ経営に支障がないため今回は利用しないという状況でございます。

次に、信用基金協会の審査会の承認を見込めない漁業者はいるのかとの質問でございますが、両漁協につきましては、認定要件を満たせば各金融機関から借り入れできるように最善の努力をしておりますので、承認になると思っておりますが、ほかの漁協ではこれまでに承認をされていない漁業者もあるとお聞きしておりますので、審査会が終了しないとわからない状況でございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 個人情報がいりいり言われている中で、課長にいろいろ調査していただきまして、漁業者の方々の現在の実態というのが把握できたというふうに思います。

養殖業者の皆さんは今ちょっとほっとされているのではないかとこのように想像いたしております。今後とも、水産課としても両漁業に対しては御協力をいただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。次は、3時15分から再開します。

午後3時1分休憩

午後3時15分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 最低でも4時1分まではやれということです、頑張っていきたいと思っております。

内閣府が全国の成人男女5,000人を対象に10月に実施いたしました「男女共同参画社会に関する世論調査」を今月5日発表いたしました。この調査によりますと、結婚について、「してもしなくてもいい」とした人は70%、過去3番目の高さであります。「結婚しても必ずしも子供を持つ必要はないか」という質問に「賛成」と答えた人が、「どちらかといえば賛成」を含めて過去最高の42.8%に上がったというところであります。

「賛成」が最も多かったのは20代女性の68.2%、30代女性61.4%、20代男性が56.6%、30代男性が56.3%との順であります。男女別でも、女性が46.5%、男性38.7%となっております。

若い世代の意識変化が進んで少子化の時代を

反映した結果と言えますが、子供を育てる環境に恵まれない人が依然として多く、子育てや介護中であっても仕事を続けられるような支援を行政に要望する声が続いております。

11月1日より垂水市子育て相談支援センターがオープンをいたしました。子育て中の利用者から喜びの声が市報に掲載をされておりましたが、さらにハード面の充実と駐車スペースの拡大を要望する声もありましたので、その辺をよろしく願います。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をさせていただきますので、市長、教育長並びに関係課長の御答弁をよろしく願います。

活性化について、順次伺います。

商店街の空き店舗について。これは先ほど森議員からいろいろ質問がありましたので、1点だけお伺いをいたします。

鹿屋市の中心街本町アーケードでは、昨年「まちなかキッチン」に続きまして、空き店舗活用の第2弾として、県のふるさと雇用再生特別基金事業の適用を受けて、地元から従業員4人と臨時従業員2人を採用し、物産館「まちなか一番館」をオープンしてにぎわっております。

このような取り組みを行政主導で、先ほどからありましたが、森議員の質問にありましたけれども、答弁を聞いているとやはり消極的参加かなと思うんですよ。その辺、このような制度を行政主導で進めていくような考えはないか、これは市長に伺います。

それから垂水高校について、これも大菌議員が垂水高校の存続についてちょっと言われました。

県内の来春中学校の卒業予定者は1万7,793人で進学希望者は1万7,486人、進学希望率が98.3%です。しかしながら、垂水高校に対する進学希望状況は7月時点で普通科が定員40人に37人

で0.93、生活デザイン科は定員40人に21人で0.53です。また、来春卒業予定の高校生の10月末時点の就職内定率は60.7%で、前年より9.5ポイント下落しております。特に、北海道では高校生の内定率はわずかに14%と先日テレビで報道しておりました。

垂水高校への進学希望状況や来春卒業予定の生徒の就職状況などについて教えてください。

猿ヶ城溪谷についてであります、これも市長に伺います。

1点だけ、観光拠点として売り出す、これが一番垂水市にとって、今後、観光の拠点として、池之上議員も申されましたけど、観光拠点として売り出していく、このことが猿ヶ城自体の活性化、垂水市自体の観光の活性化につながると思いますが、その宣伝の方法、その辺を具体的に何かイメージしているものが市長の頭の中にあるとしたら、お聞かせください。

市民館の活用について、以前も質問したことがあります、中央地区には市民館はありますが、中央地区独自の地区公民館がありません。これは中央地区に住む住民にとっては非常に不便で、かつ不公平だという意見が寄せられます。私のところには本当に寄せられます。

まちの活性化の1つに、市民のスポーツや文化、芸能、生涯学習活動などが活発になることが挙げられますが、中央地区ではこのような活動が思うようにできない現状があります。有料ですから。この点について見解を伺います。

健康たるみず21について、平成15年6月議会で質問をいたしました、このときは「平成16年3月までに計画策定の予定」という答弁でした。質問通告の後、市報が届きまして、パブリックコメントを実施していくという計画を策定中であるとわかりましたけど、現在までの計画策定状況についてお示しください。

また、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画との関連についてお聞かせください。

豊かで楽しい老後に向けて、家庭で簡単にできる運動プログラムの実証を進めて、お金ではなくて筋肉を蓄える「筋肉貯筋プロジェクト」を鹿屋体育大学が取り組んでいるようですが、その内容について見解を伺います。

学校問題について、文部科学省の2008年度調査で全国の学校内外での小・中学生の暴力行為が過去最多となりました。暴力行為の内訳は、小学校6,484件、中学校は4万2,754件、形態別では子供同士の暴力が3万2,445件、教師に対する暴力が8,120件、これらのうち病院で治療を受けたケースが1万664件に上っています。

県内では、中学生の暴力行為は前年度に比べて2倍以上にふえています。最近はおとなしそうな子供が突然キレる例が目立つようで、暴力行為の増加の背景として、感情を抑える力や他人と意思疎通を図る能力の不足、規範意識の低下などがありますが、その原因ははっきりいたしません。

携帯電話やパソコンでの有害サイト、テレビゲームの利用状況などと暴力行為との因果関係を調査分析して、原因を究明し、教師と親が連携を図ると同時に、対策を立てる必要があります。

来年4月からは、市内4中学校が統合されて垂水中央中学校になります。市内の小・中学校での状況と対策について伺います。

教員の希望降任制度について、2008年度に管理職からの降格をみずから申し出て役職を退いた県内の公立小・中・高校の教員は10人、過去10年間で最も多かったと言います。仕事に行き詰まり、管理職としての資質に思い悩む人がふえているそうですが、背景には教員の多忙さがあると指摘されております。いじめや親からのクレームなどは経験のある管理職でも対応し切れない場合が多いと考えられます。専門に扱う部署を教育委員会に設けて、現場の管理職の負担を軽くする方策を講じるべきという意見もあ

りますが、この辺について見解を伺います。

小学校英語教育について、小学校英語が正式導入されるのを前に、文部科学省が無償配付している補助教材「英語ノート」の予算が事業仕分けで廃止になり、現場の教師から困惑の声広がっています。英語を教えたことのない教員には必須の教材で、地方の活用度は高く、廃止による影響ははかり知れないと思いますが、現時点でのお考えを教えてください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 池山議員にお答えをしたいと思います。空き店舗問題は、さきに森議員にお答えをしたとおり、行政主導でもなかなか難しい面がございますので、商工会と連携の中で進めていくべきだと、そういうふうに思っております。いろんな成功事例もございますから、当然参考にしていかなければいけないと、そういうふうに思っておるところでございます。

次の、猿ヶ城の宣伝に、観光拠点としての宣伝の質問をされました。

やはり活性化センターというのは、活性化センターのいろんな文化の創造とか、いろんな面で市民には大きな影響を与えるものというふうに、いい影響を与えるものというふうに思っておりますし、これはこれで利活用を大いに進めなければいけない、そういうふうに思っております。

要は、やはりあの施設は従来から多くの方が、我々が観光資源として持つすばらしい場所なんだという思いがずっとございました。そうすると、国の財政状況やその他いろんな今後のことを考えますと、やはりあそこを開発するのはラストチャンスじゃないかなと、そういうふうにも思うんですね。

ですから、いい時期に皆さんの協力を得ながら開発ができたということは、これは市民にとってもうれしいことだとそういうふうに思いますし、やはり観光の拠点として役割を十分に果

たしていただく場所であるし、そういうふうにしなけばいけない、そういうふうに思っております。

宣伝につきましては、先ほど商工観光課長のほうから二、三いろいろな例を挙げました。もちろんあそこの場合は道の駅と違いまして、大きな物語をつくって宣伝にプラスするようところが余り今までもなかったものですから、これは何かつくっていかなければいけない、そういうふうに思っております。

まず、あそこの施設を利用する方々が、身近な県内の県民をですね、市外の中でも県民を対象とするのがまず一段階では必要じゃないかと。特に鹿児島市に、身近なところに、40分ぐらいのところには60万都市があって、ほとんどそこの方々が来ていただかない現状をやはり十分考えなければいけない、そういうふうに思っております。

それにはラジオとかテレビ、これをももちろん使っていかなければいけませんし、私の今の時点での考えの中で、1つ今後、協議の中で提案しようと思っているんですが、思い切ったですね、何か月間かあるいは1年間ぐらいでもいいと思うんですが、思い切った無料の提起をある特定の人たちにしていって、そういう人たちからの口コミも、素晴らしい場所だということを経験をしていただいた方々の口コミというのは非常に大事じゃないかなと、そういうふうに思っております。その数が何百人なのか、どういう規模でやるのかは今後、検討していかなければいけない。

ですから、その他マスコミを使ったり、いろいろなことを使わなければいけませんし、関西垂水会、関東垂水会もやはり口コミで果たしていただく役割をしっかりとさせていただくための方策も考えていく必要があるかなと。

それと、やはり垂水に関連するいろんな会合等を、先ほども活性化センターの利活用の問題

で出ましたが、これは大いにやるべきだと。そしてやはりあそこに行った方がやはり異口同音に言われるのは、素晴らしいところだなということを経験して帰られますので、その人たちの口コミの利用というのは大いにやっていこうと、そういうふうに思っております。

○教育長（肥後昌幸） 池山議員の垂水高校についての御質問にお答えいたします。

本年7月の平成22年3月中学校卒業予定者の進路希望状況調査では、議員が言われましたように、垂水高校を希望している生徒は、普通科では定員40人に対して37人、生活デザイン科では定員40人に対して21人となっております。最終的に何人の出願になるかはまだわかりませんが、非常に心配をしております。

定員の80人の3分2、つまり54人以下が2年続いた場合には、県の整理統合基準の適用を受けて、募集停止後、廃校になってしまう懸念がございます。

また、政権交代によりまして、検討されております高校の授業料の無料化にも伴いまして、公立高校だけでなく私立高校へ生徒が流れるおそれもございます。何としても生徒を確保して存続していきたいと思っておりますけれども、少子化に伴う生徒数の減少もありまして、非常に厳しい状態にあることは間違いございません。

次に、垂水高校の現在の就職内定率の御質問でございますが、12月1日現在で就職希望者17人に対し、内定者は12人で、70.6%が内定しているようでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 市民館利用についての御質問にお答えいたします。

垂水市内の各地区公民館の利用につきましては、垂水市公民館の設置及び管理に関する条例に基づいて管理運営されておるところでございます。

しかし、垂水地区公民館だけは、他の地区公民館のように独自のやかたを持たないため、垂水市市民館の1室を間借りして運営されています。したがって、垂水地区の住民が公民館を利用する場合は、垂水市市民館の設置及び管理に関する条例に基づいて利用されるのが現状であり、垂水地区住民の方々には公民館利用に不自由な面を強いられていることに対して、申しわけなく思っているところでございます。

このような状況の中で、垂水地区の住民が垂水市市民館を利用するに当たって、他の地区住民との不公平が生じないように、また市民の方々にとって各部屋の使用法など、できるだけ使い勝手のよい垂水市市民館の管理運営を心がけていきたいと存じます。

具体的には、垂水地区公民館を通じた会合、集会に対しては使用料の免除や、あわせて必要であれば取扱要綱等の変更なども検討したいと考えているところでございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）池山議員の健康たるみず21計画の策定状況について、お答えいたします。

健康たるみず21につきましては、国の健康日本21計画と健康かごしま21計画の地方計画として位置づけられており、平成20年度から21年の2カ年で策定を行っております。市民一人一人が健康で生きがいを持ちながら、人と人がつながり、支え合うまちづくりのために、より重要な課題から具体的目標を設定し、市民の皆様が主体的に健康づくりに取り組める計画とするものでございます。

策定状況としましては、平成20年度は市民の健康づくり推進協議会を中心に意見交換会を1年間かけて行い、市民の健康づくりに対する考え方を集約し、本年は鹿児島大学との包括協定により大学の協力を得、住民アンケート調査を行い、現状の分析と課題の抽出、健康づくりに関する具体的指標の設定を行い、現在、そのま

とめの作業を行っております。

来年1月には市民へのパブリックコメントを実施し、年度末までに完成の予定でございます。

次に、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とこの健康たるみず21計画の関連についてでございますが、第4次垂水市総合計画を上位計画とし、その下位計画に垂水市地域福祉計画、まだ未策定でございますが、その下位の計画として健康たるみず21計画、高齢者保健福祉計画、介護保険計画、そのほかの計画が並立して位置しているところでございます。

健康たるみず21計画は、0歳から100歳までの健康づくりの計画であり、乳幼児期から青少年期、壮年期、高齢期の全世代にわたる健康づくりにかかわる計画であり、その最終目標は「健康やかな垂水」の創造でございます。健康づくりに努めることが生活習慣病予防につながり、結果として介護予防の推進なることで、重要な関連の計画になっております。

次に、鹿屋モデル「筋肉貯筋プロジェクト」についてお答えいたします。

筋肉貯筋の貯筋とは、先ほど池山議員の説明もございましたが、筋力をためるということでございます。このプロジェクト計画は、鹿屋体育大学の学長がプロジェクトの長として行うもので、近年、大きな社会問題である日本人の体力、運動能力の低下現象に対し、「動ける日本人育成」を目指して、子供から老人までの生活フィットネスアップのためのトレーニングプログラムを作成し、鹿屋体育大学モデルとして広く日本国内にその振興を図ることを目的として行っているものでございます。

この実証結果で得た健康増進のための生活フィットネスの科学的検証の意義、成果と自体重を利用した家庭できる筋力トレーニングの推進を図っていくというようなものでございます。現段階におきましては、実験と測定による科学的検証の段階と理解しております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 3番目の学校問題について、3点ございました。

まず、第1点目の暴力の低年齢化についてお答えいたします。

12月1日付の南日本新聞で平成20年度の児童・生徒の問題行動調査の結果が報道されておりました。本県において暴力行為は、小学校1件、中学校70件、高校106件の合計177件で2年連続増加という状況でございました。

本市では、本調査によりますと、平成18、19、20年度のこの3年間に暴力行為は報告を受けておりません。

暴力行為の原因の背景や要因はさまざまな事柄が複雑に絡み合っているものと考えられますけれども、暴力行為のみを問題にするのではなく、その行動の背後にある社会性や家庭の問題、発達障害などの問題等を踏まえて、家庭、関係機関、小・中学校と連携した取り組みが大切です。

本市では、本年度からスクールソーシャルワーカー派遣事業を開始しております。これまでのスクールカウンセラーと同様に小・中学校への派遣を行っております。

また、垂水中は、平成20年度、21年度の2年間にわたりまして、肝属地区生徒指導研究協力校として研究を進めており、その成果を垂水市全体に広げたいと思っております。

今後とも、児童・生徒一人一人が社会的自己指導力を身につける生徒指導体制や、規範意識をはぐくむ生徒指導について、各種研修会を通じて指導していきたいと考えております。

次に、教員の希望降任制度についてでございますが、去る12月2日付の南日本新聞に2009年度鹿児島県内の公立小・中学校、高校で7名の教頭が自主的に希望して教諭へ降任していたことが報道されておりました。また、新聞によりますと、本人の健康、家庭の都合などによるも

のとのことでもございました。

本市においては、例えば校長や教頭が希望して降任するといった事態はこれまでにございません。

学校は、児童・生徒の健やかな成長のために、校長初め、全教職員が一致協力して教育活動に取り組んでおります。充実した教育活動のためには、まず教職員の健康管理が大切です。しかし、学校では、授業、学校行事、校務分掌の業務等多岐にわたるものが多く、また、時代の変化への対応等、勤務の多忙化も懸念されております。県内でも、精神的な疾患等により療養している職員もおります。

日ごろから学校長が教職員の健康状態について確実に把握し、相談に乗るなどのフォローが必要であります。また、教職員の適正な勤務時間の管理についても校長会等で指導してきております。例えば、定時退庁の日を定めたり、勤務が長くなりがちな教職員には早く帰宅させたり、心身の健康状態について把握させたりしてしております。

3番目の小学校英語教育についてでございます。

御承知のとおり、新小学校学習指導要領によりまして、本年度より小学校の高学年で外国語活動が導入され、本市でも、英語ノートを活用しながら外国語活動を週1時間程度実施しております。

御質問の国の予算の縮減に伴い、英語ノートがなくなった場合の対応についてでございますが、現在使用している英語ノートと、音声や映像が記録されたCDは今後も十分活用できます。外国語活動の新たな教材等について、保護者についてはその負担が生じないように配慮したいと考えております。

次に、指導法についてですが、大きく変わることはないと考えます。英語ノート、パソコンやビデオなどの視聴覚機器を活用したり、AL

Tとコミュニケーション活動をしたりするなど、今後も各学校で楽しい外国語活動が展開されるよう各学校を指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 商店街の空き店舗についてはそういうことでしょうか。

垂水高校について、きょう一番に大菌議員が言われました、ソフトテニスとかそういうものは強いんだと。やはり高校を存続させていくとか、募集をふやすというのは、やっぱり学校自体に魅力がないと無理なわけですね。幾ら親が垂水高校が近いから行けと言ってもそれは無理な話で、みんなそれぞれ希望もあるし、自由もあるし。

ここに、北海道の音威子府という村なんですけど、そこに高校が1つあるんですよ。おといねっぷ美術工芸高等学校というんですけどね。ここは北海道なんですけど、沖縄からも来るんですよ。ここに生徒の内訳があるんですけど、北海道以外から、道外から19人、もう愛媛、山口、沖縄とか来るんです。なぜか。

この村はやはり過疎化がとまらなかったと、それでどうしようかというので村長さんが考えたというのが、やはりそこに高校が1つあると、これをどうにかして残していこうということで、予算も幾らかそれなりに村の予算から削ってつけて、やっぱり宣伝をしたというか、それと学校自体を、もともとが美術の学校だったらいいんですけど、特殊性を持っているために、全国から来るように先生も努力するし、そういうふうにして学校を、高校を核にして村を活性化しようと思われたらしいんですよ。

それで、この生徒が北海道内の高校の美術展、そういうのが札幌であって、北海道の全高校から美術作品が来る。その中で入賞作品が11あったらしいんですけど、そのうちの6つだったかな、6点がこの高校の生徒の作品だと。

そのぐらいやっぱり何というのかな、抜けてくる。そうすると、やはり沖縄からも魅力のある学校だということで、ここは全寮制だったと思いますけど、やはり来るんですよ。

だから、そういう村の高校がそういう状態でやっぱり活性化するわけだから、垂水高校が活性化できないはずはない。それで、大菌議員も言われたように、ソフトでもテニスでも何でもいい、何か1つにやっぱり特化すべきじゃないかと。

その辺のことを教育長、県立ですから難しい部分はあると思うんですよ。私も前にも垂高の存続について質問しましたし、ほかの同僚議員も何回も質問しています。ただ、やっぱり策がないというのが、県立だということと、やっぱり特別な策が見出せないというのでここまで来ているんですよ。大菌議員言われましたようにソフトテニスがある。そのほかにも何かあると思うんですよ。そういうものをやはり校長先生なりと協議していただいて、何とか学科を考えるなりそうしていかないと、今、教育長言われたように、定員を割ってやはり整理統合の対象になっていくということは、今のままじゃ避けられないと思うんですよ。

ですから、それは我々議員も含めて、みんなで知恵を出し合ってしていかなければいけないんですけど、その辺のことについてももう1回、教育長、何かできる範囲でお答えをください。

それから猿ヶ城についてなんですけど、市長も言われましたように、垂水にほかに観光資源があるか、まあ最後、猿ヶ城、乾坤一てき、ここにしかないとも思っているんですよ。これを宣伝をやり損なう、何か方向を間違ったら、垂水浮揚のきっかけはつかめなくなるんじゃないかと、そのぐら私は思っているんですよ。

ですから、関西垂水会に行くバスの中でも市長の考えをちょっと聞いたりしたんですけど、やはり市長も同じような思いだったですね。で

すから、ここは絶対に間違わない、猿ヶ城を垂水浮揚のきっかけに絶対にすると、そういう心構えで、もう市長にはちょっと聞きましたので、商工観光課長に担当課として、先ほどから同僚議員のほうから、新聞にも2回も3回も載ったが、イチョウが今もうちょっと落ちかけていますけどね、私もうちの家内と、私はフェミニストで女性を大事にするものですから、一緒に行きませんかということで連れて行ったんですよ。きれいだったですね。あの辺はですね、これは「世間遺産・僕立公園」と書いてあります。これもある。道の駅も先日400万人を突破しました。それと高峠、それで猿ヶ城と。やりようによっては4カ所回れば一日つぶれると思うんですよ。ですから、その辺のことを本当にうまく宣伝して行ってほしいと。この辺の3つを、イチョウの僕立公園、この辺をどう活用していこうと思われるのか、猿ヶ城と関連してどんなふうに思われるか、その辺を課長の私見でいいですから聞かせてください。

それと、市民館の利用についてなんですけれども、これは社会教育課長、申しわけなく思っているということだったんですけどね。これは本当に中央地区に住んでいると言われるんですよ。私は牛根にも行く、新城にも行ってやったことがあるんですけど、地区公民館ですからね、地区の人は使える。垂水中央地区になると市民館になっているものだから、有料になると。

その辺のことが、本当に何かをしようというときにやっぱり料金が、まず場所代が要ということでネックになるんですよ。何か募集しようかなと、何かこれをやろうかなと思うと、まず2時間何かをやろうと思うと、夏だともう市民館の大ホールなんか使ったらそれはもう破産しますから、あそこのクーラー代は。それで小さな部屋でも100円要りますね、それはいいですよ。ただ、場所代としてまずそれをだれが負担するかということから考えないといけない

んですよ。

例えば何かをやろうと。じゃ発起人がそれを負担するか。じゃ募集するときに、じゃ場所代を幾ら幾ら取りますよというときに、まずそこがネックになって始まらなくなるんですよ。その辺のことをさっき公民館を通したら地区の人は無料にとかありました。この辺をもうちょっと使い勝手がいいように変えていただきたい。それは要望をしておきます。

それと、これはまた教育長の管轄になると思うんですけど、市民館の一部、例えば大ホールでもいい、どっかに関してだけは無料にできないかと。それはたまたま中央地区の人が使おうが何だろうが、大ホールぐらいはもう無料にしてしまえと。ただ、クーラー代は取りますと、そのぐらいのことをしてもらえないかなと思うんですけど、その辺に対して見解を教育長、お願いします。

健康たるみず21なんですけど、私が平成15年に質問したときはですね、16年の3月にはというような調子のいい答弁だったんですよ。それで私は、先日いただいたこの高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、この第4期分、これに目を通しながらですね、わっ、健康たるみず21、並列して書いてある。まだ策定中かと思って、これで何だと思って質問をしたら、市報が来て、市報に載っていたんですけど、なぜ平成16年3月につくるはずだったのがここまでずれ込んだのか、その1点をまずお聞かせください。

それと、鹿屋モデル、これについて内容はわかりましたけど、垂水市としてこういうものを取り組んでいく気があるのか、どんなふうに思っているのか、そこをもう1回聞かせてください。

学校問題についてですけど、これは暴力は低年齢化していると、それはなぜなんだろうかということでさっきちょっと言ったんですけど、この辺の原因究明ですね。携帯のサイトとか、

パソコンのゲームとか、そういうものに原因があるのか。その辺の原因が、私はこれは私見だからあれなんですけど、私は、漫画で昔おもしろかったんですけど、「北斗の拳」というのがあったんですよ、あれが一番悪いんじゃないかと思っっているんです、私は。あれから人間が何でもかんでも爆発するような、そんな風潮がずっと出てきて、私はうちの家庭内の会話では「北斗の拳」が一番悪いと言っているんですけど、ああいう劇画みたいなそういうゲームがふえてきた。その辺にこらえ性がなくなったような子供がふえてきているのかなと思うんですけど、これはどうしようもないんですよ、するなと言うわけにいかないし。

さっき教育長も言われました、家庭と学校と協力しながらということなんですけど、携帯のサイト、劇画、その辺のことについてどういうふうに子供の発育についてとらえておられますか、ちょっと教育長の見解をお聞きします。

教員の、先生の希望降任なんですけど、降任制度。これはさっきちょっと答弁が漏れたんですけど、大変忙しいからこういうストレスがたまって、校長先生、教頭先生から私はもう一般の教員で返してくれというのが起こると思うんですけど、垂水市はないとは思いますがね。こういういろんな、今、モンスターペアレントとかありますね。そういう部分で1人ではさばき切れないと。それをだから、そういう問題は教育委員会の中に、教頭先生なりに来たら持ち込んで対処しよう、そういうようなのをとるべきじゃないかというようなあれなんですけど、その辺について。

小学校の英語教育なんですけど、これをもし予算をカットされても保護者の負担にはしないということの答弁だったんですけど、どうしてもやっぱりノート自体が必要、これは150円ぐらいなんですかね、なんだけど、それを保護者の負担にはしないということでは、ノート自体を

要らないでDVDとかそういうものを使ってやっていくというのか、それとも学校の中の教育の予算で与えるというのか、その辺をお聞かせください。

以上です。

○教育長（肥後昌幸）たくさんございました。

まず、垂高問題でございますが、これは本当にこの議会でも何回も御質問いただいて、お答えしてきましたけれども、非常に難しい問題でございます。

特に、本年度は普通科が定員80から40になりましたので、私も殊のほか危機感を持って校長会等でも何回となく指導をしまし、諸会合等でもお願いもしてまいりましたが、なかなか難しいところがございます。

学校にソフト、あるいはソフトテニスとか、いろんなそういう特色あるものがあればということでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたように、北海道のあの高校、私も先日テレビで見ておりましたが、たしかあれは村立の高等学校だったと思いますね。ですから、村立ですから、あそこは自分たちでどうにでもできるんだろうと思いますが、さっきも議員もおっしゃいましたように県立でございますので、これに私どもがああせい、こうせいと言うのはなかなか難しい。

しかし、私は冗談みたいに言うんですけども、垂水高校は県立だけじゃなくて垂水市立垂水高校でもあると、私は校長さんにも話をしたりします。そのような意識でやっているわけでございますけれども、特効薬がなかなかない。ですから、何らかの方法を打たないかんと、いつもなっているんですけども、私も垂水高の校長さんとことしの1月、2月だったですかね、市内の学校をずっと回りました。その結果かどうかわかりませんが、ことし市外から16人垂水高校に今、来ているようでございます。これもここで何をしますというのがなかなか

か言えないのが心苦しいですけれども、努力をしていかなければならないと思っております。

それから市民館の校区民の使用料の減免化と、これにつきましては先ほど社会教育課長がお答えしましたように、校区民の方々にとって不公平を感じないようにするためにはどのような方法があるのか、今後、課内で検討させてみたいというふうに思います。

それから暴力行為のことで携帯とかいろいろ因果関係と言われましたけれども、私はなかなかこの因果関係がわからん、はっきりとわかっておれば非常にしやすい。これがわからないところが難しいんだろうと思っております。

私は個人的に、生徒指導あるいは青少年の問題行動の原因につきましては、先日の市報にも教育長コラムのところにちょっと書きましたけれども、私は、こういう子供たちの問題行動が起こる原因の1つには、宗教心の欠如があるんじゃないかというのは私は思っております。信仰心ですね、信仰心。これは宗教心というのは、各家庭にはそれぞれこれは、どの宗教を信じなさいというわけじゃなくて、それぞれ代々伝わっている宗教があるわけですね、仏教であれ、神道であれ、キリスト教であれ、どれでもいいわけですけれども、そういう宗教を、本当にその意味を子供たちにどれだけ家庭で指導しているんだろうか。

私はこれを、今まで宗教といいますと、宗教教育というのはこれは公立学校ではできませんので、学校で宗教という言葉を出すのはタブー視されている。しかし、それはおかしいと思うんですね。だから、いわゆる信仰心とか宗教心、あれにも書きましたけれども、人間の力の及ばないものへの畏敬の念というのを教えていくのは非常に大事なことであるというふうに思っております。こういうのも生徒指導では大事な面だと1つは思っております。

それから教員の降任が本市ではありませんけ

れども、現在のところ小学校8校、中学校4校、校長が12人、教頭が12人いるわけですがけれども、非常に人数が少のうございますので、教育委員会内にそのような相談施設等をつくらなくても、校長会、教頭会等で私もいろいろ話をしておりますし、いつでもまたここに来れるように、前任の教育長さんもよく言っておられましたけれども、敷居が低い教育委員会でなければならないと私は思っております。

ですから、校長、教頭が教育委員会に行くのに気が重いとか、そういうふうに思わないような雰囲気をつくっていかなければならない。そうすることによって、いろんな悩みもしてくれりような雰囲気をつくっていきたいというふうに思っております。

最後の英語につきましては、学校教育課長が英語については堪能でございますので、課長に答えさせます。

○学校教育課長（有馬勝広）では、小学校の英語ノートのことについて御質問にお答えいたします。

英語ノートにつきましては、大変すぐれた教材であると私も思っているところでございますけれども、今の国の状況によりまして、もしその配付がなくなった場合に、それはデジタル化で大丈夫じゃないかという論議があるようでございますが、そういうことを考えたときに、今後、学校におきましては、ウェブサイトを活用できる環境もあると思っておりますので、今後、学校はそこをダウンロードしまして、印刷をして適宜児童に配付をして、活用するという事になるかと考えております。

そして、そういうことによりまして、市販のものを購入するという事ではございませんので、これは国がそういう編集をして教材をつくっておりますので、それらを学校でプリントアウトして活用する方向になるかと考えております。そのため、保護者負担というのも生じな

いように考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 高峠公園へ至る県道沿いにございます千本イチョウにつきましては、昨年「世間遺産・僕立公園 千本イチョウ」という大変ユニークな名前をつけられまして新聞紙上で紹介されましてから、注目を集めているところでございます。ことしは昨年に増して来客も多いようで、商工観光課には毎日問い合わせがあるところでございます。

猿ヶ城溪谷の観光振興戦略の1つとして高峠での取り組み、ツツジはもちろんでございますけれども、高峠の野菜づくり体験とか、野菜の収穫体験、それとか今取り組んでおりますユズにおける果実の収穫体験とか、その加工体験とかそういうもの、大野ESD自然学校や鹿児島大学との連携を1つの観光戦略としたいということで考えておまして、その途中にこの千本イチョウがございますので、非常にいい話題を提供していただいたと認めているところでございます。

そのようなことでございますので、ぜひこの話題もこの計画の中に取り込んでまいりたいというふうに考えております。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 2回目の質問にお答えいたします。

健康たるみず21の早期計画の策定につきましては、議会で答弁したようでございますが、その答弁後、市町村合併の話が持ち上がり、合併後新たに策定をするということで中断して、現在まで至っているようでございます。

次に、貯筋運動プログラムにつきましては、貯筋運動研究会というのがございまして、貯筋運動研究会が主催する貯筋マイスター認定講座を受け、初めて指導が可能となるということでございます。2人以上の認定者がいる施設を貯筋運動認定施設と認定し、事業を行っているようで、本市での導入は少し厳しいのかなという

ふうに思います。

理由としまして、この貯筋という言葉につきましては、鹿屋体育大学の学長が商標登録をされているようでございます。マイスターの取得費用につきましても有料ということであるようでございます。

以上でございます。

○池山節夫議員 もう終わろうと思います。

教育長が言われましたように、やっぱり宗教心、本当に大事だと思うんですよ。うちの、これ自分の話になってあれなんですけど、私の長女の子供、孫ですね、必ず帰ってきたら、ありがとうと、そういう教育を家庭にも及ぶように教育長に頑張ってもらいたいと思います。

我が垂水市は、水迫市長よく頑張っておられます。ここが竹原市長みたいところでなくてよかったなあと本当に思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（川尻達志） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川尻達志） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（川尻達志） 本日は、これにて散会します。

午後4時5分散会

平成 21 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 21 年 12 月 9 日

本会議第3号(12月9日)(水曜)

出席議員 13名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
4番	堀 添 國 尚	11番	宮 迫 泰 倫
5番	池之上 誠	12番	川 尻 達 志
6番	田 平 輝 也	13番	(欠 員)
7番	北 方 貞 明	14番	徳 留 邦 治
8番	池 山 節 夫	15番	篠 原 静 則

欠席議員 2名

3番	尾 脇 雅 弥	16番	川 畑 三 郎
----	---------	-----	---------

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保 健 福 祉 課 長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生 活 環 境 課 長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年12月9日午前9時30分開議

△開　　議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（川尻達志）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、4番堀添國尚議員の質問を許可します。

〔堀添國尚議員登壇〕

○堀添國尚議員　おはようございます。

年の瀬も押し迫り、この冬一番の寒い日がここ二、三日続いています。夜は華やかなネオンの点灯も見られるようになりましたが、非常に厳しい景気の中で気分が晴れません。垂水市も明るいニュースがないわけでもないのに、まちの声は暗い話のほうが多いように思います。この状況を何とかよい方向に持っていこうと、きのうから行政側と議会側で一般質問という形で熱心な議論があり、私にとっては充実した一日になったと思います。

垂水市の水迫市政は当分かわらないと思いますが、国のほうでは長く続いた自民党政権から民主党政権にかわり、いろいろのことが変わっていくように思います。財政力に弱い自治体が希望が持てるような変わり方をしてほしいと願っています。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告しておりました3点について質問をいたします。質問の内容は地味ではありますが、市民の皆さんが垂水市に誇りを持ち、あるいは住んでよかったと思えるような結果が出るような質問にしたいと思っております。前向き

な御答弁をよろしくお願いいたします。

まず1点目、来年度中学校が統合になり、さきの議会で、統合に伴って生徒の学校生活における不安などを気安く相談できるよう、各中学校から教師の配置を考えてもらいたいことをお願いしました。教育長は大事なことであることを認め、最大限の努力をする旨の答弁でしたが、見通しはどうか、質問いたします。

2点目、交通安全対策について伺います。

道の駅周辺は、国道を挟んで民間による商いがにぎわっています。重大事故が発生しない前に何らかの対策が必要かと思うが、お考えをお聞かせください。

桜島口は車両の通行のための線形が変わって、事故が以前より多くなったように思いますが、線形が変わってからどれぐらいの事故が発生したか。また、線形変更後の日でさかのぼって、変更前の事故発生は何件か、伺います。

また、浜平の旧国鉄跡地の道路から国道へ進入する、特に右折車の対策が必要と思うが、どのように考えておられるか、伺います。

3点目、猿ヶ城の環境対策ですが、活性化施設やバンガローの排水は、合併浄化槽で処理後、直接本流に流す計画のようですが、平成19年の第4回定例会の一般質問で同僚議員がこのことを取り上げ、「環境については大変大事である。今回のキャンプ場の浄化槽には環境配慮型の施設の導入を考えている」という答弁をしておられますが、結果的にはそのような配慮はなされていないように思います。場所が場所だけに市はもっと積極的な対策を講ずるべきであると考えますが、どのようにお考えか、伺います。

これで、1回目の質問を終わります。

○教育長（肥後昌幸）来年4月開校いたします垂水中央中学校の教師の配置につきましては、9月議会におきましても答弁いたしましたけれども、現在の状況について、現在お答えできる範囲内で堀添議員の御質問にお答えいたします。

垂水市立4中学校の閉校に伴い、4中学校に在籍する教職員は、退職者を除きすべて異動対象者となります。へき地校である牛根中に勤務する者でへき地等勤務経験を満了することを希望する者は、管内の同等のへき地校へ異動を進めることとなります。また、へき地勤務を満了した者は、本人の希望を聞き、管内外への異動を進めます。垂水中、垂水南中、協和中に勤務する者については、本人の希望を聞き、原則として垂水中央中学校への異動を進めることとなります。

しかし、9月議会でも述べましたとおり、教職員の人事異動は学校規模によりまして教科担当教員の定数が決まっておりますので、また、教員の勤務年数や勤務地区、本人の希望等を総合的に考えて進めますので、なかなか思うようにはいきませんが、9月でも申し上げましたように、統合という特殊事情でございますので、県教委と相談しながら最大限の努力を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（島兒典生） 堀添議員の道の駅周辺の安全対策について、お答えいたします。

第1点目の道の駅周辺の国道横断者の安全ということですが、信号機や横断歩道の設置ということになりますので、そのことを垂水市幹部派出所に聞いてみましたところ、公共性に欠けるということで難しいようでございます。

2点目の桜島口のT字交差点になりますが、桜島口交差点は、平成20年3月に現在のT字交差点になりました。この交差点での事故件数ですが、平成18年度人身事故4件、物損1件、平成19年度人身1件、物損6件、平成20年度人身8件、物損16件、21年度、まだ現在は11月末でしか出ておりませんが、人身が12件、物損14件でございます。

続きまして、浜平の国鉄跡市道から国道へ出

て垂水方面へ右折しようとする際は、なかなか出られないような状態が感じております。現在のところ、これという手だてはございませんが、今のところは水産試験場の上に出てくる道路が国道の見通しがよく、よく使われているように思われます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 環境対策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本城川上流の水域は県内でも河川において特に良好な水質として評価され、守るべき環境基準値も厳しい基準になっております。浄化槽の設置につきましては、本城川流域という環境への配慮も含め検討をいたしました結果、結果的に現在のような処理形式にいたしました経緯は、さきの議会でお答えしたとおりでございます。

さらなる排水処理対策もあるとのお話もお聞きしますが、具体的にその方法論を現時点では考えつかなく、施設の運営状況など見ながら、今後、資料収集などしてみたいと考えております。

○堀添國尚議員 最初の学校の統合に向けての教師の配置ですが、さきの議会でも同じような説明がありましたし。しかしながら、このことを解決をして初めて統合が完全であるというふうに私は考えておりますので、このことは教育長も当然ですが、市長も一生懸命努力をさせていただいて、必ずや統合される各中学校から教師の配置をぜひともよろしく願いいたします。これはもう後でもって実現されるはずですから、よろしく願いいたします。

2番目の交通安全対策で、道の駅の周辺の道路の横断については公共性に欠けると、こういうことですが、このことについて市長はどういうふうにお考えになるのか。道の駅ができて、そしてあそこにそういうお店ができたわけですから、公共性というのはどういう意味

を指すのかわかりませんが、人間が横断していることはもう確かで、直線道路でもあるし、危ないという気がいたしますので、周辺の商店にも課長は聞き取り調査をされたはずですけど、私がお聞きした範囲では、ぜひとも設置をしてほしいというような商店の方々のお願いでありました。

それと、桜島口の線形が変更になった後、今、課長のおっしゃったのを聞いてびっくりするんですが、相当な事故が起こっているようです。それを比較するために、変更になってからの日数で逆にさかのぼった場合の事故は何件ぐらいあったのかということも説明しておいたんですが、そこはお調べにならなかったわけですね。そうすると、今の線形変更したことが結論が出ると思うんですね。

ですから、今後、牛根駐在所を中心にした牛根地域の公民館長とか集まって話し合いをするのが年に2回ぐらいあるんですよ。そのときにこのことを持ち出したら、もうどこの会に行ってもこのことは問題になるというふうに警察の方もおっしゃってありました。一番いいのは信号機をつけることが一番いいんだろうけど、予算の関係もあって難しいような話をしておられましたが、垂水市民のみならず県内外の方々もあそこを通行されて、よその方は特に迷っておられるようでありますので、何らかの対策を今後、前向きに検討していただきたいと、こういうふうにお願いをしておきます。

それと、浜平の旧国鉄跡地から出る国道へ進入することですが、私は鹿屋に行く折には帰りはわざわざ向こうのほうへ、市道を通って国道のほうへ右折するためにどういう状況かということであそこを通行するわけですが、簡単に行ける場合もあるけど、やっぱり夕方のラッシュ時とかそういうのが非常に厳しいようです。課長のほうは今、「ももや」のあそこらあたりのことをおっしゃっていると思うので、それで

あればそれであるだけに、そういう通行車両に対しての何か案内をすとかそういう手だても必要じゃないかと思っておりますので、その辺の検討もまた今後、前向きにしてみたいと思います。

それと、活性化施設、バンガローの排水対策ですが、合併浄化槽、これは20ppm以下の排水になるように設計はされておると思うんですが、合併浄化槽の場合は窒素分は浄化されないということになっているようです。

ちなみに、池田湖周辺のそういう浄化槽を県にお聞きしましたところ、窒素も分解するような高度な処理をする浄化槽を設置しているようなお話をされておりました。

そこで、課長が今、そういういろいろない方法があれば前向きな姿勢を見せられましたが、ないわけではないのであって、今後いろいろな案を模索しながら、本当に猿ヶ城の水というのは今まで手つかずで先輩方もいろいろ気を使ってこられたわけでありまして、ここに来て、そういう一方ではいいことをしながら、一方ではちょっとどうかなというようなことをするということは行政としていかなものだろうか、こういうふうにあります。

ですので、今後このことをどのように取り組んでいけるのか。特にあそこは県内外からも、市長は新幹線の全線開通を見込んで今のこの施設をつくらうという説明も今までされておりましたので、垂水の水に対するそういう姿勢というものもやっぱり問われるんじゃないかと、このように思います。

どうかそこらあたりも兼ねて、今、方法は見つからないというようなことであるわけですけど、あの合併浄化槽に一日平均どれぐらいの流量が入り込んでくるのか、そこはもう計算をしていらっしやると思いますので、本城川までの距離がどれぐらいあるかわかりませんが、ちょっとした流れがさわさわ流れるような水路を

つくりながら、そして周囲にやはり窒素分を好むような、きのう教育長にお聞きしたんですけど、バナナみたいで赤い花があるわけですが、ビジンショウという花だそうです。それとかサトウキビが非常に窒素分を好みますので、周辺にそういうことを施しながら、そして花はあそこでまた販売できるし、サトウキビはまたあそこで黒砂糖をつくる、活性化施設でできるようなことにもつながりますので、そういうことを含めながら何かの対策をぜひとっていただきたい。そして猿ヶ城の水を守っていただきたい。このようにお願いをいたします。

そして、きのう川畑議員の質問の中で小浜のトンネルのことが出たんですが、来年の3月ごろまで設計を完了するというような土木課長の答弁でしたが、猿ヶ城の水とは関係ないわけですけど、やはりさきの議会でもお願いをしましたように、垂水市は海岸線が37キロという長い中で、あそこだけが昔からの海を残しているという状況の中で、あそこをぜひとも国道を海側に広げないでほしいという旨のことを9月議会でお願いしましたところ、課長の答弁では国交省もそのような考えであるというような答弁だったわけですけど、以後、猿ヶ城の水も含めて、そういう小さな自然、私どもにとっては大事でありますから、土木課長のほうで再度またそのことについては国交省のほうに確認をしていただきたいと、このように思います。

猿ヶ城の水の今後の対策について、具体的なことは別として、市長としては今後どういふような位置づけで取り組まれていかれるのか、そこを一応お聞きいたします。

○市長（水迫順一） 堀添議員にお答えをします。

まず、道の駅の東側の商店街との行き来する220号線の横断歩道あるいは信号の件だろうと思いますが、この件につきましては、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、一応打

診をいたしましたところ、そういうような結果でございます。あそこに住んでおる住民がいて、そこでの行き来がかなり多いものがあるということであれば非常にやりやすいと思うんですが、道の駅ができた後で商業施設が2件できておるといことですので、その商業施設のために横断歩道あるいは信号をつけるということに対しては、やはり今までの例からして問題がありそうでございますので、一気にはいかないだろうとそういうふうに思っております。

道の駅自体があれだけの集客力があって繁栄を続けておりますから、それに附帯して周りに商店街ができてくれることは、市にとっては非常にありがたいことなんですね。あの辺一帯の相乗効果も考えますと非常にいいことだと、そういうふうには思っておりますが、その施設が今後どうなっていくのか、それと、まだ道の駅との行き来の交通横断する人たちがふえていくのかどうかは見きわめながら、また今後も要望を続けていかなければいけないだろうと、そういうふうに思っております。

それと、猿ヶ城の浄化槽問題。

議員指摘のとおり、本城川をこれ以上汚すわけにはいかないと、そのように思いますし、非常に水が、温泉水初め、温泉も出ておりますし、大隅では非常に水に対して垂水の位置づけというのが非常に評価されておりますから、環境ひっくるめて水問題は持続させるために、環境問題をしっかり考えていかなきゃいけないということは御指摘のとおりだと思います。

ただ、あそこの猿ヶ城に設置する前にいろんな検討を関係課でやっております。だけど、現状のそういう施設に落ちついたという経緯がございますので、今後、新たな方法があればそれは取り入れていかなければいけないだろうと、そういうふうに思います。

○堀添國尚議員 道の駅周辺の安全施設のことですが、道の駅も今までのようには、今のよう

な状況だけでは、市長もまた先々考えていらっしゃると思うんですね。前々から話があるように、釣りをする施設とか、あるいは私が市長にも申し上げておった旧国鉄跡地から山手のほうへ大分広い土地があります。あそこはやっぱりお年寄りや子供たちが利用するような運動場をつくって、そしてまたそうすると、近くから、垂水市外からも利用されて、温泉にでも入ってというそういうことになろうかと思えます。そういうふうに前向きに考えていった場合に、あの施設は、道路を安全に渡れるような施設はぜひ必要かと思えます。

前、国道の下を掘ったらどうかということを経理に、通路を掘ったらどうかということを経理に申し上げたことがありました。非常に国道の下のほうは厳しいというような話でしたが、そういうことも含めて、今後、道の駅が発展していく中で、この施設はぜひともやっぱり解決しなければならないことだと思いますので、どうかその辺のことを今後の課題としてよろしくお願いをいたします。

それと、猿ヶ城の施設のことですが、今の施設に落ち着いたというその前に、蒸発散方式にするとか地下浸透式にするというような、そういうこともいろいろ協議をなされたということは知っておりますが、そのようなときに私の考えでは、あの猿ヶ城の周辺の人家の浄化槽も一緒に下場のほうにつくったらどうかと、そういう考えは浮かばなかったのかなというふうにも考えます。

今後いろいろまた、今、市長もあそこの水は守らなきゃならないというような前向きな姿勢を示されましたので、今後考えていかれると思いますが、やはり私たちはパンのみで生きるのではなくて、垂水の誇りというのか、そういうものにもやっぱり自信を持ちながら、この垂水市に住んでいきたいというふうに多くの市民の皆さんもそう考えていらっしゃると思うんです。

ですから、よそからお客さんが見えになって、そして垂水に経済的なメリットを与えて、そのことは市長としては大事なことではあるわけですけど、そういう環境の面についてもそのことは十分に配慮しながら、垂水の環境、自然を守っていただきたい。高峠もしかりですが、そういうふうをお願いをしておきたいと思えます。

余り内容のある質問ではなかったですけど、どうか今、私が申し上げましたことの言わんとするところを御理解いただきまして、前向きに取り組んでいただきたいということをお願いしながら、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川尻達志）次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

許可をいただきましたので、質問を行ってきたいと思います。

今回の質問の柱は、今日の経済不況のもとで、行政の責任として市民の生活をどう支援するかということを経理の柱として質問していきたいと思えます。

質問に入る前に、民主党政権の地域主権を現段階でどう見るかということでは、民主党は、選挙のマニフェストでは地域主権を掲げましたが、保育の最低基準の緩和など、福祉への国の責任を放棄する内容で進んでいます。

もう1つは、地方財源で三位一体改革で削減された地方交付税をどうするかという点です。

財務大臣は、交付税の増額はマニフェストにはないと難色を示しています。今、私たちは、制度そのものの改悪を許さず、財源保障と調整機能の復元・拡充を地方から声を上げていくことが重要だと考えます。不透明な部分はありませんが、問題については議会も、地方、市民の暮らしを守る立場から声を上げていくことが強く

今、求められていると思います。そのことを冒頭に強く訴えたいというふうに思います。

それでは、最初の質問に移ります。

最初は、来年度の財政改革から今後の財政運営の方向、そして来年度の予算の考え方について伺います。

昨年の議会で、今後の財政運営の方向として、提案した環境・福祉・教育を中心に組み込んでいきたいと市長も答弁されました。その1つが、自己負担の問題点がありますが、子供の医療費無料化の拡大など、こういう福祉の充実があると考えます。

バブル崩壊後は少子・高齢化で、環境・教育・地域福祉などソフトな行政サービスへの需要が高まっています。当然、経常的経費は高くなりますが、今日の経済状況下で市民生活を守る責任を果たしていくためにも、持続可能な財政構造を確立していくためにも、成長型から成熟型社会へ向けての財政運営が求められていると考えます。

そこで伺いますが、財政改革の現段階での評価と課題について。

2、来年度どのように具体化されていくのか。

3、具体化していくためには義務的経費、補助費等、物件費の見直しをどのようにされているのか、お聞かせください。

次に、議会で切実な問題として何度となく取り上げてきた国保の一部負担金減免制度の問題で質問します。

御存じのとおり、この制度は、国保の加入者で低所得を理由に医療費の窓口負担が払えない場合に減免、免除が受けられる制度です。全国で制度があるのは1,003市町村で、そのうち低所得を減免の条件にしているのは155市町村にとどまっています。

この問題では、日本共産党が国会で、国の責任で一部負担金の減免制度を拡充するように求め、議論の結果、国が減免した費用の2分の1

を国の特別調整金で補てんする考えが表明されました。そして7月に、「基準や運営方針について医療機関及び生活保護担当部局とも情報を共有し、対象者に対して適切な制度が運用されるように努めること」と、積極的内容として通知が出されています。今回の措置ですべての市町村に低所得の窓口負担減免制度がつけられることが期待されます。

本市でも制度はできましたが、災害時等に限定されています。経済不況のもとで、医療保障の具体的救済措置としての低所得対策を初め、制度の整備が喫緊の課題となっています。

そこで伺いますが、1つは、今回の通知の意義をどのようにとらえているのか。

2、具体的にどのようにして制度の整備を図っていく考えがあるのか、お示してください。

次に、保育行政について2点質問します。

1つは、さきの9月議会で取り上げた産後休暇及び育児休業期間中の保育園での上の子の継続入所問題です。

議論でも明らかにされ、市長も国の通知に「退所させない」という内容になっていないことを認められました。議会後、保護者の方々が「継続を」との署名を集められ、市長に改善を図るようにと陳情されました。また、1月の相談時ときには「幼児教育はよくわからないので検討する」と約束もされています。陳情のとき、保護者や保育士、さらに経営者からも、継続して保育することの重要性は学ばれたと考えます。そして、500近い署名の声は重いものがあると考えます。地域づくりや子育て支援の充実のためにもどのように改善を図っていくのか、考えをお示してください。

2番目は、経済的支援として、保育料の負担の軽減と世帯の負担能力に変化が生じた場合の保育料の減免制度の整備を求める問題です。

経済の好転が困難な中、給与の削減、労働時間の短縮など所得が減少し、生活にさまざまな

問題が引き起こされています。保育問題では、保育料の滞納問題もあります。これらの状況を考えると、必要な対策を打つことが求められていると考えます。

市の次世代育成支援対策行動計画の中には、経済的支援策として保育料負担軽減策事業が掲げられています。市長も議会での答弁で、子育て支援の取り組む課題として保育料の軽減に努めていく考えを述べられています。

保育料の減免規則がありますが、経済的な理由は示されていません。ただ、「市長が必要と認める理由が生じたとき」と書かれているだけで、具体的ではありません。他の制度との整合性からも、国の通達、通知での立場での運用の具体化や、規則に経済的事由の点も明らかにしていくように改善が求められています。考えをお聞かせください。

次に、入札制度の改善の必要性と方向について質問します。

公共事業をめぐる全国的に低価格受注競争が激대화し、ダンピング受注が問題になってきていました。このような影響や公共事業の減少の中、建設業は01年から08年の7年間で、全国で8万弱が倒産や廃業で減少しているという報告も伝えられています。ダンピング受注は、最終的には現場労働者の賃金、労働条件を際限なく切り下げることになり、欠陥構造物づくりにつながりかねない問題も指摘されています。

これらの問題について、国会や地方議会、建設労働組合の改善要求に、国土交通省は入札制度の改善を自治体に要請しました。この中では、予定価格の不当な切り下げの中止、低価格入札の防止、中小企業支援、条件つき入札制度などが指摘をされ、自治体としても入札契約制度の改善を進めていく上で重要な内容が含まれていることから、これらを活用して改善に取り組んでいくことが求められています。

また、「最低制限価格及び低入札調査基準価

格制度の適切な活用について」という要請も行われています。また、低入札やダンピング防止のために入札制度の改善は緊急を要しますが、それだけでは根本的な解決にはならないと考えます。

この解決のステップとして全国で初めて、市発注の公共事業や業務委託に携わる労働者の低賃金水準を確保する公契約条例が、市長提案で野田市で全会一致で成立をしました。制定の意義として、労働者の低賃金、労働条件の改善は、それだけではなく公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながっていると期待が高まっています。

そこで伺いますが、1つは、要請を受けて、試行要領で根本的な解決が図れるのか。不正防止策や透明性、競争性、客観性など、入札制度の目的を達成していくためにも価格情報の公開などが必要と考えますが、見解をお聞かせください。

2番目は、地元業者の生活と営業を守り、雇用の安定と促進を進める取り組みについてどのような取り組みになっているのか、お聞かせください。

また、落札率の特徴と労務単価の動向と実態調査はどうだったのか、お聞かせください。

議会で公契約条例制定推進の陳情を採択していますが、どのように受けとめていらっしゃるのか、お聞かせください。

また、函館市や国分寺市は公契約の視点を取り入れた取り組みを進めている、そのような取り組みが行われていますが、生かす点や方向について伺います。

次に、経済的な貧困から教育の格差をなくす対策について質問します。

先ほど次世代育成支援行動計画を取り上げましたが、この根拠となる推進法の目的は、「次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的とする」

となっています。この法に照らしても、百年に一度と言われる経済危機にこうして子供の貧困の克服のために施策を講ずることが求められています。

先ほど保育行政で減免や保育料軽減問題を取り上げましたが、学校教育においても、教材費が高過ぎる、親のリストラ等で退学に追い込まれたり、また授業料が払えない問題など、地域には子供の貧困についての要求が多数あります。

教育は、すべての子供たちの人格的成長のために存在しています。貧困についての困難を抱える子供たちを支援することが、今まで以上に力を入れる責任が政治に求められていると考えます。これらの問題は、さきの総選挙でも教育費の無償化という大きな争点になりました。

そこで、以下の点について伺います。

1つは、学費を払えず、高校卒業、入学ができない若者を1人も出さない取り組みが必要と考えます。現状の対策で十分であるとお考えなのか、お聞かせください。県下の自治体でもさまざまな取り組みがあり、全国的にも入学助成制度等の取り組みがあります。

2点目は、小・中学生のためには就学援助制度があります。実態から見ても、市独自の上乗せや補助項目をふやすなど対策が必要と考えますが、どのような見解なのか、お聞かせください。

最後に、保健・福祉・医療の連携システムの構築の推進の必要性について、今回は基本的な点について伺います。

第4期高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画がスタートしました。そんな中、全国的にも保健・医療・福祉の連携と予防・健康づくりの実践が進み、高齢期を安心して迎え、幸せで自分なりの暮らしを全うすることができる制度や政策が整い始めている地域もあります。

垂水市においても、健康づくりや予防活動などが始まっていますが、やはり保健・福祉・医

療が連携して取り組むことが、命と健康を守るためにも必要と考えます。全国的な取り組みからも裏づけている内容です。

福祉の充実、健康管理の重視、病気の早期発見・早期治療、住民本意の在宅ケア、介護予防対策などの充実など進めることによって、病人を減らし、また軽いうちに回復させ、医療費等の削減、介護・国保財政の安定的な運営など、先進的な経験がこの問題を私たちに教えているというふうに思います。

この問題は、中・長期にわたっての抜本的な、またかつ本格的な取り組みが求められている時に来ていると思いますが、見解をお聞かせください。

これで、最初の質問を終わります。

○財政課長（三浦敬志） 財政改革の到達から今後の財政運営の方向について、お答えいたします。

まず、財政改革の現段階での評価と課題ですが、現行の財政改革プログラムは、三位一体改革による地方交付税の大幅な削減等により、平成16年当時危機的な状況であった本市財政の破綻を回避し、本市の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築するため、平成16年10月に策定されたものです。この間、歳入においては使用料・手数料の見直しや有料広告掲載事業等の自主財源確保、歳出においては職員数の削減や特別職及び職員給料の一部カットによる人件費の削減、市債発行の抑制による公債費の削減など、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しを市民や議会の御協力のもと進めてきたところでございます。

財政改革プログラムには、「単年度の財源不足を生じない財政構造の構築」と「市債発行を抑制し、中・長期的に市債残高の抑制を図る」の大きく2つの財政改革の目標がございます。

現段階での評価といたしましては、基金繰り入れに頼らずに編成した平成21年度当初予算の

編成状況や、平成16年度から4年間で19億円削減した市債残高、平成17年度から2億円超ふえた財政調整基金の積立額から見ると、ほぼ目標額に近い実績が得られているのではないかと考えております。

それに対しまして、経常収支比率や将来負担比率は依然として県内他市町村より高い水準にあることから、引き続き、人件費などの義務的経費削減の取り組みと市債の新規発行抑制はもちろんのこと、その他将来負担比率に影響を与える債務保証、損失補償等についても今後、対策を講じる必要があるものと考えているところでございます。

次に、来年度予算編成の視点として環境・福祉・教育型財政への方向をどのように具体化されていく考えか。投資的経費や義務的経費、補助費及び物件費をどのように検討されていく考えかについてでございますが、環境・福祉・教育は当然これから力を入れていくべき分野であると認識しておりますので、各種環境対策に係る経費や各福祉関連予算、小学校校舎の耐震補強、統合中学校大規模改造などの教育予算につきましては、平成22年度予算においても必要なものは所要の措置を講じていく予定でございます。

また、投資的経費や義務的経費、補助費及び物件費につきましては、次の5年間の財政計画においても引き続き、投資的経費の抑制による市債の新規発行制限や職員削減などによる人件費の削減、各種補助制度の見直し、コスト意識の徹底による物件費の削減などに取り組んでいく予定です。

なお、本市においては今後、人口減による市税収入の減や地方交付税の大幅な減額などが想定されます。さらに、民主党政権においては、平成22年度予算の概算要求について事業仕分けを実施し、これまでの予算の大幅な修正を進めておりますが、今後、地方交付税の抜本的な見

直し、一括交付金の創設及び暫定税率の廃止なども検討されるとされており、従来 of 予算編成の仕組みや予算の骨格も大きく変わり、地方財政への影響も避けられないものと予想されます。そのようなことから、弾力的で持続可能な財政構造の構築に向け、これからも一層の財政改革が必要であると認識しております。

以上でございます。

○市民課長（葛迫隆博）国保の一部負担金の減免制度に関する御質問ですが、現在の一部負担金に対する減免措置としましては、災害に伴う減免基準について平成18年3月に要領を定めていることは御案内のとおりです。

また、負担金に関連しましては、限度額適用認定証の発行を初め、高額医療費負担制度による、所得に応じて自己負担が軽減される制度を設けており、さらには高額医療費貸し付けを制度化しているなど、多くの被保険者に利用されております。

そこで、御質問でありました、諸般の事情により医療機関の窓口で支払いが困難な方々に対する支援措置につきましては、現在のところ制度化しておりません。国民健康保険第44条に規定されている「特別な理由がある被保険者」について、制度化に向け検討すべき課題であると思っておりますが、国保財政運営の検証並びに納税者の方々の御理解を基本としまして慎重に進める必要がございます。

と申しますのは、窓口負担軽減の猶予措置を実施するとした場合、その軽減分はすべて一般財源、すなわち国保税にはね返ることとなります。特定の方の3割負担以外の7割、これは保険給付として国庫負担金と国保税で賄っており、税の公平感等により被保険者全体の合意が必要と考えます。

しかしながら、このような中、昨年7月10日に厚生労働省が都道府県に対し、国民健康保険における一部負担金の適切な運用に係るモデル

事業の実施を求める通知をいたしております。医療機関における未収金問題では、悪質滞納と生活困窮が主要な発生原因であると考えられており、このモデル事業では、一部負担金減免制度の適切な運用と、医療機関、国保、生活保護の連携による対応等も含まれているようであります。

なお、厚生労働省の通知によりますと、このモデル事業を検証の上、平成22年度中には全市町村において適切な運用が行われるような一定の基準を示す予定であるということがございますので、制度化していない本市を初め、全国の市町村でその基準により検討することとなります。

次に、医療保障の整備検討の方向性についてお答えいたします。

制度施行以来70年余りにわたり、国民皆保険体制の中核を担ってきております国民健康保険は、地域医療の確保に貢献してきているところであります。しかしながら、高齢者や低所得者の増加、そして医療費の増大に歯どめがかからないなど、国保制度が抱える課題が多いため、毎年の赤字対策に追われているのが実情であります。

国保財政対策として、高額医療共事業、保険基盤安定制度、財政安定化支援事業等の国保財政基盤強化に対する諸施策を継続するとともに、なお一層の拡充・強化は必要であります。

そこで、今後の制度改革等について情報収集することが重要であります。全国市長会を通じ、現行の保険料軽減措置を継続し、財源は国が全額負担すること等について厚生労働省に要望いただいているところであります。

国保担当課としましても、さまざまな角度から十分な検討を要することとなりますが、その1つに、まず国保財政運営の推移をしっかりと見きわめまして、その上で収支のバランスについても検証する必要があるとございます。

御承知のとおり、昨年の国保会計の決算状況でも、単年度収支では4,500万円ほどの赤字という状況であり、前年度繰越金を充てて運営しているのが現実でございます。基金も20年度決算では8,600万円であり、一月分の医療給付費にも満たない額となっております。他の自治体では依然として一般会計から国保特別会計への多額の繰り入れを余儀なくされているところもあり、そのことが市町村財政逼迫の要因ともなっているようです。

本市では、法定内繰り入れで何とかしのいでおりますが、前年度繰越金と基金繰り入れで収支のバランスをどうにか保っているような状況であります。結果として、基金積立額に不安を抱えているのが実情で、大きな課題となっております。また、加入されている方々の年齢構成や所得状況別世帯数、医療給付費の因果関係なども分析する必要があります。現在、第44条に関するアンケートを県内18市に依頼している最中ですが、これらを集約の上、近日中に、実施されている自治体に協議したいと考えております。

さらに、先ほど申しましたモデル事業の検証を踏まえるとともに、国からの特別調整交付金ほか、国庫負担金の推移を見きわめ、財源問題を整理するとともに、相互扶助という国保制度の観点から、納税者の方々の理解を得られる説明責任を果たせるかなどを総合的に勘案することが重要となります。

以上申しました課題を整理し、関係機関及び市長との協議を進め、制度化に問題がないとなれば、実施に向けて国保運営協議会に諮問することとなります。

以上でございます。

○市長（水迫順一）持留議員の保育行政について、産後休暇及び育児休業期間中の継続入所へ柔軟な対応をという問いにお答えをしたいと思います。

保育園の継続入所につきましては、これまでも何回となく要望が出されました。また、11月20日の日に417名の署名を添えられまして再度の申し入れがございました。

子育て支援体制の充実の一環として、平成22年度から新たに実施するよう検討を行っている状況でございます。詳細につきましては決まり次第お知らせをしたい、そのように思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の保育行政について、経済的支援策として、保育料の軽減、保育料の減免制度の整備についてお答えいたします。

保育料の決定につきましては、垂水市保育費用徴収規則第3条の別表保育所徴収基準額表により決定するものとしており、この保育料徴収基準額の表は、A階層からD7の階層の10階層に区分され、それぞれ徴収金額が規定されております。

本市での徴収金額の設定は、国の徴収基準額より、各階層区分によりますが、600円から1万8,000円ほど低目に設定し、運用しておる状況でございます。また、児童の属する世帯が母子世帯と在宅障害児のいる世帯及び生活保護法に定める要保護者など、特に困窮していると市長が認めた世帯で、B階層、C階層に設定された場合は、それぞれの徴収基準額により減額を行っております。

保育料の減免についてでございますが、同規則第8条で保育料の減免を規定していますが、これまで、収入が生活保護基準に近い世帯につきましては減免の申請ができない状況にございましたが、本年6月に一部改正されました市税減免の基準に関する規則に準じ、生活困窮者と生活保護者の均衡を図るとともに、明確な基準を設定して対応しているところでございます。

以上でございます。

○財政課長（三浦敬志） 入札制度改善の必要性と方向についてのお尋ねにお答えいたします。

その中の低入札やダンピング防止策等の対策はありますが、昨今の入札制度を取り巻く環境は、経済情勢などの変化から、入札制度の動向も常に変化している状況にあります。本市では、そうした動向や状況を的確に把握した上で、今回、垂水市建設工事最低制限価格制度試行要領を定めました。最低制限価格は、予定価格の10分の7から10分の9までの範囲としております。この価格の設定で低入札やダンピング防止の一対策となると考えております。入札制度については、常に改善、検討を加えていかなければならないものと承知いたしております。

価格情報の公開であります。予定価格につきましては、既に御存じのとおり、各入札案件ごとに公表いたしておりますし、入札結果につきましても「建設新聞」等で公表されているところでございます。

地元業者の生活と営業を守り、雇用の安定と促進を進める取り組みの状況と方向性についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、取り組みであります。御存じのとおり、平成21年度中小企業者に関する国等の契約の方針が6月12日閣議決定され、中小企業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注機会の増大の措置を講じようとしております。

その措置といたしましては、地域の中小企業者の適切な評価等と積極的な活用に努めること、可能な限り分離・分割して発注を行うように努めること、可能な限り前倒し発注に努めるものとする、適正価格での契約等の推進に当たり、低入札価格調査制度の適切な運用を図るとともに、最低制限価格等の見直しを促進するものとするなど、その他、多岐にわたっております。

本市におきましても、今申し上げましたようなことを重点的にそれぞれの担当課が十分に検討、調査を加えた上で、事業の執行に当たって

いるところであります。また、財政課におきましては、契約事務の際に建設業退職金共済制度への加入促進をお願いするとともに、掛金収納書の提出をお願いし、確認を行っているところであります。

次に、落札率であります。今年度の一般会計における12月1日までの工事入札の落札率、予定価格に対する契約金額の割合になりますが、93.01%、最低制限価格制度試行実施を境にその割合を振り分けると、4月から8月までが89.41%、9月以降が94.55%になるようであります。その差が5.14%の上昇になります。

労務単価の動向と実態の調査であります。正式な調査は行っておりませんが、契約時に伺った際のお話では、それぞれ受注した工事案件による資材等の所有分の使用やリース機械等の借上げ期日の短期化など、企業の努力に負うところも多く、確実に幾ら労務単価の上昇に振り分けられるところまでは試算が難しいようであります。ただ、建設業退職金共済制度の掛金上昇に対する反映は見受けられるところであります。

公契約条例についてであります。地方公共団体の工事等の発注が激減していく中、一方では、低価格受注競争が激化する等の問題によって、業務に従事する労働者や下請の事業者へのしわ寄せがされ、労働者の賃金の低下を招くような状況が生まれている中、このような状況を改善し、公平かつ適正な入札を通じて、豊かな地域社会の実現と労働者の適正な労働条件が確保されるような条例制定は、公契約の社会的な価値を向上させ、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会を実現することに大きく貢献するものであると考えます。

函館市や国分寺市の取り組みをいかに生かすかではありますが、公共事業の実施に当たっては、地元業者、地元資材を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図ることや、公契約やさま

ざまな調達手続において公正性、透明性及び競争性を発揮して、地域社会や地域経済の向上に寄与する機能と役割を求めるものとする等、本市職員においても事業の実施に当たって常に念頭に置いて取り組んでいかなければならないことを、両市ともいい形で具現化しており、マニュアルとしての活用を引き出せるものであると考えます。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の御質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおり、鹿屋市では小学生の緊急募集をしており、ホームページにも掲載されております。霧島市は、奨学資金貸与の願い出の特例として、世帯の経済状況が急変したことを証明する書類を提出することとなっております。

本市の奨学資金条例では、高等学校以上の学校に在学し、品行方正、学術または技能優秀、身体強健で学資の支弁が困難と認められる本市在住者の子弟となっております。また、奨学資金の貸与は学校在学期間中としており、奨学資金の貸与を受けようとする者は教育委員会に申し出ることであります。

本市の取り扱いでは、1月に市報などで広報し、3月までに関係書類を提出することとしてあります。経済的な事情で年度途中どうしても貸与が必要とき、申し出があれば臨時の選考委員会を開くことができます。

なお、本市の奨学金制度の貸与者は現在49名でございます。その中で、平成21年度の新規貸与者は17名となっております。

次に、就学援助制度についての御質問ですが、本市の就学援助制度は、要保護、準要保護児童生徒に対する就学援助費補助金、就学前児童につきましては、幼稚園就園児童の保護者への就園奨励補助金の制度がございます。

就学援助費では、学用品費、修学旅行費、校

外学習、学校給食費、医療費が含まれております。準要保護児童生徒の認定者率は、平成20年度の14.6%から平成21年度は15.8%と増加傾向にあります。年度途中において学校長を通して申請の例もございます。

佐賀市などの独自の制度の制定については、本市では現在のところ考えてはおりません。しかし、早急な対応としまして、本市のこれらの制度について対象者への周知の方法の工夫を図りまして、制度の活用推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 6番目の保健・福祉・医療連携システムについてお答えいたします。

市民が住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けるためには、一人一人が命の大切さ、自分や家族や地域を大切にしながら、地域に目を向け、地域を支え、生きがいを見つけるために、地域づくりや仲間づくりを通して社会参加するなど、支え合う地域のきずなという意識を持つことがこれから一番必要なことであると考えます。

また、本市が迎える超高齢者社会にとっては、年を重ねても家で住み続けることができる、また、寝たきりになっても家で過ごすことができるための地域コミュニティの新たな構築も最も必要になってくると考えております。今までの施策は施設重視型で、家庭や地域の中で困り事が起こると施設や病院という意識が、本人や家族、地域の中にもありました。しかし、今後は、在宅で長く過ごす、このことを支えるための在宅医療の積極的な推進や施設など、多くの市民から望まれてくると思われます。

これらのことを的確に対応するためには、行政や関係機関におきましても、今以上横断的なつながりが必要となってくると考えております。住まいや交通、経済、環境問題など、地域での

生活を困難にしているさまざまな問題を共有し、連携を取り合って取り組んでいくことが問題解決に最も必要な要素であり、このことが結果的には医療費や介護給付費の削減にもつながっていくものと思っております。

垂水市民一人一人がだれでも住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けられるという思いを共有することから、保健・福祉・医療連携システム、いわゆる地域包括システムの構築は始まり、地域の循環型社会にも一翼を担い、市民生活を支えるものとなると考えております。

行政がこれから担わなくてはならないさまざまな問題もございます。私どもの中でも共通の認識としてとらえております。これらのことに一層の御理解と協力を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 それでは、一問一答方式で行っていききたいと思います。順序が若干変わるかもしれませんが、それは御了承いただきたいと思っております。

最後の医療・保健システムの問題については、基本的なことをお聞きしたいということでありましたので、ぜひ、言われたようなことについて取り組んでいただきたいと思っております。大事なのはやっぱり病院との関係づくり、それから先ほど言われた横断的な庁舎内での取り組み、なおかつ、やっぱりセンターをしっかりとつくっていくというそういう取り組みの中で、医療・保健・福祉のシステムをぜひつくり上げていっていただきたいと思っております。

本市では、長野県で頑張っていらっしゃる先生もいらっしゃいます。そこではもう非常に先進的な取り組みがあります。やっぱりこういう人材を生かしていくということも必要だろうし、またその取り組みも生かしていくことが重要だと思いますので、ぜひこれは市長も含めて、委員会でも医療費の削減、このことが大きな課題

だと、そのためにはやっぱりシステムづくりをどうつくっていくかが大きな課題なんだと言われていましたので、ぜひそういう中・長期的な立場で、この問題についてはぜひ取り組んでいただきたいと思います。これはもう要望だけしておきたいと思います。

まず最初、財政改革の問題ですけれども、先ほど言われたとおり、基本的には力を入れていくんだと、環境・福祉教育に力を入れていくんだということでの認識は一致できたと思えます。

そういう中で問題は、今こういう状況の中で、先ほど公共事業の問題もありましたけれども、地域内でやっぱり再投資をしていく考え方、地域内でお金を回していくという中での考え方、このことはやっぱり、例えばさきの9月議会でも言いましたけれども、橋梁なんかの計画的な補修・改修、維持補修等で仕事をしっかりつくって、地元で地元の業者に仕事をつくっていくというような取り組みの視点と、もう1つは、やっぱり暮らしの安定をどう図っていくかという対策が必要だと思えますよ。

そのためには、やっぱり基本的な考え方として、私は最終的に財政改革の最後の議論の問題というのは、最後に問題として考えなきゃいけないのは、義務的経費をどうするかということ、これは最後の議論だと思えますよ。

先ほど課長の話によると、人件費の抑制、もしくはそういう部分も含めて考えなきゃならないと言われましたけれども、冒頭、本議会の中でも職員の人件費の問題も出まして、相当額がやっぱり削られていくという問題も出ましたが、一方でやっぱり福祉との関係でそういうお金もふえてくるという、そうしますと経常収支というのはなかなか改善というのは単純じゃないと。

しかし、一番、方法としたら人件費を削るのが単純だと、簡単に経常収支を改善していくためにはいいということですが、しかし、

地元の経済の安定、暮らしの安定を図っていくためには、やっぱり最後に義務的経費をどうするかということの中で考えていかなきゃならないと思うんですが、当然そのプロセスの中には義務的経費、物件費、補助費等も考えていかなきゃならないと思うんですが、私は最初から義務的経費じゃないと思うんですが、その点での市長、この点について市長の考え方をお聞かせください。

○市長（水迫順一） 議員がおっしゃるとおりだと思えますね。まず、景気がこれだけ落ち込んでおりますので、景気を回復すること、そのことにも注目をしていかなければいけませんし、全体的にやはり生活が成り立つというのは、仕事があって生活費が確保できるということが根本にありますから、全体を考えた中でやらなければいけない。

だけど、やはり財政自体が破綻を期するような財政であってははいけませんから、そのほかのいろんな努力をやはり人件費もひっくるめた考え方を外すことはできないと、そのように思えます。

○持留良一議員 基本はそうだろうと思えます。そういう意味では、義務的経費を最終的な議論としてやっていくという点については変わりないというふうに思えます。その点は確認できたらだろうと思えます。

次に、国保の問題に移っていきますけれども、この国保の問題は、先ほど言われたとおり、確かに自治体の財政問題もあろうかと思えます。しかし、問題は、今回国がこのことを認めたというのは、認めたというか、やろうとなった大きな原因は、例えば経済的理由で受診がおくられて、1年間に昨年度も31人の方々が亡くなっている。その大きな理由として生活困窮という問題が生じた。何とかしてこれを対策をとらなきゃならないということで、今まで大きな問題としては一部負担金の問題があったわけですが

れども、問題は、今回国がいろいろな点で明確に出してきましたよね、中身を。例えば生活困窮の位置づけの問題、これはいわゆる生活保護基準を1つの目安としていくんだという問題も出てまいりました。そして、何よりやっぱり生活困窮が大きな原因なんだと、そのことで病院の未収金の問題も生じてくる、税の問題も生じてくる等々があったと思うんですよ。

そういう意味では、やっぱりこのことの大事な点は、国がこういう方向を打ち出した中で、それぞれ自治体がそれに見合った形で改善を図っていくという姿勢、取り組みが重要だと思うんですよ。そのことによって、やはり国自体が地方もこのことを制度として認めているんだと、自治体も頑張っているんだという中で、やっぱりこの取り組みのもっと早期実現、そして国の2分の1の負担という方針ですけれども、それを全面的に国がやっぱり認めさせていくというようなこういう観点に立ったときには、やっぱり早急にこの問題での生活困窮という位置づけを、本市の中でも明確にしていくことが大事だと思うんですが、市長、この点についてはどうでしょうか。

○市長（水迫順一） 医療の助成制度につきましては市のほうでも、議員もおっしゃったように乳幼児医療、中学生までの、月額3,000円の負担はありますが、それ以上は無料ということやら、それからまたひとり親家庭医療の助成とか、こういうものは独自にやっておるわけでございますね。

そして、市民課長が詳しく説明しましたとおり、国保によります負担金の減免については、モデル事業の実証によります検討をすべきと考えますが、全国市長会でも再三要望しているのが、国における財政支援となっておりますので、交付税なのか、交付金なのかを見分けることが重要であるというふうに思っております。

いずれにしましても、モデル事業の実証を待

ってからということではなく、検討項目や課題項目等の整理につきましては、できるものから行うようにしたいと考えているところです。

○持留良一議員 ぜひこの問題については、この制度が早急にできていけばというケースもあるわけなんです。制度が実際あるのに、それが實際上運用されていない。前もこの問題を取り上げたとき、沖縄の問題を取り上げました。国保運営協議会がこれは法律に違反しているということで、早急に改善を図れということも言ったわけなんです。そういう意味では、これは命との関係にも重要な問題を提起していますので、早急に具体的な取り組み、方向というのをぜひしていただきたいと思います。この点については、そういう立場に立ってぜひ検討していただけるかどうか、再度確認をいたします。

○市長（水迫順一） 検討はしていくと、先ほど申しましたとおりでございます。

○持留良一議員 検討というのは、改善も含めた検討なんですか。

○市長（水迫順一） 先ほどから申し上げるように、検討項目、課題等の整理についてできるものからやっていくと。

○持留良一議員 次は、保育行政について伺います。

先ほど1番目については市長が大変前向きな回答をいただいたと思います。これは、保護者の方々にとっても大変ありがたいクリスマスプレゼントになるのじゃないかなというふうに認識をしています。ぜひ要望に出された形で柔軟に対応していただいて、このことによって私は垂水が新たなやっぱり地域の方々の子育てづくり、なおかつ安心して働ける、そういうのをつくっていく1つの大きな力になると思います。そういう意味では、市長の決意の英断には心から敬意を表したいと思っておりますし、ぜひ要望ができれば全面的にかなえられるよう、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。

保育料の問題についてですが、先ほど言われたケースの中で、例えば世帯で御主人もしくは奥さんも含めてですけれども、収入が減ったと、この場合の対応はどうなんでしょうか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）今、御質問の件についてお答えいたします。

私どもそういう申請がありました場合は、市民税の本年5月29日出されました一部改正の内容について減免を行っていくという形をとっております。

以上でございます。

○持留良一議員 国の通達のほうではこれについては見解がなかったんですけれども、平成7年にそういうケースが出た場合には階層を軽いほうに変えていいですよと、これは市長の決断でできるんですよという通知も出されているわけですね。なおかつ、うちの保育料のところにはそういう経済的な文言はないと、明確にないという中で、先ほど言ったケースについてはどうなのかということだったんですけれども、ちょっと私自身が十分認識できていないのかもしれないけれども、そういうケースについては階層を引き上げて、例えばリストラ、合理化された場合、給料が減った場合というのは、きちっと対応できるんですね。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）平成7年出されました保育料の費用徴収制度の取り扱いにつきましては、今行っております減免制度、市民税等の対応で十分だろうというふうに私ども考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 私は保育料のこの規約のところの見直しが必要だと思うんですけれども、そういう部分をしっかりとこの中に明記することが必要だと思うんですが、市長、この問題は市長が認めればそういうこともきちっとできると、平成7年、国の通知もあるんですけれども、今、現状の中、そういう文言、経済的

な理由ということも含めて、きちっとこの中に明記する必要があると考えますが、市長はどうでしょうか。

○市長（水迫順一）今のところ、そこまでは考えておりません。ただ、本当に百年に一度という経済状況、こういう状況が続いておりますので、今後どうすべきかということは検討していかんといかんと思います。

○持留良一議員 ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それでは、入札の問題について移ります。

議長にお願いしたいんですが、資料の配付を許可していただきたいと思います。

○議長（川尻達志） はい。

○持留良一議員 手元に資料が届いていると思うんですが、私は、今回入札の問題では、入札制度の改善の必要性と方向についてということ先ほど言いましたけれども、これは1つ問題を見る提起として今回資料として出させていただきました。2004年から2009年度までの労務単価の変化です。これだけ5年近い間に労働者の賃金が、労務単価が下がってきているということなんですけれども、このことを頭に入れておいていただいて、私は入札制度の問題で1つは、やはり現状の中でも、今回、試行錯誤的な中身という形で取り組みがスタートをして、非常にまた一歩前進ではないかなというふうには思うんです。生活を守る、また地域の業者の皆さんの営業を守っていくという点では非常に重要な点だろうと思います。そういう意味では、低入札、ダンピング防止の対策が打てるのじゃないかなというふうに思います。

ところが、この問題でもやっぱりいろいろな問題を含んでいると思うんですね。私のところにも投書が来ました。それが正しいかどうかは私にもわかりません。しかし、そういう問題を防止する意味でも、やっぱり私がここで提起した価格情報の公開というのを私は改めて、競争

性、透明性、公平性、客観性というのを持たせる意味では、今、試行段階ですから、改めてそういうことも思い切って提案できるのじゃないかなと思います。

市長なんかが行かれた福岡県の大木町なんですけれども、ここではもう入札の最低制限価格も公表しているんです、試行段階ですけれどもね、こういう形で取り組みもスタートしています。

もう1つは、やっぱりこの点で大事なのは、こういう問題が起きたときにどう対応するかという点では、以前、私たち議会としても市長に対して進言をしたんですが、入札監視制度、こういう問題も必要じゃないかというふうに思うんですが、これはあくまでも今の試行段階ということを踏まえて、思い切った試行ということも必要なのではないかなというふうに思います。

もう1つは、やはり入札制度をどう改善していくかということが重要だというふうに思うんですが、国がこの間、前に提起をしているんですけれども、ことしの4月でしたかね、4月に改善等についての国土交通省の通知がされているんですけれども、その中でも、総合評価方式の問題だとかいろんなことを改善に努めなさいということもされています。また、体制がとれないところについては、それなりの対応もするよというふうな提案をされているんですけれども、この入札制度の改善の方向、先ほどその前提として公契約の問題もあるかと思うんですが、その前として函館市と国分寺市の例を取り上げたんですけれども、この点について、もう時間がないんですけれども、具体的に公契約条例を進めていきたいとか、また、こういう国の通知の立場に立って入札制度を改善していくという点が必要だと思うんですが。

その点では、きのうも出ましたけれども、鹿大との包括契約がありますけれども、これらを含めて、外部からも力をもらって改善を図って

いくということがいよいよ、地域の業者さんや働く人たちの賃金、生活を守るために重要だと思うんですが、この点について、市長、そういう方向を持った改善、取り組みをしたいと、そういう考えはないのか、もしくは渡した資料も含めて、そのあたりの改善、決意についてお聞かせください。

○市長（水迫順一） 今現在、公共事業初め、仕事がどんどん減っていく中で、本当にどのような入札制度のあり方が必要なのかということは試行錯誤しておるわけでございます。

ですから、低入札防止、それからダンピング防止ということは今やっておるわけで、これは試行期間でございますから、この結果やら見て、それでもうまくいかないのか。最終的には電子入札問題も抱えております。ですから、こういうものを踏まえて、それでも足りない部分についてどうしていくかということは考えていきたい。（持留良一議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志） ここで、暫時休憩します。

次は、11時15分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時15分開議

○議長（川尻達志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 最後になりました。よろしくお願いをいたします。

年末年始、事故のない、事件のない明るい垂水市であってほしいと願って、質問をさせていただきます。

毎月20日の交通安全立哨について、私の集落では6人から8人の方が毎月立哨に参加をしております。そこで、私も参加をしておりますけれども、各地の立哨状況を先般視察のため巡回

をしてまいりました。南部地区です、市役所から新城麓までですね。

そこで、立哨者全員に帽子やたすきが渡り切っていないので、立哨者がどの方かを確認と、立哨者の安全確保のために今後、支給していただきたいと考えております。立哨者の方々は、交通安全を願い、また自分の時間をつくって立哨されているわけですから、その辺の気持ちを酌んでいただきましてそろえていただきたいと思えますけれども、市民サービス課長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、運動公園の整備についてをお尋ねいたします。

さきの9月議会で大隅定住自立圏の形成に関する協定書を鹿屋市と締結することが承認され、10月に締結をされました。その協定書の中で、スポーツ合宿、大会等の誘致開催によるスポーツ交流を促進し、遊休施設を利活用するため、地域スポーツ施設等のネットワークの構築と広報、PRを行い、スポーツを核とした交流人口の増加による地域経済の活性化を図るという取り組みの内容があります。

この取り組みでは、本市の役割として、鹿屋市が構築するスポーツ合宿及び体験型観光に関する情報システムを活用し、垂水中央運動公園等の区域内の特色ある施設等の利活用促進による交流人口の増加を図となっております。しかしながら、本市の運動公園の実情は、管理公社職員の皆さんの努力により整備されているものの、施設そのものが老朽化している箇所が多く、安全性に問題があるものも見受けられます。

例えば陸上競技場では、メインスタンドの老朽化、トラックのない部分は芝生と土の境目に段差があり、サッカーの試合で小学生がけがをしたとの声も聞いております。野球場に関しては、バックネットの老朽化、防球ネット、ナイター施設、フェンスのラバーが欲しい等の要望があるようであります。その他、体育館、テニ

スコートも改修を必要とする箇所があるのではないのでしょうか。

このような状況の中で、今後の利活用促進ができるとは思いません。根本的な問題として施設の整備、改修を行わないと、今後のスポーツ合宿、大会の誘致を拡大することはできないと考えております。まず、現在ある施設の改修、整備を行うのが先だと思えます。

また、第4次垂水市総合計画の中にもスポーツ・レクリエーション活動の推進が施策の方向として挙げられております。中央運動公園は市民の方も多くの方が利用されていますので、ぜひとも老朽化した箇所、改修要望のある箇所の整備を図っていただきたいと思えます。

また、情報システムを活用することになっておりますが、このシステムを活用することによって、利用者が本市より設備の整った鹿屋市などに合宿先を変更し、本市を利用する団体が減ってしまい、これまで合宿誘致に努力された商工観光課の職員の皆さんの努力が無駄になってしまうのではないかと危惧をいたしております。

そこで質問であります。陸上競技場及び野球場を含めた運動公園で整備すべき箇所はどれくらいあるのか。整備について利用者からの要望はどのくらいあるのか。また、今後の整備計画の予定をお尋ねをいたします。社会教育課長になろうかと思えます。

また、この協定を締結されることにより、情報システムでの活用で合宿などの利用が減ることはないのか、お尋ねいたします。

それから、スポーツ振興くじ助成金交付対象事業というのがあるようですが、その中身を検討されて利用の方法を考えられたことはないのかをお尋ねしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○市民相談サービス課長（島児典生）篠原議員の毎月20日交通安全立哨についてお答えいたします。

毎月20日の交通安全立哨は、振興会長さんを初め、市内全域で約230名以上の方に立哨の御協力をいただき、実施しております。また、20日は県の交通安全の日にもなっております。

毎月20日の立哨時には副市長と同伴して巡回しておりますが、多数の方が立哨されているところは、帽子もたすきもなく立っていらっしゃる方が多く見受けられます。今年も紛失や破損等により追加の申し出のあった振興会には、4月より、のぼり28本、ポール25本、帽子12個、たすき11個、腕章10個を差し上げております。今後は、市内全域の状況の把握と振興連理事会での協議を経て、検討してまいりたいと考えております。

○社会教育課長（橋口正徳） 中央運動公園の整備についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、中央運動公園の整備につきましては、私どもも整備の必要を痛感しているところでございます。御承知のとおり、中央運動公園内の施設は、キララドームを除き、ほとんどが昭和50年代に建設され、築後30年以上を経過した施設であり、老朽化が激しく、維持管理に大変苦勞している状況でございます。

このようなことから、平成19年度に垂水中央運動公園等施設整備検討会を設置し、平成20年度から29年度までの10年間の整備計画案を検討いたしました。内容につきましては、公園全体の各施設ごとの施設整備についての整備方針をまとめまして、優先順位等を検討いたしております。これらに基づき、平成20年度に策定されました第4次垂水市総合計画の長期計画に10年間の概算事業費を計上しました。しかし、大変厳しい財政状況のもと、計画は立てておりますが、なかなか計画どおりに進まないというのが現状でございます。

以上です。

○篠原静則議員 毎月20日の立哨については、いろいろとまた検討していただけるということ

でございますが、また、これについては、副市長を初め、係の皆さんが毎月20日早朝より巡回をされているわけですので、もう中身はちゃんと把握されていらっしゃると思います、副市長を中心にしてですね。もう検討よっか、さっさと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それからもう1つ、課長、立哨をされているのは大変ありがたいことではございますけれども、場所によっては固まって、立哨なのか、井戸端会議なのか、ちょっと逆に危険じゃなかろうかなというのも多々見受けられますので、なかなか一生懸命朝早くから立哨される方にもいろいろとお願いもいただきたいと思います。機会があれば何となく、気をつけてくださいと、できたら間隔をとって立哨していただいたらありがたいなと個人的には思っております。

それから、立てっぱなしののぼりがあるわけですが、あれも結構色がさめて、破れたのぼりがあるようですので、あの辺もちょっと逆に見苦しいような気が私はしましたので、そこら辺も検討していただきたいと思います。

それでは、公園の整備についてでございますけれども、スポーツ振興、サッカーくじですかね、助成金交付対象事業というのがあるようですが、そっちのほうの答弁がなかったようですが、それはそれとしていいとして、ちょっと私も利用することが大変いいんじゃないかと自分で勝手に思いましたので、ちょっと御案内したいと思っておりますけれども。

平成22年度スポーツ振興くじ助成金国庫対象事業の募集がなされているようでございまして、グラウンドの芝生化事業ということでちょっと調べてみましたけれども、市町村でやるのが、天然芝の新設で上限が6,000万円の助成があるようでございます、5分の4だそうでございますけれども。それから、改良で4分の3の助成事業で上限が4,000万円。

いろいろな関係者にお尋ねをしますというと、人工芝も結構ばかにならんと。当初投資はありますけれども、後の維持管理を考えればもう人工芝も本当に、加世田のほうで結構使っているそうですけれども、これでは新設が、上限が5分の4の4,800万円の助成があるそうでございます。それから改良のほうでは4分の3の、さっきののは5分の4でしたね、人工芝の改良の部分は4分の3で上限が4,000万円の助成があるそうでございますので、いろいろ検討をしていただきたいと思います。

それから、皆さんもテレビでごらんになった方もいらっしゃるかとは思いますが、私もたまたま外国人の方が芝植えの講習をなさるテレビがあったと思いますけれども、ポット苗方式というのでありまして、ティフトン芝と言うんですかね、そういうのをテレビで見ただけがありますけれども、ちょっとそれを説明といいますか、言ってみますと、校庭や土のグラウンドなどにポットの中で30日間ほど育てた芝、ティフトン芝と言うんだそうでございますが、田植えのように50センチ間隔で植えていく芝生化の手法だそうです。芝の苗は、ティフトン芝と言いまして、最も成長する6月から7月に植え込み、50センチ間隔で植えても2カ月ほどで間隔が詰まり、一面が緑の芝生になるそうでございます。ティフトン芝は成長が速く、日常管理では芝刈りは欠かせないが、逆にそれさえできれば合理的な芝生の植え方の1つであるというふうなことが書いてあります。

そういうことをひっくるめまして、スポーツ振興くじ助成金交付金対象事業、こういう特に今度中学校が統合されますので、廃校中学校におきましては実験的にでも、特に南中のあたりは運動、サッカーが盛んなところでございますが、南中でも試験的に植えて、またそういうことが、（「牛根は」と呼ぶ者あり）牛根は野球と陸上が盛んだと聞いておりますので、それも

いいことじゃなかろうかと思っております。

そういうことで、やっぱり取り組む姿勢が大事だと思うんですよね。やってみたり、こういう事業があるのに申請をしてみたり、やっぱり姿勢が大事だと思いますよ。何も取り組まなくて、やっせんかった、予算がないというんじゃなくて、やっぱりやる気があればすばらしい猿ヶ城のキャンプ場もできるわけですから、教育委員会もやる気があれば、市長部局も恐らく認めてあげると、財政課長が「うん、うん」とうなずいていらっしゃると思いますので、やっぱりやる気だと思いますので、その辺を含めて課長、考え方を教えていただきたいと思います。

○社会教育課長（橋口正徳） 先ほどのスポーツ振興宝くじの部分が答弁漏れで申しわけございませんでした。

実は、陸上競技場のフィールド内芝生化事業としまして、いわゆる総合計画の長期計画の中には、今御指摘のございました宝くじスポーツの事業に取り組むように計画には一応載せてございます。

それと、いわゆる陸上競技場の芝生化、垂水の場合は御承知のとおり降灰が非常にひどいということで、いわゆる段差が、この前、専門委員の方が来られて陸上競技場を見ていただいたんですが、芝生の内側は、もう外からしますと15センチぐらい盛り上がっていると。いわゆるもう降灰が目土状態になってどんどん盛り上がっていくというようなことで、これは野球場のほうも同じでございます。ですから、そこらあたりの事業に取り組む気持ちはございますが、先ほども申しましたように、なかなかそこあたりの、いわゆる計画には乗せてもなかなかそこあたりの部分のいわゆる予算のつきぐあいといいますか、厳しい部分があるのは実情でございます。

○篠原静則議員 垂水の場合、降灰があつて芝の場合はなかなか、畑も一緒なんですよ、牧草

をつくる時は、畑は土地が上がってきます。何でかという、降灰とか堆肥の散布だけではなくて、逆に土地が上がって、周辺は流れてしまうんですね、雨が降れば。だから、芝だけじゃなくて、牧草を植えている畑でもそういう状況はあります。そういうことを勘案すれば、人工芝、全面に人工芝を張ればトラックとの段差もなくなるわけですよ。

人工芝も近ごろすばらしいんだそうですね。昔、人工芝といいますと、野球なんか結構使っていましたけれども、野球場が。野球場の場合は、自然芝と土と人工芝と、昔はスパイクの剣の長さがありまして、スパイクをかえておったそうです。でも、今のサッカーなんかする人工芝はスパイクも自由、もうそのままいいんだそうですね、土で使ったスパイクでも、シューズですか。

そういうことで、どっちかという、後の管理を考えたら、私は人工芝のほうで取り組んでいただけないかなというような気持ちを持っております。いろいろまた検討をしていただきたいと思います。

それでは3回目ですけども、先ほど申し上げましたとおり、大隅定住自立圏の形成に関する協定書、これが締結され、鹿屋市との間で締結をされたわけですけども、その中の委員会のやりとりで、この事業では施設整備はできないわけです。そういう答弁もいただいております、別に答えをいただこうとは思っておりませんが、大隅定住自立圏形成に関する協定書によると、先ほど申し上げましたとおり、スポーツの合宿とかキャンプ、いろいろ大会を開くための誘致をするわけですよ。誘致をするための協定もあるわけですが、その中で委員会でのやりとりの中で、誘致はしなきゃいけない、でも、こういう状態じゃとても我が家では呼べるような状態じゃないというような答弁をいただいているわけですよ。

前に返りますけれども、こういうことを踏まえて職員会に投げかけてあるんだという答弁であったわけですけども、そこら辺を含めて、まだ10、11、12、まだ3カ月ですけども、投げかけてあれば、ある程度の検討された御答弁がいただけるんじゃないかと思うわけですけども、教育長、その辺をひとつお答えをよろしくお願いいたします。

それから、ちょっと角度を変えて、申しわけないんですけども、口頭で土木課長にもちょっと触れてありますので。

ゆうべ11時半ぐらいだったと思いますけれども、お茶を飲みながらテレビを見ておりましたら、大阪の梅田に8万人収容ぐらいのスタジアムをつくるんだというようなニュースをやっておりました。そして、ワールドカップを誘致するに当たって、やっぱり8万人ぐらい入るスタジアムでないとなかなかいけないというような国際的な取り決めがあるのかどうかはわかりませんが、そこらあたりで今、橋本知事もこれが実現すればすばらしいことだと、梅田のど真ん中ですから、あそこは、貨物駅の跡ですかね、梅田のそこにつくるんだというような話が持ち上がっているそうです。

国は国としてそういう計画がある、できる、できないは別といたしましてですが、垂水では、これは3月の産業委員会でのやりとりですけども、私、捨て場のほうで地元の農家の方が大変御迷惑を受けているものですから、委員会でいろいろやりとりもあったわけですけども、そういう中で林地開発でありまして、最終的には山にして返さんないかんだということの何か話もございました。

そして、市長のお考えのほうで、サッカーをするようなスペースはできないかと県のほうに頭を下げて行ってきますという答弁をいただいたわけですけども、また関係課と協議をするという答弁でございました。その関係課は恐ら

く土木課だと思しますので、ここら辺のことについてどういう協議がなされたのか、サッカーをするようなスペースはできないものか、そこら辺をお尋ねしまして、3回目の質問を終わります。

○教育長（肥後昌幸） 篠原議員の御質問にお答えします。

先ほど運動公園等の整備計画につきましては、社会教育課長のほうでお答えいたしましたけれども、答弁にありましたように、たくさんの改良すべき点があるわけで、これを年次的に、計画的に優先順位をつけてやっていこうというふうに考えております。

今のところ、いろんなスポーツの中で垂水市ではテニスが、非常に県内外からたくさんここを利用しているということでございますけれども、このテニス場は今のところ土のコートなんですね。ということで、恐らくテニスの関係の方々が、ここが芝生化されたら、人工芝生化ですかね、されたら非常にいいんだがというのはもう前から聞いておりまして、それを、これが8面ございます、これを年次契約でやっていこうということで計画は立てております。

22年度の予算で、できたらそのうちの3面分できて、しかし、1面これをするのに約1,000万円近くかかるというふうでございます、非常に大変な予算を伴うわけでございますけれども、財政ともいろいろ協議をしましてできることからやっていきたいと、そういうふうに取り組んでおります。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 土木課のほうで管理しております建設残土処分場に関しましてお答えいたします。

御案内のとおり、建設残土処分場につきましては、従前の保安林を解除いたしまして、しかるべき建設残土の処分を埋め立てる敷地として活用しているわけでございます、その背景と

いいですか、認可をいただいた裏づけというのは、御指摘のとおり、いわゆる最終的には自然に、いわゆる山に返していただくということで認可を受けているわけでございます。

御指摘のありました、いわゆるサッカー場への協議ということになされたかということでございますけれども、これにつきましては、申しわけございませんが、私も特にしかるべき協議をされたかの把握をちょっと手元でございますので、できることでありましたら、また後ほどの回答ということで、よろしければそういうふうをお願いするというところでございます。

○篠原静則議員 最後でありますので、要望あれこれ。

私、通告する前に1回運動公園を見に行きまして、ある程度チェックをしたわけですが、そしてまた、通告はしたけど、ひょっとしたら、思ったところが修理してあつかもしれんと思って、きのう議会帰りに夕方寄ってみたわけですよ。全然手が入れてなかったわけですが、これは通告をしたのが間違いじゃなかったかと再確認したわけですが、

そこで市長、1点だけ、これはもう決まりがあるからしょうがないことでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、夕方ずっとテニスコート、それから運動公園、確認のために夕方、議会帰りに寄ったわけですが、体育館に着いたのが5時半前でした。事務所は電気がまだついていて、職員の方がお仕事をなさっております。

そして、ひょっと体育館が音がするもんですから見てもたら、小学生、中学生の方がバレーをなさっております。外はもう暗いのに、体育館の中はなお暗いわけですよ。そういうところで、「何ごて電気をつけんとよ」と言えば、電気料の負担があるから少しでも我慢するんだと。そして体育館の職員の方の方に聞いたら、5時半ちょっと過ぎぐらいにはつけましたよと

いうことでしたけれども、5時半、本当にもう外も薄暗いです、中も外より大分暗かったです。

そういうことを考えますと、そういう負担金の照明とか使用料の規定があるわけですから何とも言えませんけれども、青少年育成が叫ばれる中、ここまで子供たちに無理をさせないといけなかなというような気持ちがいたしました。

きのうも市民館の使用料の件が出ておったようですけども、大人は自由にパチンコをしたり、飲んだり、ギャンブルしたり、競輪に行ったり、勝手に自分で金を使って、わずかな負担金はしたくない、その気持ちもありますけれども、子供たちの気持ちには私、ちょっと胸が痛い思いをしたもんですから、決まりは決まりと言われればそれまでですけども、ひとつ考えてみていただきたいような気持ちでありますので、一言お答えをお願いしたいと思います。

それから最後ですね、ひっくるめて要望ですけども、今回、先般関西垂水会がありましたけれども、私も参加させていただきまして、その前日だったんですか、市長を含めて、地元から参加した方々と向こうの役員の方々との懇談会がございました。その席で市長も耳にされていらっしやるとお思いますけれども、誘致合宿、プロの2軍でもというようなお話があったとお思いますけれども、そういうためにはどうしてもやっぱり先ほど申し上げました施設の整備が大事だと考えております。

そういう中で、池之上議員のお兄さんですか、阪神球団でまだお仕事をなさっていらっしやいます。そういう方の御協力をいただきながら、垂水のほうでキャンプ合宿をしていただくためには、どうしても野球場に関してはラバーが欲しいんだというようなお話が市長にもあったとお思いますけれども、そこら辺をひっくるめて運動公園の整備、それから先ほど申し上げました小学生、中学生の暗い体育館で練習したその辺

のお気持ちをひとつお聞きいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○市長（水迫順一）まず、2点質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

子供たちが夕方暗い中でやっていたと、これは私も初めて知ったんですけど、この辺の規定がどうなっておるのか早速調べてみたいと思います。夏と冬の時間差はかなりございますから、公がよくやることで、5時半と決めれば5時半が冬も夏も同じであったりすることがよくありますので、その辺、弾力を持たせていかなければいけないし。また、子供たちの育成という、議員のおっしゃったとおり、子供たちからも本当に、行財政改革の中で始めたはいいが、本当に子供たちも今からもまだ取らんといかんのかというものもひっくるめて、これは検討したいと思います。

それと、2点目ですね。実は、定住促進の自立圏構想の中でスポーツ合宿を呼ぼうということは、議員も今まで経緯もちょっと話されたとおなりなんですけど、これは何でそういう構想になったかということ、大隅全体で施設をいいものを持っておるのを寄せ合って関西の大学を中心に呼ぼうと、関西だけじゃなくていろんな大学を今後呼んでいこうと。そして、その効果を大隅にもたらそうということが大きな目的なんですかね。

そうすると、うちの場合は現在やっておるスポーツ合宿は、野球部の準硬式が毎年大体5チームから多いときには6チームぐらい。最初は、これはもう10年ちょっと前から始めておるんですけど、当初は3校でした、関西の大学が来るのが。これは始まりはそもそも、「さんふらわあ」の大阪航路を利用したら、上下の上り下りの運賃がうんと安くで学生に提供できると。だったら、四国あたりに行くよりもこっちに呼んで、暖かいところで合宿を十分やっていただくという発想から、「さんふらわあ」のほうと

の話し合いの中で始まったんです。

それで、うちも今では御案内のとおり、毎年関西の大学を営業に回らせております。そうすると、これは四国方面とか大分、宮崎もどんだんどんどんそういう営業を始めておるんですね。スポーツ合宿の争奪戦が始まっておるわけです。ですから、これはしっかりやらんといかんという思いで。

そうすると、大隅を面としてとらえて、野球だけじゃなくてテニスも、本当にいろんなスポーツを総合的に呼ぼうやと。鹿屋はこの施設がいいからこれを提供しましょう。垂水は運動場が、野球場がいいから野球場を提供しましょうと。それぞれ特徴のある提供できる施設を持ち合って、1つのパンフレットをつくって関西にやはり営業をしようということ今やっておるわけです。ですから、うちはその中でやはり野球場が大隅の中では一番いいわけですね。ですから、この野球場はいい施設なんですけど、ところが、老朽化も一部ございます。バックネットにしてもそうだし、ダッグアウトにしてもそうだし。

それと、何で準硬式かといいますと、準硬式でないと、硬式を呼んだときに飛び過ぎたり、そうすると周辺に危険を及ぼすと、それには周りにフェンスをせんといかん。それと、また野球場の中の壁のところはセメントですので、これにフェンスをまたせんといかんという問題を2つ抱えております。ですから、この2つをクリアすれば硬式を呼ぶことができる。そうすると、準硬式プラス硬式になりますと、かなりの野球場だけで多くの合宿を呼べるんじゃないか。

そうすると、今、議員おっしゃったように、関西では本当に池之上さんがいる間に、議員の兄さんですよ、がいらっしゃる間に阪神タイガースの2軍を呼べばいいじゃないかという話まで持ち上がったんですね。そうすると、これはできないことじゃないんです。

ですから、ただ、野球場のフェンスが800万円ぐらいかかります。それと、ネットが大体おおよそのくらいかかるんですね。ですから、1,800万円ぐらい。それと、一部を修復せんといかん。ですから、やはり2,000万円ぐらいはかかるのかなという思いです。ですけど、これはもうこのまましておけば、野球場をほかの野球場のほうがいいよと、スポーツ合宿も今では垂水がいいから大学生は垂水に来てくれておるけど、準硬式が。だけど、ほかへ取られるよという可能性もありますから、これはやはり年次的にやれる方法を早急に考えていかなければいけない。

だから、テニス場一つとっても何千万円かかります。運動場一つとっても何千万円かかるんですね。運動場のところも、前の高杉助役がスポーツ振興団のほうに移転されたときに訪ねていきました。そのときに、安くでできる方法、あるいは宝くじその他を使って張りかえる方法ありませんかということだったんですが、やはり市の負担金がかかり伴うんですね。ですから、それはちょっと今できないな。

それと、あそこはトラックは公認を受けておりましたので、公認を維持するためにまた何千万円かかるといことですので、公認の維持はとりあえずやめました。公認を維持しても1年間に1回しか使ってないんですよ、公認としての使い方は。けど、あそこの場合は、中学校がおっしゃるとおり統合しますから、中学校の利活用が、部活動を初め、あそこをうまく使わんといかんという問題がございます。ですから、芝生全面張りかえたほうが利用価値はかなりあるのはもうわかっておりますが、ただ、どれから順番を提案すべきかということになりますと、やはり野球場あたりをやらんといかんということになろうかと思いますが、財政が伴うことですので、いろんな検討をしていかなければいけない。あの施設が、野球場がいいだけに、早く修復もしていかなければいけ

ないということは事実だろうと思います。（篠原静則議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（川尻達志）以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（川尻達志）明10日から17日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、18日午前10時から開きます。

△散会

○議長（川尻達志）本日は、これにて散会します。

午前11時55分散会

平成 21 年 第 4 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 21 年 12 月 18 日

本会議第4号(12月18日)(金曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	(欠 員)
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	小 島 憲 男	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	深 港 涉
企 画 課 長	太 崎 勤	会 計 課 長	尾 迫 逸 郎
財 政 課 長	三 浦 敬 志	水 道 課 長	迫 田 義 明
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	森 下 利 行
市 民 課 長	葛 迫 隆 博	消 防 長	関 修 三 郎
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サー ビス 課 長	島 児 典 生	教 委 総 務 課 長	北 迫 睦 男
保 健 福 祉 課 長	城ノ下 剛	学 校 教 育 課 長	有 馬 勝 広
生 活 環 境 係 長	迫 田 裕 司	社 会 教 育 課 長	橋 口 正 徳
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	松 浦 俊 秀	書 記	篠 原 輝 義
		書 記	松 尾 智 信

平成21年12月18午前10時開議

△開 議

○議長（川尻達志）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△発言の申し出

○議長（川尻達志）ここで、土木課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○土木課長（深港 渉）おはようございます。

去る9日の一般質問の中で、篠原議員より建設残土処分場のサッカー場構想について、その協議結果等についてお尋ねする件がございましたけれども、資料が手元になかったことから、後ほどということではかるべき答弁をしておりませんでした。

本日、議長の許可をいただきましたので、おくれましたこととおわび申し上げ、お答えさせていただきます。

御案内のとおり、建設残土処分場はその計画敷地の大部分が保安林指定となっております、もとより、その解除及び林地開発につきましては、残土処分場を開設するための認可ではなく、谷部を造成して最終的に山林を構築する条件で認可されておるところでございます。

平成8年より造成が始まり、特に17年災害での大量の土砂搬入により造成された敷地、つまり平場が広大化することに伴い、その利活用の話題が多く聞こえるようになりまして、平成20年には認可元であります県林務水産課と山林構築以外への利用について協議を行っておりますが、その時点では、現認可以外への変更はできないとの結果が示されております。

しかしながら、認可された山林造成の中で、遊歩道などを伴った森林公園的な利活用は可能

との見解もあることから、御案内のとおり、本年3月議会の産業厚生委員会の中で市長より、サッカー場などの整備構想が提案されております。

御指摘のこの構想に係る協議につきましては、植栽面積の割合や排水・調整池設置などの観点から、認可された計画図の中では公認のとれるサッカー場などの面積の確保が困難であることや、現段階では平場の整備に着手していないことなどから、時期尚早と判断いたしまして、実務レベルでの具体的な協議は行っていないのが実情でございます。

以上でございます。

ありがとうございました。

△議案第105号～議案第111号、議案第112号～議案第119号、陳情第20号・陳情第21号一括上程

○議長（川尻達志）日程第1、議案第105号から日程第7、議案第111号まで及び日程第8、議案第112号から日程第15、議案第119号までの議案15件並びに日程第16、陳情第20号及び日程第17、陳情第21号の陳情2件を一括議題とします。件名の朗読を省略いたします。

議案第105号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第106号 垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例 案

議案第107号 垂水市猿ヶ城活性化施設条例 案

議案第108号 新たに生じた土地の確認について

議案第109号 字の区域変更について

議案第110号 垂水市道路線の廃止について

議案第111号 垂水市道路線の認定について

議案第112号 平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案

議案第113号 平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第114号 平成21年度垂水市交通災害共済特

別会計補正予算（第1号）案

議案第115号 平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第116号 平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案

議案第117号 平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案

議案第118号 平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

議案第119号 平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案

陳情第20号 「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情

陳情第21号 快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情について

○議長（川尻達志）ここで、各委員長の報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長北方貞明議員。

[産業厚生委員長北方貞明議員登壇]

○産業厚生委員長（北方貞明）皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る11月30日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、12月11日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第106号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例案、議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案、議案第110号垂水市道路線の廃止について及び議案第111号垂水市道路線の認定については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の所管費目については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号平成21年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第2号）案、議案第116号平成21年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第2号）案、議案第117号平成21年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計補正予算（第2号）案、議案第118号平成21年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案及び議案第119号平成21年度垂水市水道事業会計補正予算（第2号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第21号快適な生活環境を守るために養豚場の移転を要望する陳情については、結論を得るに至らず、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志）次に、総務文教委員長田平輝也議員。

[総務文教委員長田平輝也議員登壇]

○総務文教委員長（田平輝也）おはようございます。

去る11月30日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、12月14日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第105号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

議案第108号新たに生じた土地の確認について、議案第109号字の区域変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号平成21年度垂水市一般会計補正予算（第7号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号平成21年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案及び議案第114号平成21年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案

のとおり可決されました。

次に、陳情第20号「我が日本国において外国人参政権を容認するいかなる立法も法改正もしないこと」を要請する意見書を国会並びに関係行政庁に提出することを求める陳情については、結論を得るに至らず、閉会中の継続審議とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川尻達志） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川尻達志） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

議案第106号及び議案第107号について、反対の立場で討論をいたします。

議案第106号垂水市猿ヶ城溪谷森の駅たるみず条例案と議案第107号垂水市猿ヶ城活性化施設条例案について、2つの問題点を指摘し、現段階では賛成できない旨を述べて、反対の討論をいたします。

1点目は、1点目を問題にするのは、両条例案中の指定管理による管理の条項です。両条項とも、できる条項ですと決めているものでもありませんし、しないと規定するものでもありません。しかし、示された資料の管理運営方法についての説明では、資料がそろえば当初から指定管理すると受け取られる内容が記載されています。

さらに、「適切な管理運営方法の検証を含め、開設直後の管理は1年間をめどに直営で行うものとし、その後に指定管理の代行に移行する計画であります」と述べていますが、付託された委員会での説明では、来年の後半から指定管理

による管理へ向けて準備していくということも言われました。

両施設の目的を達成していくためには、行政が責任を持って運営していくというのが第一義的に果たさなきゃならない役割ではないでしょうか。私は民間委託をすべて否定する立場ではありません。しかし、本会議でも指摘したように、公の施設には法令、自治体の総合計画など行政計画といった政策的目的の実現という公共的使命があります。もちろん、施設運営に当たっては、管理経費を縮減するという財政的効率性も軽視できないのは確かな問題です。

御存じのとおり、指定管理制度には、経費の削減という効率性ととともに、施設ミッションの実現という目的があります。このようなことから、政府の選定基準の通知に住民平等利用の確保、施設効用の最大化、管理経費の縮減、管理を安定的に行う物的・人的能力の保有を挙げています。

本会議でも指摘したように、また一般質問等でも明らかになったように、両施設ミッションはそれぞれに目的や運営方法が違います。当然、選定基準も画一的ではなく異なってくるはずです。このような問題に十分な検討や対策がなかったため、指定管理者が運営から撤退したり、経営破綻で指定取り消しも起きてきています。

総務省の調査によると、指定取り消しは34施設に上っています。経営破綻等のリスクは、住民犠牲、事業の廃止・中断、財政負担や労働者の解雇等に転嫁されていきます。この大隅地域でもバンガロー、休養施設が一たん直営に戻され、運営されるという問題も起きています。このようなことから、しっかりと時間を置いて検証していくという方針を持つことが、行政の果たすべき責任ではないでしょうか。

しかし、今回の提案は、冒頭説明したように、当初から指定管理ありきの計画と言わざるを得ない問題点を含んでいます。

2点目は、選定基準にあるように、管理経費の節減から来る問題への対応が行政として責任が果たされていないということです。道の駅がよい参考事例になると考えますが、要は、引き継ぎの指定を受けるためにも、また運営上からもコスト削減を常に迫られるという問題です。委託費の縮減は、結果的に人員配置、雇用形態、賃金、労働条件の問題にも連動していきます。その結果、人員削減、パートの増大、不安定雇用、低賃金構造、業務の質の低下など、深刻な問題が全国的にも起きています。

ゆえに、行政がワーキングプアをつくり出すようなことがあってはなりません。その対策のためにも、行政は責任が果たせるように労働環境の整備を行っていくことが求められています。今回の一般質問でも提案し、具体化を迫った公契約条例の制定もその対策の1つと考えます。

公契約条例は、公共事業や業務委託の元請業者に対し、従事する労働者の賃金の最低基準等を義務づける制度です。制定の意義として、労働者の賃金、労働条件の改善は、それだけではなく公共サービスの質の確保、さらに地域経済の活性化、地域再生にもつながってくる、このような効果の期待が高まってきていると言われています。施設の管理運営上必要な安定的な人材の確保、継続性、専門性の確保のためにも、労働環境整備を責任を持って取り組むのが行政の役割です。それができているのでしょうか。

兵庫県芦屋市では市長が、委託労働者の賃金、労働条件が適正に確保されるように調査と指導を行うと文書で約束もしています。垂水市も、施設の安定的な運営、人材の確保、継続性、専門性を整えていくためには取り組むべき課題でもあります。現段階では見受けられません。

よって、以上の2点を指摘し、現段階では両条例案に賛成できないことを述べて、反対討論といたします。

○議長（川尻達志）ほかに討論はありません

か。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第106号及び議案第107号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、議案第106号及び議案第107号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第106号は起立により採決します。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第106号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第107号を起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（川尻達志）起立多数です。

よって、議案第107号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

最初に、陳情第20号を委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第20号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第21号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第21号は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△意見書案第21号・意見書案第22号一括上程

○議長（川尻達志）日程第18、意見書案第21号及び日程第19、意見書案第22号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

意見書案第21号 電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書について

意見書案第22号 地方交付税の制度堅持と総額確保を求める意見書について

○議長（川尻達志）案文は配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書（案）

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに関わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や保育園の運営費等への充当による住民生活の利便性向上を図っているところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の30年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水

力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よって、国におかれては、平成22年度末をもって多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去30年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金との格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月18日

鹿児島県垂水市議会議長 川尻 達志

経済産業大臣 直嶋 正行 殿
経済産業副大臣 松下 忠洋 殿
経済産業副大臣 増子 輝彦 殿
経済産業大臣政務官 近藤 洋介 殿
経済産業大臣政務官 高橋 千秋 殿
財務大臣 藤井 裕久 殿
財務副大臣 野田 佳彦 殿
財務副大臣 峰崎 直樹 殿
財務大臣政務官 大串 博志 殿
財務大臣政務官 古本伸一郎 殿
総務大臣 原口 一博 殿
総務副大臣 渡辺 周 殿
総務副大臣 内藤 正光 殿
総務大臣政務官 小川 淳也 殿
総務大臣政務官 階 猛 殿
総務大臣政務官 長谷川憲正 殿

地方交付税の制度堅持と総額確保を求める

意見書（案）

地方財政は「三位一体」の改革の元で地方交付税が大幅に削減され厳しい財政運営を余儀なくされている。さらに「新型交付税」が導入されたことで、一層、地方交付税の財源保障が歪められ、地域間格差が広がっている。さらに、来年度、2兆円もの地方税収減が予想されている中、自治体が標準的な仕事をするうえで、地方税収等で不足する部分を財源保障する増額措置がとられるのか懸念も広がっている。

地方交付税は、「国が地方に代わって徴収する地方税」としての性格を有し、地方公共団体固有の財源である。また、戦後の憲法・地方自治法のもとで欧米にもない優れた財源保障・調整制度として創設され、さまざまな改悪がされながらも、基本的枠組みは維持されてきている。ゆえに、地方交付税は地方税に次ぐ重要な財源である地方交付税総額の削減が実施されるならば、地方自治の根幹を揺るがし、「住民の福祉の増進」を図り、地域の行政需要に対応する上で重大な障害となる懸念がある。

よって、政府に対して下記事項の実現を強く求める。

一、地方公共団体の行財政運営に責任を負うために、地方交付税制度の財源保障、財源調整の復元・拡充に努め、2つの機能を堅持し、その充実を図ること。

二、平成22年度の地方交付税及び一般財源の所要総額を確実に確保すること。

以上、地方自治法第96条の規定により、意見書を提出します。

平成21年12月18日

鹿児島県垂水市議会議員 川尻 達志

内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿

総務大臣 原口 一博 殿

財務大臣 藤井 裕久 殿

○議長（川尻達志）お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

最初に、意見書案第21号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第22号を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、意見書案第22号は原案のとおり可決されました。

△陳情第22号上程

○議長（川尻達志）日程第20、陳情第22号改正貸金業法の早期完全施行等を求める陳情書について、議題とします。

お諮りします。

陳情第22号は、総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、陳情第22号は総務文教委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（川尻達志）異議なしと認めます。

よって、閉会中、議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（川尻達志）これをもちまして、平成21年第4回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員